日本財団 助成事業
The Nippon Foundation

平成 21 年度

大陸棚の限界拡張に関する調査研究報告書

平成 22 年 3 月

海　洋　政　策　研　究　財　団
（財団法人　シップ・アンド・オーシャン財団）

は　じ　め　に

本報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて実施した平成21年度「大陸棚の限界拡張に係る支援」事業の成果を取りまとめたものです。

平成6年に発効した国連海洋法条約では、海底及び海底下の天然資源に関する管轄権の範囲を示す「大陸棚」について、全く新しい概念を導入しました。条約では、大陸縁辺部の外縁が200海里を超えて延びている場合には、「大陸棚」を延長することができると定められていますが、そのためには、条約の規定にもとづき、必要な科学的データを添えて大陸棚限界委員会へ申請する必要があります。委員会は申請を審査した後、勧告を発出しますが、この勧告にもとづいて沿岸国が設定した「大陸棚」の外縁は最終的で拘束力を持つとしています。

委員会では、「科学的・技術的ガイドライン」を策定し、沿岸国の申請提出への規範としていますが、海底及び海底下の地形・地質は、極めて多種多様で、また、海底に関する科学的知見は飛躍的に増大しており、申請提出のためには、最新の科学的知識を踏まえておく必要があり、条約の解釈や適用に関する法的・実務的な議論が国際的な場で行われています。

このような状況を踏まえ、本事業では平成17年度から、大陸棚限界延長に関係する国際機関等において多面的な情報収集を行い我が国の申請に資するとともに、大陸棚の専門家を招いて講演会等を開催し、大陸棚限界延長に関する理解を深めることを目的として実施してきました。

本事業が支援をしてきた、日本の大陸棚限界延長申請は、平成20年11月に大陸棚限界委員会に提出され、平成21年3月に日本代表団が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、同年9月に小委員会が設置され審査が開始されました。これまでの他国の審査状況を見ると、条約の規定が明確でないため、事例ごとに多様な判断が行われており、地形・地質が複雑な我が国の場合、審査への対応は容易でないと思われます。このため、既発出勧告の解析はもとより、各国の大陸棚延長の論理、各委員の考え方など、各種情報を収集・解析し、我が国の審査対応方針に反映させることが重要と考え、本年度においても引き続き大陸棚限界委員会の審査動向や審査結果などについて調査を行いました。

勧告が出るまでには数年かかる見通しですが、この期間においても条約の解釈や適用に関する国際的な議論は日々進化していくことから、我が国の審査に効果的に対応するには、最新の議論を踏まえておく必要があります。本事業でこれまでに収集した情報、知見等はきわめて有用であると確信するとともに、これらの貴重な情報・知見を維持し、本件に関する更なる理解の深化と知の向上に努めることが重要と考えております。

本事業を実施するに当たり、ご指導・ご協力いただいた日本財団をはじめ内閣官房総合海洋政策本部事務局、外務省国際法局海洋室、海上保安庁海洋情報部、産業技術総合研究所などの関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

海洋政策研究財団
会　長　　秋山昌廣

目　　次

1.　事業の概要 …… 1
1.1　事業の目的 …… 1
1.2　事業の実施内容 …… 1
2.　国連海洋法条約に大陸棚限界延長について …… 2
2.1　国連海洋法条約における大陸棚の定義 …… 2
2.2　大陸棚限界延長の手続 …… 4
3.　各国の申請状況 …… 5
3.1　勧告が行われた申請 …… 6
3.1.1　ロシアの申請 …… 6
3.1.2　ブラジルの申請 …… 8
3.1.3　オーストラリアの申請 …… 10
3.1.4　アイルランドの申請 …… 14
3.1.5　ニュージーランドの申請 …… 15
3.1.6　フランス、アイルランド、スペイン、英国の共同申請 …… 18
3.1.7　ノルウェーの申請 …… 20
3.1.8　フランスの申請（フランス領ギアナ及びニューカレドニア） …… 22
3.1.9　メキシコの申請 …… 25
3.2　審査中の申請 …… 26
3.2.1　バルバドスの申請 …… 26
3.2.2　英国の申請（アセンション島） …… 28
3.2.3　インドネシアの申請 …… 29
3.2.4　日本の申請 …… 30
3.3　審査待ちの申請 …… 34
3.3.1　モーリシャス、セーシェルの共同申請 …… 34
3.3.2　スリナムの申請 …… 34
3.3.3　ミャンマーの申請 …… 35
3.3.4　フランスの申請（フランス領アンティル及びケルゲレン諸島） …… 38
3.3.5　イエメンの申請 …… 39

3.3.6　英国の申請（ハットン・ロッコール） …… 40
3.3.7　アイルランドの申請（ハットン･ロッコール） …… 41
3.3.8　そのほかの申請（21 件目から 51 件目まで） …… 44
3.4　予備的情報を提出した国（申請期限の延長措置） …… 49
4.　講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長
- 日本の申請の紹介 - 」の開催 …… 52
5.　海外調査の概要 …… 56
5.1　第 23 回大陸棚限界委員会に関する情報収集 …… 56
5.2　第 19 回国連海洋法条約締約国会合に関する情報収集 …… 70
5.3　第 24 回大陸棚限界委員会に関する情報収集 …… 78
6.　大陸棚サイト「大陸棚の延長とは？国連海洋法条約と大陸棚」の更新 …… 101
7.　成果と今後の課題 …… 106
8.　あとがき …… 107

附録

1.　大陸棚限界委員会（委員の構成） …… 111
2.　大陸棚限界延長申請に関する各国の動き …… 113
3.　大陸棚限界延長のための手続 …… 114
4.　国連海洋法条約 第 6 部「大陸棚」 …… 115
5.　国連海洋法条約 附属書Ⅱ「大陸棚の限界に関する委員会」 …… 123
6.　第三次国連海洋法会議最終議定書　附属書Ⅱ
「大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明」 …… 127
7.　講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長
- 日本の申請の紹介 - 」講演資料 …… 129

1.　事業の概要

1.1　事業の目的

1982年に採択され、1994年に発効した「海洋法に関する国際連合条約」（以下、国連海洋法条約または単に条約という）では、沿岸国周辺の海底及びその下の部分のうち、当該国が天然資源の探査・開発に関して排他的な権利を有する部分を大陸棚と呼んでいる。この大陸棚は、当該沿岸国の排他的経済水域（領海の外にあって、領海基線から200海里までの海域）の外側であっても、陸地の自然延長の外縁まで設定することができる。設定に当たっては、沿岸国は自国周辺海域の海底の地形・地質等に関する科学的情報を、条約にもとづき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会（Commission on the Limits of the Continental Shelf）」（以下、大陸棚限界委員会またはCLCSという）に提出し、大陸棚限界委員会の勧告にもとづいて行う必要がある。

大陸棚について規定する条約第76条は、大西洋の単純な海底地形を前提として起草されたため、比較的簡明な記述ぶりとなっているが、現実の海底の地形や地質は極めて複雑で、陸地の自然延長であることを大陸棚限界委員会に認めてもらうための方法は簡単明瞭ではない。また、大陸棚限界委員会は「科学的・技術的ガイドライン」を1999年に策定し、委員会の審査に際しての指針を示したが、海底に関する科学的知見の増大や海洋探査技術の向上は続いており、同ガイドラインの想定を超えるほどであり、大陸棚限界委員会が実際の沿岸国からの申請に対してどのような審査を行うのか予測するのは困難である。しかも、我が国周辺海域の海底の複雑さは世界でも屈指であるため、条約第76条が想定している海底地形とかなり異なっており、我が国の申請に際しては困難を伴うことが予想された。

このような状況に鑑み、本事業では 2005 年度から、我が国の申請を支援することを目的として、大陸棚限界延長に関係する国際機関等において多面的な情報収集・調査を行ってきた。我が国は 2008 年 11 月 12 日に大陸棚限界委員会に申請を提出し、2009 年 3 月に日本代表団が申請内容についてプレゼンテーションを行い、同年 9 月に小委員会が設置され審査が開始された。これまでの他国の審査状況を見ると、事例ごとに多様な判断が行われており、審査に際しての基準を見出すのは困難である。そのため、既発出勧告の解析はもとより、各国の大陸棚限界延長の論理、各委員の考え方など、各種情報を収集･解析し、我が国の審査対応方針に反映させることが重要である。

また、本事業では、大陸棚限界延長に対する一般の関心と理解を高めることを目的として、大陸棚に関する講演会・セミナーの実施や、大陸棚サイトの開設・更新を行ってきた。同時に、我が国の国益をはじめ、我が国国民の海洋に対する関心と理解を高め、かつ、海洋・海事関係者の業務に寄与し、海洋政策立案にも資することを目指した。

1.2　事業の実施内容

(1)　動向調査

大陸棚限界委員会など関係機関の最新の情報を収集するとともに、大陸棚限界延長

に関する情報の分析を行った。

① 第 23 回及び第 24 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

② 第 19 回国連海洋法条約締約国会合に関する情報収集

(2) 講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長－日本の申請の紹介－」の開催

我が国の申請提出に至るまでの体制や申請の概要について講演会を開催した。

(3) 基礎資料作成

上記(1)の動向調査の結果、及び文献、資料等の調査結果を整理し、大陸棚限界延長に係る政策立案のための基礎資料として取りまとめるとともに、データベースの構築作業を行った。

(4) ホームページでの情報発信

当財団ホームページに設置している「大陸棚サイト」を、最新情報を踏まえて更新した。

(5) とりまとめ

上記(1)の動向調査の結果や (2)の講演会の開催結果等を取りまとめ、本事業報告書を作成した。なお、本事業報告書に記載の各機関サイトの URL はすべて、2010 年 2 月 28 日時点でアクセス可能なものである。

2. 国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長について

本事業報告書においては、上記 1.2 の実施内容につきとりまとめることを目的としているが、まず大陸棚限界延長に関し、国連海洋法条約の規定に沿って、簡単に述べることとする。

なお、国連海洋法条約中の大陸棚関連規定（第 76 条～第 85 条）及び同条約附属書Ⅱに関しては、本事業報告書附録 4 及び 5 に掲載している。

2.1 国連海洋法条約における大陸棚の定義

(1) 国連海洋法条約では、次の２つの基準を採用して、大陸棚の定義を規定している（第 76 条 1 項）[1]。

① 領海の外側の海底であって、陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部（continental margin）の外縁（outer edge）までの海底及びその下（自然延長基準または地形学・地質学基準）

② 大陸縁辺部の外縁が 200 海里を超えない場合には、領海の外側であって、領海基線から 200 海里までの海底とその下（距離基準）

(2) 上記(1) ①の場合には、大陸縁辺部の外縁の具体的な位置を決める必要があり、そのために、国連海洋法条約では次の２つの方法が採用されている（第 76 条 4 項）。

① ある地点の堆積岩の厚さと大陸斜面の脚部からの距離との比が 1%以上の点を用いて引いた線

[1] 島田征夫・林司宣（編）『海洋法テキストブック』（2005 年、有信堂）、68 頁。

② 大陸斜面の脚部から 60 海里を超えない点を用いて引いた線

交渉当時、上記①は、アイルランドの提案にもとづくため、アイリッシュ・フォーミュラと呼ばれており、上記②は、提案者である米国の地質学者の名前にちなんで、ヘッドバーグ・フォーミュラと呼ばれている。いずれの方法も大陸斜面の脚部（the foot of the continental slope）が基準となるため、その位置の決定が重要となる。大陸斜面の脚部は、反証のない限り、その大陸斜面の基部での勾配が最も変化する点とされており（第 76 条 4 項(b)）、地形学的に決定される[2]。

(3) 上記(2)のいずれかの方法にもとづき引かれた外縁線には、次の２つのうちのいずれかの制限が課される（第 76 条 5 項）。沿岸国は、２つの中から自国の外縁線を引く上で有利な方を適用することができる。

① 領海基線から 350 海里を超えてはならない。

② 2500 メートル等深線から 100 海里を超えてはならない。

上記の制限は、沿岸国の大陸棚が広大なものとなり、深海の海底が必要以上に沿岸国の管轄下に入ることを制限するために導入された[3]。

以上の大陸棚の外縁の設定については、下図を参照されたい。

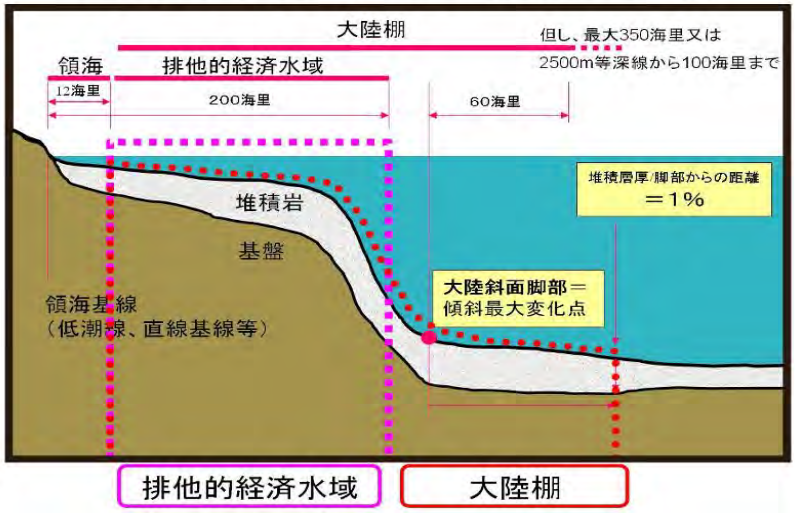

海洋法条約による大陸棚の定義

海上保安庁海洋情報部サイトに掲載

（http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/tairiku/tairiku.test.html）

---

[2] 「反証のない限り」とは、地形学的に信頼できる斜面の脚部を決められない場合には、地質学的・地球物理学的証拠（地下構造に関するもの等）を示すことによって斜面の脚部を決めることを認めるという趣旨である。島田・林、前掲注 1、69-70 頁。いかなる地質学的・地球物理学的証拠が必要かについては、大陸棚限界委員会が 1999 年に採択した「科学的・技術的ガイドライン」（CLCS/11）において示されている。

[3] 島田・林、前掲注 1、70-71 頁。

2.2　大陸棚限界延長の手続

(1) 領海基線から 200 海里を超えて延びる大陸棚の外側の限界を画定するために、沿岸国は自国周辺の大陸棚の限界の詳細とその根拠となるデータ等を自国について条約が効力を生じてから 10 年以内に[4]、国連海洋法条約附属書Ⅱにもとづき設置された大陸棚限界委員会に提出して勧告を受ける（国連海洋法条約第 76 条 8 項、同条約附属書Ⅱ第 4 条）。

(2) 大陸棚限界委員会は、個人の資格で職務を遂行する 21 名の地質学、地球物理学及び水路学の専門家で構成され、同委員会委員は国連海洋法条約締約国会合での選挙で、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って、選出される（同条約附属書Ⅱ第 2 条）。同委員会の委員の任期は 5 年であり再選可能とされている。なお、同委員会は 1997 年に設立され、日本からは 3 期連続で選出されている（1 期目は葉室和親氏、2 期目及び 3 期目は玉木賢策氏）。（大陸棚限界委員会委員の構成については、本事業報告書附録 1 を参照。）

(3) 大陸棚限界委員会の任務は、次の 2 つとされている（国連海洋法条約附属書Ⅱ第 3 条）。

① 200 海里を超える大陸棚の限界について沿岸国が提出するデータその他の資料を検討し、国連海洋法条約第 76 条及び第三次国連海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明[5]に従って勧告を行うこと。

② 沿岸国の求めにより、申請のためのデータ作成に関して科学上・技術上の援助を行うこと。

(4) 沿岸国は、大陸棚限界委員会の行った勧告にもとづいて自国の 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を設定する。沿岸国がこのようにして設定した大陸棚の限界は、最終的であり、かつ、拘束力を有する（第 76 条 8 項）。

(5) なお、第 76 条 10 項において、第 76 条の規定は向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではないことが明記されている。

---

[4] 2001 年 5 月 14 日～18 日に開催された第 11 回国連海洋法条約締約国会合において、1999 年 5 月 13 日以前に条約が効力を生じた国については、大陸棚限界委員会への提出期限の 10 年間の始期を 1999 年 5 月 13 日とすることが決定された（決定内容は、締約国会合文書（SPLOS/72）に掲載されている）。これにより、日本を含め、多くの沿岸国の委員会への申請期限が 2009 年 5 月 12 日まで延長された。

また、2008 年 6 月の第 18 回締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、(1) 2009 年 5 月 12 日までに 200 海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報（preliminary information）を国連事務総長に提出すれば締切を満たしたものとする、(2)この予備的情報について大陸棚限界委員会は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない、との決定が行われた（決定内容は、締約国会合文書（SPLOS/183）に記載されている）。つまり、申請を行いたい国は、大陸棚の延長に関する大まかな情報を、完全な内容ではなくても、ひとまず 2009 年 5 月 12 日までに提出すれば、締切に間に合ったことにするというわけである。第 18 回締約国会合での議論内容については、平成 20 年度事業報告書 4.2.3(2) (b)を参照。

[5] 第三次国連海洋法会議の交渉において、スリランカより提出され、同国のように大陸縁辺部の広範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところに対し特別な扱いを求める修正提案にもとづき、同会議が採択したもの。同了解声明は、ベンガル湾南部の諸国（スリランカとインド）の大陸縁辺部の外縁の設定に関する勧告においては同了解声明の規定に従うことを大陸棚限界委員会に要請している。S. Nandan and S. Rosenne (eds.), United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary, Vol. II (Martinus Nijoff, 1993), pp. 1019-1025. 了解声明の内容については、本事業報告書附録 6 を参照。

3. 各国の申請状況（2010 年 2 月 28 日現在）

2001 年 12 月にロシアが申請を提出したのを皮切りに、これまでに、51 件の申請が大陸棚限界委員会（CLCS）に対して提出されている。このうち、2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回会合までに、CLCS は下記の 9 件に対し、勧告を発出した。（3.1「勧告が行われた申請」を参照。）

勧告が行われた申請

勧告が行われた申請		申請提出日	勧告採択日（*1）
1	ロシアの申請	2001 年 12 月 20 日	第 11 回会合 2002 年 6 月 27 日
2	ブラジルの申請	2004 年 5 月 17 日	第 19 回会合 2007 年 4 月 4 日
3	オーストラリアの申請	2004 年 11 月 15 日	第 21 回会合 2008 年 4 月 9 日
4	アイルランドの申請	2005 年 5 月 25 日	第 19 回会合 2007 年 4 月 5 日
5	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞの申請	2006 年 4 月 19 日	第 22 回会合 2008 年 8 月 22 日
6	ﾌﾗﾝｽ、ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ、ｽﾍﾟｲﾝ、英国の共同申請	2006 年 5 月 19 日	第 23 回会合 2009 年 3 月 24 日
7	ノルウェーの申請	2006 年 11 月 27 日	第 23 回会合 2009 年 3 月 27 日
8	メキシコの申請	2007 年 12 月 13 日	第 23 回会合 2009 年 3 月 31 日
9	フランスの申請	2007 年 5 月 22 日	第 24 回会合 2009 年 9 月 2 日

（*1） CLCS サイトより
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_recommendations.htm

CLCS 手続規則では、申請の審査は同時に 3 つの小委員会でしか行えないと規定されているが[6]、CLCS は申請数の増加を受けて、迅速かつ効率的な審査を行うために、この規定の例外として、4 つめの小委員会を設置する決定が第 23 回 CLCS 会合（2009 年 3 月～4 月に開催）において行われた。その時点では、フランス、バルバドス及び英国の申請に関する小委員会が審査を行っていたが、4 つ目の小委員会として、インドネシアの申請を審査する小委員会が設置された[7]。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合でフランスの申請に対し、勧告が採択され、小委員会は 3 つとなったが、審査の迅速化の観点から、インドネシアの次に提出された日本の申請についても、小委員会が設置された[8]。審査が行われている申請は、次頁の表にある 4 件である。（3.2「審査中の申請」を参照）

各国の申請を審査する小委員会の委員の構成、申請状況一覧については、本事業報告書附録 1 及び 2 を参照。

---

[6] CLCS 手続規則（CLCS/40/Rev.1）、規則 51、4bis.
[7] 本事業報告書 3.2.3「インドネシアの申請」を参照。
[8] 本事業報告書 3.2.4「日本の申請」を参照。

審査中の申請

審査中の申請		申請提出日	審査が開始された会合
1	バルバドスの申請	2008 年 5 月 8 日	第 23 回会合（2009 年 3～4 月）
2	英国の申請	2008 年 5 月 9 日	第 23 回会合（2009 年 3～4 月）
3	インドネシアの申請	2008 年 6 月 16 日	第 23 回会合（2009 年 3～4 月）
4	日本の申請	2008 年 11 月 12 日	第 24 回会合（2009 年 8～9 月）

51 件の申請のうち、審査が終了した申請と審査中の申請（上記の 13 件の申請）を除いた残りの 38 件の申請は、審査を受けるため順番を待っている状況である（3.3「審査待ちの申請」を参照）。

なお、申請は、国が提出した順に、審査の順番待ちの行列に並ぶ。小委員会での審査が終了すると、新たに小委員会が設置され、次の申請の審査が始まる。これらの手続については、CLCS 手続規則の規則 51 に規定されている。

以下では、各国の申請の概要（エグゼクティブ・サマリーと呼ばれており、CLCS のサイトで公開されている）に記載されている内容を 20 件目の申請まで述べるとともに、現在の審査状況等について説明する。21 件目のウルグアイの申請から 51 件目のキューバの申請までは、エグゼクティブ・サマリーに記載されている内容を基に、各申請の概要を見るにとどめる。

3.1　勧告が行われた申請

3.1.1　ロシアの申請

2001 年 12 月 20 日、ロシアは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した[9]。ロシアの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、カナダ、デンマーク、日本、ノルウェー及び米国がそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した[10]。

2002 年 3 月 25 日～4 月 12 日に開催された第 10 回 CLCS 会合の会期中に、ロシアの代表がプレゼンテーションを行い、CLCS はロシアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した[11]。その後、小委員会は同年 6 月 10 日～14 日に再度集まり、6 月 14 日に勧告案を CLCS に提出し、CLCS は第 11 回会合において当該勧告案にいくつかの修正を加

---

[9] 国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条に大陸棚限界委員会の事務局は国連事務総長が提供することが規定されている。沿岸国より申請が提出された場合、国連事務総長がその受領を確認し、全国連加盟国への通知を行う（CLCS 手続規則第 49 条及び第 50 条。同規則最新版は CLCS/40 に収録されている）。

[10] これら 5 カ国からの意見表明の内容は国連事務総長により全国連加盟国に通知されており、また、いずれも国連サイト内の大陸棚限界委員会の下記のページにおいて閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs new/submissions files/submission rus.htm

[11] 第 10 回 CLCS 会合に関する委員長ステートメント（CLCS/32）、パラ 7～20。

えた上で採択した[12]。ロシアに対する勧告の概要については、第 57 回国連総会会期中に提出された「海洋と海洋法」に関する事務総長報告書補遺（A/57/57/Add.1）に収録されており、以下のとおりである。

① バレンツ海及びベーリング海におけるロシアの申請のうち、バレンツ海についてはノルウェーとの、ベーリング海については米国との海洋境界画定条約がそれぞれ発効した場合に、当該境界線を示す海図及び座標データを CLCS に対し提出するよう勧告した[13]。

② オホーツク海については、その北部海域について、より精密な根拠にもとづく部分申請（well-documented partial submission）を行うよう勧告した。また、CLCS は、当該部分申請は、南部海域における国家間の境界画定に関する問題に影響を及ぼさないと述べており、さらに、当該部分申請を行うためにロシアは（境界画定に関し）日本との合意に至るため最善の努力を尽くすよう勧告した。

③ 中央北極海についは、CLCS の勧告に含まれる所見にもとづいて申請書の改定を行うように勧告した。

以上のとおり、ロシアの申請は、４つの海域に関するものであったが、いずれの海域における大陸棚延長申請についても CLCS は、近隣諸国との境界画定のための交渉を行う必要性や、より精緻な根拠にもとづく申請を行う必要性を指摘している。

なお、2007 年 8 月 2 日にロシアの有人潜水調査船２艇が、北極点周辺の海底を探査し、海底にロシア国旗を立てたとの報道があった[14]。この海底探査は、ロシアの CLCS への再申請の提出に向け、ロモノソフ海嶺がロシアの領土と地質的に連続していることについての科学的データの収集のために行なわれたものと言われており、ロシアがいつ再申請を行うかが注目される[15]。一方、地球温暖化によって北極の氷が溶けるにつれ、北極周辺国による地下資源の開発権の主張が活発化している。こうした状況を受け、2008 年 5 月に、グリーンランドで北極周辺の 5 カ国（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア及び米国）による外相級会合が開催され、北極周辺における大陸棚限界延長については既存の法的枠組みである国連海洋法条約にもとづいて行うことを確認する旨のイルリサット宣言

---

[12] 第 11 回 CLCS 会合に関する委員長ステートメント（CLCS/34）、パラ 18～33。

[13] ロシアとノルウェーとのバレンツ海における大陸棚境界画定は交渉中であることがノルウェーよりの口上書において述べられている。また、ロシアと米国とのベーリング海における海洋境界画定条約は 1990 年 6 月 1 日に当時のソ連と米国との間で署名されているが、ロシア議会が承認していないことが、米国よりの口上書において述べられている。前掲注 10 参照。

[14] 英国 BBC ニュース・オンライン版（2007 年 8 月 2 日付）
http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/6927395.stm
朝日新聞 2007 年 8 月 22 日朝刊（14 版）、2 面の記事。「時々刻々・北極 争奪戦 ロシア 海底に国旗 資源確保へロシア先手」
Daniel Cressey, Russia at forefront of Arctic land-grab, Nature 448, 520-521 (2 August 2007).

[15] Daniel Cressey, Geology: The next land rush, Nature 451, 12-15 (3 January 2008).

（Ilulissat Declaration）が採択された[16]。

3.1.2　ブラジルの申請

2004 年 5 月 17 日、ブラジルは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。ブラジルの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、米国が自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した[17]。同年 8 月 30 日～9 月 3 日に開催された第 14 回 CLCS 会合においてブラジルはプレゼンテーションを行い、CLCS はブラジルの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した[18]。小委員会は、その後、2005 年 4 月 4 日からの第 15 回 CLCS 会合の期間中及び同年 8 月 22 日から 26 日にも開催された[19]。

2005 年 3 月にブラジルが自国の申請への追加データを提出したところ、CLCS は、一般的問題として、沿岸国が CLCS に申請を提出した後、小委員会が検討を行っている最中に追加的なデータを提出することは国連海洋法条約及び CLCS 手続規則に照らして認められるのかという点について、国連法律顧問に対し法的見解を求めた。国連法律顧問は概要以下の法的意見を発出した[20]。

① 国連海洋法条約及び CLCS 手続規則上、申請国が、修正や追加のデータを後から提出することを禁止する規定は存在しない。よって、申請国が、誠実に（in good faith）、既提出の資料を再度チェックした際に瑕疵や計算間違いが判明したということであれば、後からデータを提出できる。

② 申請国が最初に提出したデータ及び後から提出したデータが、第 76 条の要件を満たしているかを審査するのは、国連海洋法条約に規定されている CLCS のマンデートに鑑み、CLCS である。他方、申請国は、後からデータを提出することにより、CLCS による審査にかかる時間が不合理なまでに遅滞することのないよう、誠実に、かつ注意深く行動するよう求められる。

---

16 イルリサット宣言の全文は下記のデンマーク外務省ホームページに掲載されている。
http://www.ambottawa.um.dk/en/servicemenu/news/theilulissatdeclarationarcticoceanconference.htm

17 米国は、ブラジルの申請のエグゼクティブ・サマリーに含まれている堆積物の厚さのデータの一部に関し、他の公的データとの齟齬があること、及びブラジルがビトリア・トリンダージ海嶺としている部分に関し、他の公的データでは海嶺ではなく海山列として扱われていることを述べた。
ブラジルのエグゼクティブ・サマリー及び米国発の書簡については、以下のサイトより閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_bra.htm
CLCS は、CLCS が申請国以外から表明された見解を考慮しうるのは、近隣諸国との紛争またはその他の未解決の領土もしくは海洋に関わる紛争の時のみであるとして、米国の見解を考慮しないことを決定した。（CLCS/42, para.17）

18 第 14 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/42）、パラ 11～25。

19 第 15 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/44）、パラ 12 及び第 16 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/48）、パラ 14。

20 この法的意見は、国連法律顧問発大陸棚限界委員会委員長宛 2005 年 8 月 25 日付書簡として発行されている（CLCS/46）。

③　申請国が後から提出したデータが、もともと提出していたデータから大幅に乖離している場合、新たに提出された大陸棚限界についても、もともと提出されていたものと同様、公開性が与えられるべきであるが、もともとのデータと、新たなデータがどれくらい違っているのかについて、適切に検討できるのは CLCS だけである。もし、CLCS が、大幅な差違が存在すると考えれば、申請国に対し、エグゼクティブ・サマリーへの追加を事務総長に提出するよう要請することを検討することができる。これまでの国家実行によると、エグゼクティブ・サマリーが事務総長によって公開されると他国は自らの意見を口上書の形で述べており、CLCS は、このような新たな国家実行を考慮し、追加的なエグゼクティブ・サマリーが公開された後で他国が意見を表明するための時間的枠組みについても検討することができる。

以上の法的意見が示されたことを受け、CLCS は第 16 回会合において、当該法的意見に留意し、かつ当該法的意見に従って行動することを決定するとともに、追加提出されたデータがもともとの申請から大幅に乖離している場合には、当該追加データはエグゼクティブ・サマリーへの追加または訂正として公開されるべきであるという点で合意し、その旨をブラジルに伝えた[21]。その後、ブラジルは 2006 年 3 月 1 日にエグゼクティブ・サマリーへの追加を、国連事務総長を通じて CLCS に提出し、同追加は国連サイト内の CLCS のページ上で公開された[22]。

2006 年 3 月 20 日より 4 月 21 日まで開催された第 17 回 CLCS 会合において、同年 3 月 20 日より小委員会が開催され、21 日よりブラジル代表団との協議が行われた。本小委員会のカレラ委員長はブラジル代表団に対し、小委員会で提起された質問について同年 7 月 31 日までに回答を提出することを要求した。ブラジルからは、同期日までに新しい地震探査及び測深データを提出するとの報告があった[23]。

ブラジルは同年 7 月 26 日に小委員会の質問に対する回答と新たなデータを提出し、8 月 21 日から 9 月 15 日に開催された第 18 回 CLCS 会合において、小委員会は 3 日間に渡ってブラジル代表団との会合をもち、その中でブラジル代表団はさまざまなプレゼンテーションと新たなデータに関する説明を行った。同会合期間中に小委員会は勧告の草案に着手し、その後の会期間会合での小委員会における審査と第 19 回 CLCS 会合期間中の 2007 年 3 月 19 日から 23 日までの小委員会における審査が行なわれた後、同月 27 日、小委員会は全体委員会に対し勧告案を提出した。[24]

---

[21] 第 16 回 CLCS 会合委員長ステートメント（CLCS/48）、パラ 19。

[22] http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_bra.htm#New;

[23] 第 17 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/50）、パラ 14 及び 15。

[24] 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/54）、パラ 11～パラ 14。

CLCS 全体委員会は、同年 3 月 27 日、ブラジル代表団との会合を持ち、ブラジル代表団からの説明を聞いた。ブラジル代表団ははじめにサルデンベルグ大使（ブラジル国連常駐代表）が、ブラジルの提出したデータ及び解釈の一貫性と正当性を強調する説明を行い、次に各担当者が 4 つの海域（アマゾン海底扇状地、東部赤道地域、ビトリア・トリンダージ海嶺、サンパウロ海台及び南部地域）について技術的説明を行った[25]。

ブラジル側の説明を聞いた後、CLCS 全体委員会はブラジルの申請に対する勧告案について審議を行い、賛成 15、反対 2（棄権なし）で勧告案を採択した[26]。なお、ブラジルに対する勧告の内容は、現在のところ、公表されていない。

3.1.3　オーストラリアの申請

2004 年 11 月 15 日、オーストラリアは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。オーストラリアの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、米国、ロシア、日本、東ティモール、フランス、オランダ、ドイツ及びインドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した[27]。

2005 年 4 月の第 15 回 CLCS 会合においてオーストラリア代表が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCS はオーストラリアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した[28]。

その後、小委員会は同年 6 月 27 日～7 月 1 日に会期間会合を開催、また同年 8 月 29 日～9 月 16 日の第 16 回 CLCS 会合期間中にも小委員会を開催した。第 17 回 CLCS 会合前の会期間中に、小委員会での審査を促進するための補完データがオーストラリアより提出された。

2006 年 3 月 20 日から 4 月 21 日まで開催された第 17 回 CLCS 会合期間中にオーストラリア代表団と 4 会合がもたれ、小委員会からオーストラリア代表団に対し 8 海域につい

---

[25] 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/54）、パラ 15～パラ 21。ブラジル代表団との会合は、「全体委員会において、小委員会が勧告案についての説明を行った後で、かつ、全体委員会が当該勧告案を審査し採択する前に、申請を行った沿岸国は自国の申請に関するいかなる事項についてもプレゼンテーションを行うことができる」との CLCS 手続規則の改正が行なわれたことにもとづいて実施された。この改正手続規則については、第 18 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/52）、パラ 41 を参照。

[26] 第 19 回 CLCS 会合におけるブラジルの申請の審査については、平成 19 年度事業報告書 4.1 を参照。

[27] 米国、ロシア、日本、オランダ、ドイツ及びインドの見解は、オーストラリアの申請には南極近辺の大陸棚部分が含まれているが、南極条約第 4 条において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認するとともに、当該大陸棚部分について CLCS がいかなる行動もとらないよう求めることをオーストラリア自身が要請していることに留意するというものである。他方、東ティモールの見解は、オーストラリアの申請が、自国とオーストラリアとの海洋境界画定に影響を及ぼさないことを確認するというものであり、フランスの見解は、ケルゲレン海台とニューカレドニア地域に関するオーストラリアの申請に関し、自国とオーストラリアとの大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった。
オーストラリアのエグゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_aus.htm

[28] 第 15 回 CLCS 会合に関する委員長ステートメント（CLCS/44）、パラ 20～31。

ての予備的見解（preliminary views）に関するプレゼンテーションが行われた[29]。第 18 回 CLCS 会合前の会期間中に、小委員会は 9 海域目のケルゲレン海台(Kerguelen Plateau)の審査を進めると同時に、第 17 回会合で行われた小委員会によるプレゼンテーションに対するオーストラリアからの回答を受け取った。

2006 年 8 月 21 日～9 月 15 日に開催された第 18 回 CLCS 会合では、小委員会は 9 海域目の予備的考察（preliminary consideration）について、オーストラリア代表団に文書で提出し、期間中に小委員会はオーストラリア代表団と 3 会合をもった[30]。

2007 年 3 月 5 日より開催された第 19 回 CLCS 会合では、小委員会とオーストラリア代表団は 2 会合をもち、最初の会合でオーストラリア代表団は小委員会の予備的考察に対する更なるコメントを示す広範なプレゼンテーションを行った。2 回目の会合でオーストラリア代表団は、自国の見解に関する包括的なプレゼンテーションを行った。この 2 回のプレゼンテーションの後、小委員会は勧告案を作成した。3 月 28 日、小委員会は勧告案を全体委員会に提出し、ブレッケ小委員会委員長より勧告案についてのプレゼンテーションを行った。同日、オーストラリア代表団からの要請を受け、全体委員会と同代表団との会合が開催され、同代表団より申請に関する全体的なプレゼンテーションが行われた[31]。プレゼンテーションを聞いた後、全体委員会は、小委員会が作成した勧告案を検討したが、結局、更なる検討を行う必要があるため勧告案の採択を次回会期まで延期することを決定した[32]。

2007 年 8～9 月に開催された第 20 回 CLCS 会合で、8 月 28 日にオーストラリア代表団からの要請により、全体委員会において会合が持たれた。同年 6 月の選挙で新たに選出された CLCS 委員のために、オーストラリア代表団は第 19 回会合で行ったものと同じプレゼンテーションを行った。全体委員会では、小委員会により提出された勧告案について海域毎の詳細な検討が行われたが、重要な論点についての協議が継続していることから、勧告の採決は、またも次回 CLCS 会合に延期されることになった[33]。

そして、2008 年 3 月～4 月に開催された第 21 回会合において、CLCS はオーストラリアに対する勧告をようやく採択した。採択は投票により行われ、賛成 14 票、反対 3 票、棄権 1 票によって採択された[34]。

---

[29] 第 17 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/50)、パラ 19～21。

[30] 第 18 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ 12。

[31] 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 23～パラ 32。このような全体委員会での代表団によるプレゼンテーションは、CLCS 手続規則附属書 III セクション VI の改正が行われたことを受けて可能となったものである。当該改正については、第 18 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52), パラ 41 を参照。オーストラリアより行われたプレゼンテーションの概要は、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

[32] 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 33。第 19 回 CLCS 会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

[33] 第 20 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ 19～21。第 20 回 CLCS 会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

[34] 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ 9～11。第 21 回 CLCS 会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

勧告の要約版は 2008 年 10 月 7 日付で、大陸棚限界委員会のオーストラリアの申請のページに掲載された。勧告の要約版は、まず、勧告が依拠した一般原則について述べ、続いて個々の海域ごとに大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定を行い、勧告内容を述べ、勧告した外側の限界を図示する、という構成になっている。

CLCS による勧告採択を受け、オーストラリア政府は 2008 年 4 月 21 日に記者会見を行い、勧告を歓迎する旨述べるとともに、勧告によって延長することができる海域について説明を行った。ファーガソン(Ferguson)資源・エネルギー大臣が声明を発表するとともに、会見を開き、勧告を歓迎すると述べた。ファーガソン大臣の声明の内容は、以下のとおりである[35]。

① 追加的な 250 万平方キロメートルの海底に対するオーストラリアの管轄権を確認した CLCS の判断を歓迎する。

② CLCS の判断は、9 つの海域におけるオーストラリアの大陸棚の外側の限界の位置、及び 200 海里を超える大陸棚の大部分に対するオーストラリアの権利を確認している。

③ CLCS の判断が意味するのは、オーストラリアは今や 250 万平方キロメートルの新たな大陸棚に対する管轄権を有している、ということである。この面積はフランス 国土の約 5 倍、ドイツ国土の約 7 倍、ニュージーランド国土の約 10 倍に相当する。これにより、オーストラリアは、大陸棚上に存在する、または大陸棚の海底下に存在する、石油資源、ガス資源及び生物資源（薬への利用が可能な微生物等）といったものへの権利を得たのである。

④ CLCS の判断は、オーストラリアの沖合にある潜在的資源に対する大きな後押しであるとともに、海底にある海洋環境を保全する我々の能力に対する大きな後押しでもある。

⑤ オーストラリア政府は、CLCS の勧告にもとづき、オーストラリアの大陸棚の外側の限界を公布する（proclaim）ための行動を早急に取るだろう。

⑥ CLCS への申請を準備した、オーストラリア地球科学局、外務貿易省及び司法省の 15 年間以上に及ぶ努力を賞賛する。

また、オーストラリアの申請に際して中心的役割を果たしたオーストラリア地球科学局（Geoscience Australia）のホームページには、CLCS の勧告によって認められた延長大陸棚の部分を示す地図が掲載されている（次図を参照）。

---

[35] 下記のオーストラリア資源・エネルギー省のメディア・リリースのページに掲載されている。
http://minister.ret.gov.au/TheHonMartinFergusonMP/Pages/UNCONFIRMSAUSTRALIA%E2%80%99SRIGHTSOVEREXTRA.aspx

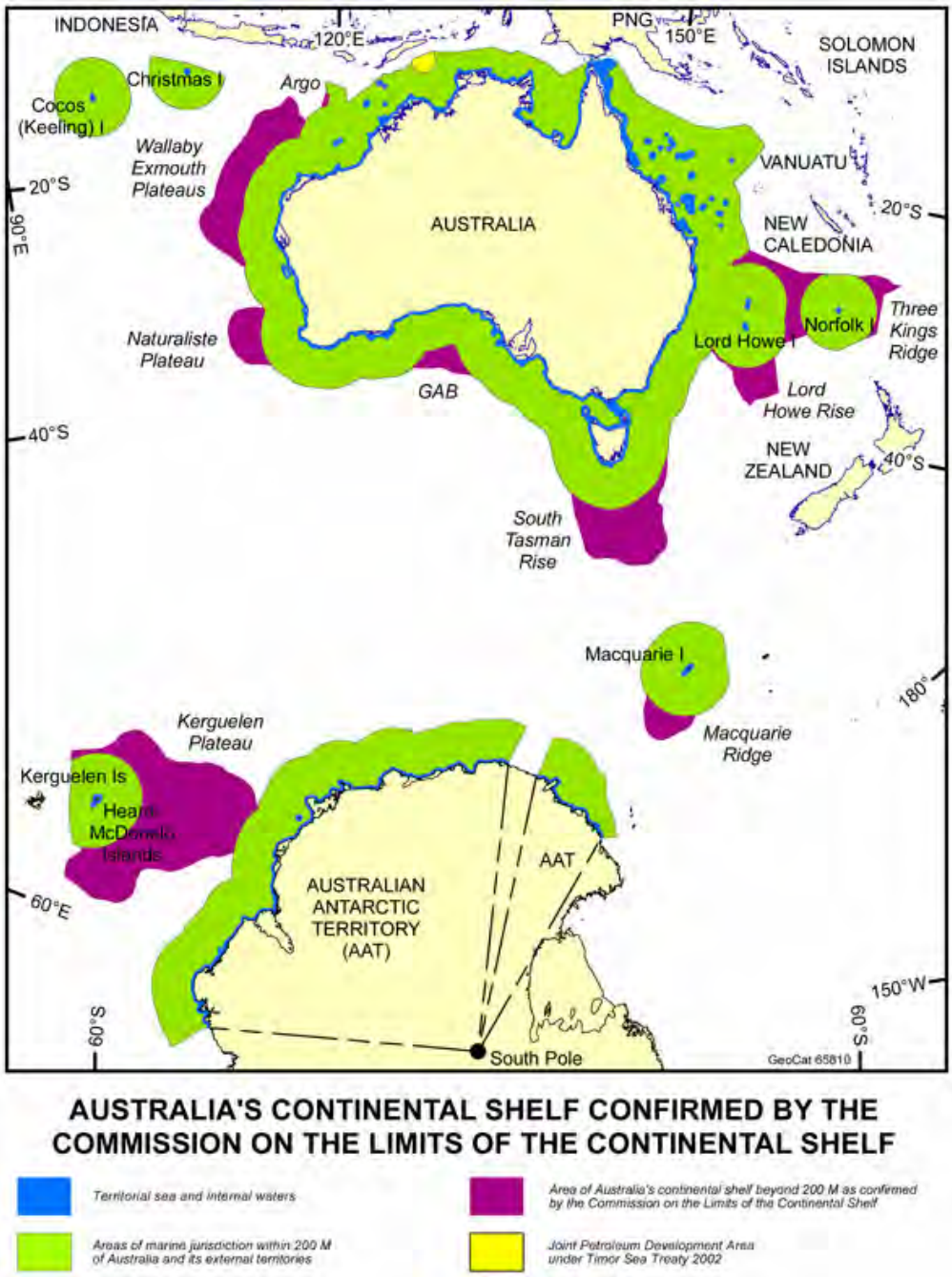

オーストラリア地球科学局（Geoscience Australia）のホームページに掲載されている地図

http://www.ga.gov.au/oceans/mc_los_Map.jsp

オーストラリアの領海及び内水

CLCS により認められた、オーストラリアの 200 海里を超える大陸棚

オーストラリアの 200 海里以内の管轄権が及ぶエリア

ティモール海条約にもとづく（東ティモールとオーストラリアとの）共同石油開発エリア

3.1.4　アイルランドの申請

2005 年 5 月 25 日、アイルランドは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。アイルランドの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、デンマークとアイスランドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した[36]。

アイルランドの申請は、近隣諸国との帰属係争地域について交渉が継続中であるため、帰属について争いのないポーキュパイン深海平原地域の大陸棚に関する部分的申請（partial submission）であり、この点はアイルランドが提出したエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられており、国連事務総長より各国への通知の中でも述べられている。

2005 年 8 月 29 日～9 月 16 日に開催された第 16 回 CLCS 会合においてアイルランドはプレゼンテーションを行い、CLCS はアイルランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、2006 年 1 月 23 日～27 日に会期間会合を開き、アイルランド代表団と 5 会合をもった。2006 年 3 月 20 日～4 月 21 日まで開催された第 17 回 CLCS 会合では、アイルランド代表団と 4 会合をもち、協議を行った。第 18 回 CLCS 会合では、全体委員会において本小委員会のジャファー委員長より勧告案が提示されたが、全委員が勧告案と小委員会の分析の詳細な検討を必要とし、第 19 回 CLCS 会合へと持ち越された[37]。

2007 年 3 月～4 月に開催された第 19 回 CLCS 会合において、全体委員会は小委員会の勧告案を投票にかけ、賛成 14、反対 2、棄権 2 で勧告を採択した[38]。

この勧告採択を受け、アイルランド政府の大陸棚限界延長プロジェクトを管轄しているノエル・デンプシー通信・海洋・天然資源大臣は 2007 年 4 月 22 日付プレス・リリースにおいて、勧告を受け取ったことによりアイルランドは申請を提出したポーキュパイン深海平原エリアにおいて 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を設定することができる旨述べており、また同プレス・リリース中にはアイルランドの国土面積の 80 パーセントにあたる 56,000 平方キロメートルが延長大陸棚となる旨の記述がある[39]。

---

[36] デンマークの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対する CLCS の勧告が、デンマークが将来行う大陸棚限界延長申請に対して、また、デンマーク領フェロー諸島とアイルランドとの間のハットン・ロッコール区域の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。
　アイスランドの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対する CLCS の勧告が、将来アイスランドが行うハットン・ロッコール区域の大陸棚限界延長申請に対して、また、アイスランドとアイルランドとの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。
　アイルランドのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_irl.htm

[37] 第 18 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ 15 及び 17

[38] 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 37。第 19 回 CLCS 会合におけるアイルランドの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

[39] 同プレス・リリースはアイルランド通信・海洋・天然資源省の下記サイトで閲覧可能。
http://www.dcenr.gov.ie/Press+Releases/2007/Ireland+Extends+Continental+Shelf+Waters+by+56000+Sq+Kilometres.htm

勧告の要約版については、2008 年 10 月 7 日付で、CLCS のアイルランドの申請についてのサイトに掲載された。(アイルランドへの勧告の要約版は、申請海域が小さいこともあり、大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定についてそれぞれ詳細な説明を行った上で、勧告内容を述べている。)

その後、アイルランドは、CLCS の勧告にもとづき大陸棚の限界を設定し、国連海洋法条約第 76 条 9 項にもとづき、2009 年 10 月 26 日、海図と関連情報を国連事務総長に寄託した。この海図と関連情報は、国連海事・海洋法課サイトの寄託海図のページ[40]に掲載されている。

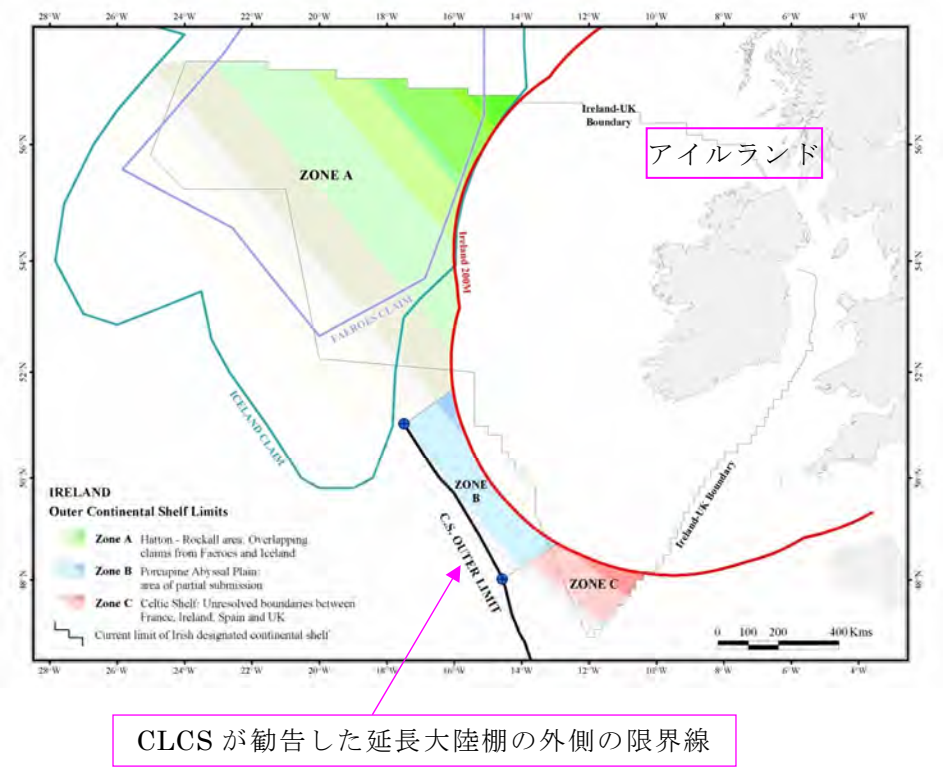

デンプシー アイルランド通信・海洋・天然資源大臣発表の
プレス・リリース（2007 年 4 月 22 日付）に掲載されている図より

3.1.5 ニュージーランドの申請

2006 年 4 月 19 日、ニュージーランドは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。ニュージーランドの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、フィジー、フランス、日本及びオランダがそれぞれ自国の見解を表明

[40] http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/IRL.htm

する口上書を国連事務総長に提出した[41]。

ニュージーランドの申請は、南極海を除く海域についての部分的申請であることが明確に示されると同時に、南極海海域における大陸棚延長申請は後日提出する予定であることをニュージーランドの申請提出と同時に提出した口上書において言及している[42]。

2006年8月の第18回CLCS会合においてニュージーランド代表団が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCSはニュージーランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、同年11月13日から17日にかけて会期間会合を開いた[43]。この会合において、ニュージーランドの南東海域について予備的審査が行われ、小委員会は第19回CLCS会合前にニュージーランドより包括的な回答を受け取り、2007年3月19日から27日まで申請内容及び新たな資料について審査を行った。小委員会は、同年4月9日から13日にかけて審査を継続し、ニュージーランド代表団と多くの会合をもった。その中で、ニュージーランド代表団は、小委員会からの質問に対する回答についてプレゼンテーションを行った。また、小委員会は西海域に関して及び南東海域における懸案事項に関して、予備的見解を提示した[44]。

2007年8月から開催された第20回CLCS会合の前に、小委員会は、第19回会合の際に提示した予備的見解及び質問事項に対する包括的な回答をニュージーランド代表団から受け取った。第20回CLCS会合では、申請内容及び新たな資料の審査は9月4日、10日、12日及び14日に小委員会において継続され、ニュージーランド代表団と小委員会との会合が開かれ、小委員会から出された予備的見解及び質問事項に対する回答についてニュージーランド代表団はプレゼンテーションを行った[45]。

小委員会は2008年1月21日～25日に会期間会合を開き、検討を行い、その結果を同年1月25日付でニュージーランドに対し、予備的見解として送付し、ニュージーランドは、同年3月13日付で返答を出した。その後、3月24日から始まった小委員会会合において、小委員会は勧告案をとりまとめ、同案の概要についてニュージーランドに対してプレゼンテーションを行った。第21回CLCS会合期間中の4月3日に小委員会は全体委員

---

[41] フィジーの見解は、ニュージーランドの申請のエクゼクティブ・サマリーに含まれているKermadec Ridge、Havre Trough及びColville Ridgeにおける大陸棚の境界画定協議がニュージーランドと継続中であることについて述べている。

フランスの見解は、Three Kings Ridgeについて、南太平洋のフランス領諸国の大陸棚に影響を及ぼす可能性があることについて述べている。

日本及びオランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認している。

ニュージーランドのエグゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nzl.htm

[42] この口上書は上記サイトにおいて閲覧可能。

[43] 第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ20,21及び24。

[44] 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ38。第19回CLCS会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

[45] 第20回CLCS委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ22～25。第20回CLCS会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.3を参照。

会に対して勧告案を提出し、同勧告案を説明するためのプレゼンテーションを行った。同日、ニュージーランド代表団の要請にもとづき、全体委員会にニュージーランド代表団が出席し、同代表団は小委員会の見解について異論はない旨述べた[46]。

2008 年 8 月～9 月に開催された第 22 回 CLCS 会合において、全体委員会は、勧告案について検討を行い、投票の結果、賛成 13 票、反対 3 票、棄権 3 票で勧告案を採択した。[47]

（勧告の要約版については、2008 年 10 月 14 日付で、CLCS サイトのニュージーランドの申請に関するページに掲載された。）

これを受け、ニュージーランドのクラーク首相は、2008 年 9 月 22 日に CLCS の勧告を歓迎する旨のプレス声明を発表し、次のように述べている[48]。

① CLCS によって、約 170 万平方キロメートルの延長大陸棚に対してニュージーランドが権利を有することが確認された。

② この面積はニュージーランドの国土の 6 倍以上に相当する。

③ 今回得られた成功は、ニュージーランドの科学者や政府関係者の 10 年以上に及ぶ努力の成果である。

また、ニュージーランド外務貿易省もホームページにおいて、CLCS は 2008 年 9 月 12 日に勧告を行い、ニュージーランドが申請した延長大陸棚の 98 パーセント以上を認めたと述べている[49]。

また、勧告全文も同省のホームページに掲載されており[50]、ニュージーランドの大陸棚限界延長に対する一貫した公開性を反映していると言えよう。

---

[46] 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/58）、パラ 12～18。第 21 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

[47] 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ 8～11。第 22 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

[48] http://www.beehive.govt.nz/release/un+recognises+nz+extended+seabed+rights

[49] http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php

[50] http://www.mfat.govt.nz/downloads/global-issues/cont-shelf-recommendations.pdf

なお、平成 20 年度事業の一環として、ニュージーランドの大陸棚限界延長申請のための準備や申請後の審査について、同国の専門家であるレイ・ウッド氏の講演会を開催した。この講演会の内容については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 3.を参照。

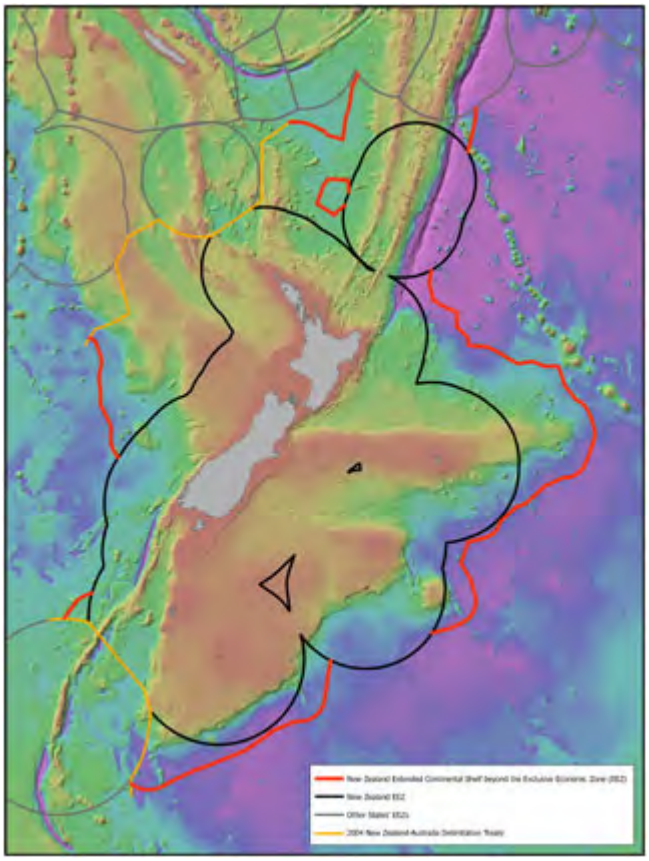

ニュージーランド外務貿易省サイトに掲載されている図

http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php

上の図において、黒線は、ニュージーランドの 200 海里排他的経済水域（EEZ）を示しており、赤線は、CLCS によって認められた 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を示している。また、灰色の線は、他国の 200 海里排他的経済水域を示しており、黄色の線は、ニュージーランドとオーストラリアとの海洋境界画定条約によって定められた境界線を示している。

3.1.6　フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請

2006 年 5 月 19 日、フランス、アイルランド、スペイン及び英国（以下、4 カ国）は、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。4 カ国の共同申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知され、エグゼクティブ･サマリーが公表された[51]。他国からの口上書は提出されていない。

4 カ国の共同申請は、ケルト海とビスケー湾の 4 カ国が境界を接する海域の大陸棚に関して 4 カ国が共同し、かつ協力して行う一つの申請であると同時に部分的申請であることが英語、フランス語、スペイン語の 3 カ国語で提出されたエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられている。

51　4 カ国共同申請のエグゼクティブ･サマリーは以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_frgbires.htm

2006年8月の第18回CLCS会合においてフランス、アイルランド、スペイン及び英国からそれぞれ代表が立ち、申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCSは4カ国共同申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した[52]。2007年1月22日から2月2日にかけて会期間会合が行われ、小委員会は4カ国代表団と4回の会合をもった。

2007年3月の第19回CLCS会合において、小委員会は3月14日に4カ国代表団に対し、申請の審査から得られた小委員会の見解と全般的結論について、包括的なプレゼンテーションを行った。これに対し、4カ国代表団は、小委員会の見解と結論について、プレゼンテーションを行い、とりあえずの反応を示した。これらの会合後、4カ国代表団は3月23日に小委員会より要請された追加資料を提出した。小委員会は、提出された追加資料の審査を行い、勧告案の最終調整に入ることになった[53]。

第19回CLCS会合から第20回CLCS会合までの会期間及び2007年8月～9月の第20回CLCS会合において、審査は継続された。

この4カ国共同申請は初めての共同申請であることを踏まえ、小委員会は、第20回CLCS会合の会期中に、全体委員会に対し、共同申請に関する一般原則について検討することを求めた。これを受け、全体委員会で議論された後、「共同申請の結果得られる延長大陸棚の総面積は、各国が個別に申請した結果得られるであろう延長大陸棚の面積の合計より多くはなりえない。共同申請においても沿岸国は個別に、大陸斜面脚部、適用したフォーミュラ、制限線及び外側の限界について設定する必要がある。」との決定を行った。[54]

この決定について、2008年3月～4月の第21回CLCS会合において、4カ国を代表して英国のウィルソン氏が懸念を表明した。同会期中に、小委員会は、4カ国側に対し、科学的及び技術的に申請を検討した結果についての小委員会としての見解を示した[55]。

その後、2008年6月17日に4カ国側から、改定した大陸棚の外側の限界が提出されたのを受けて、同年8月～9月の第22回CLCS会合において、小委員会はこの改定された限界について検討を行った[56]。

小委員会は、2009年3月の第23回CLCS会合において、勧告案を作成し、全体委員会に提出した。全体委員会において、4ヵ国代表団がプレゼンテーションを行った後、全体委員会は勧告案を検討し、3月24日に勧告をコンセンサスで採択した[57]。

---

[52] 第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ26~28。

[53] 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ39～40。第19回CLCS会合における4カ国共同申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

[54] 第20回CLCS委員長ステートメント（CLCS/56）、パラ28。なお、この点は、改正手続規則（CLCS/40/Rev.1）附属書Ⅲ、パラグラフ9.1.(a)において反映されている。

[55] 第21回CLCS委員長ステートメント（CLCS/58）、パラ19～20。

[56] 第22回CLCS委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ12～14。

[57] 第23回CLCS委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ8～14。詳細については、本事業報告書5.1を参照。

勧告の要約版は、CLCS サイトの 4 ヵ国共同申請のページに掲載されている[58]。勧告が示した延長大陸棚の範囲については下図を参照

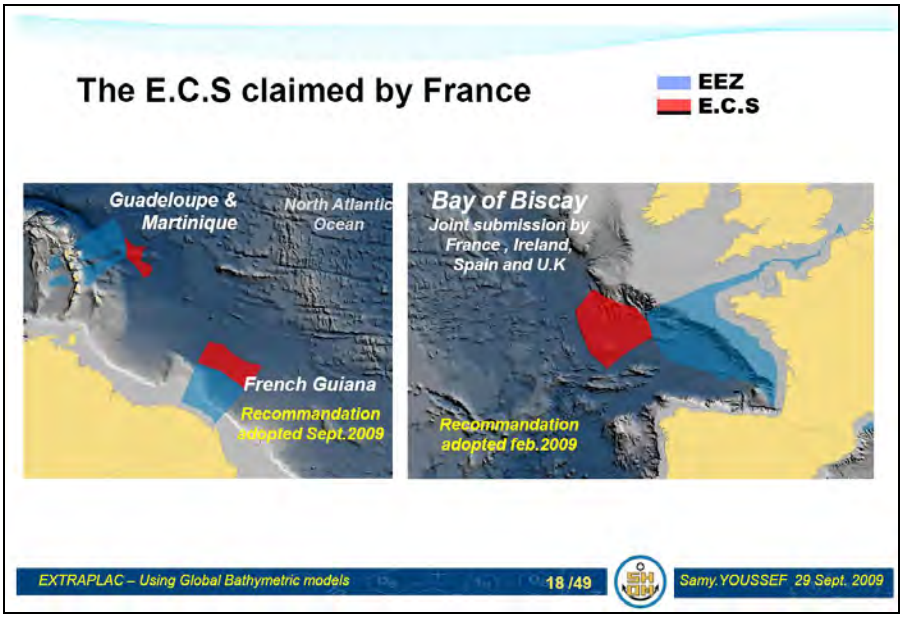

フランス大陸棚延長プロジェクト（EXTRAPLAC）の Youssef 氏及び Roest 氏が 2009 年 9 月の GEBCO の会議で行ったプレゼンテーション資料に掲載されている図

http://www.gebco.net/about_us/gebco_science_day/

（右側の図における赤い部分がビスケー湾の 4 ヵ国共同申請に対する勧告が発出されたエリアを示している。）

3.1.7　ノルウェーの申請

2006 年 11 月 27 日、ノルウェーは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。ノルウェーの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、デンマーク、アイスランド、ロシア及びスペインがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した[59]。

ノルウェーの申請は、北極海の西ナンセン海盆、バレンツ海のループホール及びノルウ

---

[58] 前掲注(51)参照。

[59] デンマークとアイスランドの見解は、デンマーク領フェロー諸島、アイスランド及びノルウェー間で 2006 年 9 月 20 日に画定したバナナホールの南部分に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。また、デンマークはグリーンランドと同意の上、バナナホールの CLCS の審査及び勧告が、将来ノルウェー、デンマーク及びグリーンランドの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことに言及している。

一方、ロシアの見解は、バレンツ海におけるノルウェーとの協議が継続中であり、審査の対象と成りえないことを述べている。

スペインの見解は、ノルウェー領スバールバル諸島から伸びる可能性のある大陸棚について、1920 年のパリ協定によりスペインに権利があることを述べている。

ノルウェーのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの口上書は、CLCS サイトで閲覧可能である。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nor.htm

ェー海のバナナホールの 3 海域のみについての申請であり、他の海域については後日申請を行うことに言及している[60]。

ノルウェーの申請は、2007 年 3 月～4 月の第 19 回 CLCS 会合において取り上げられ、4 月 2 日にノルウェー外務省法務局長ファイフ氏よりプレゼンテーションが行われた。上記 4 カ国から提出された口上書について、同氏はノルウェーの立場を説明した。また、プレゼンテーションの後の CLCS 委員よりの質問に対し、ノルウェー代表団は、今回ノルウェーが提出した申請のデータや情報には、機密情報は含まれていない旨述べた。ノルウェーからのプレゼンテーションの後、全体委員会は小委員会の構成を決定し、設置した。小委員会の委員長にはシモンズ氏（オーストラリア）が選出された。第 19 回会合中に小委員会は計 6 回の会合を開き、ノルウェー代表団との質疑応答も行った。小委員会からの質問に対し､第 19 回会合期間中にノルウェー側より書面で回答が提出したものもあったが、第 20 回会合までの間に（すなわち会期間中に）書面を提出して回答したものもあった。また、ノルウェー代表団の専門家によって、ノルウェーが申請に際して用いた GIS ソフトウェアである GeoCap の使用方法について、小委員会メンバーに対し説明及びトレーニングがなされた[61]。

2007 年 8 月～9 月の第 20 回 CLCS 会合において、小委員会は引き続き審査を進め、ノルウェー側より提出された書面での回答やデータの分析を行った。

2008 年 3 月～4 月に開催された第 21 回 CLCS 会合期間中、ノルウェー小委員会は、ノルウェー代表団に対し、いくつかの海域について予備的見解（preliminary views）を示した[62]。この予備的見解に対し、同年 7 月にノルウェー代表団より、詳細な返答が送られ、これを受けて同年 8 月～9 月に開催された第 22 回 CLCS 会合期間中、小委員会において更に検討が行われた[63]。

2009 年 3 月に開催された第 23 回 CLCS 会合期間中に、小委員会が勧告案を全体委員会に提出し、3 月 27 日に CLCS はノルウェーに対する勧告を行った[64]。

CLCS サイトに公開されている勧告の要約版によると、CLCS は、近隣諸国との交渉によって画定される部分については関係国間で解決されるべきであると述べた上で、ノルウェー側の提出した外側の限界について肯定的な勧告を行っている。

---

[60] ノルウェーは他に、2009 年 5 月 4 日に、南極大陸沖のブーベ島及び南極大陸において領有権を主張している地域（ドローニング・モード・ランド）を基点とする大陸棚限界延長申請を提出している。

[61] 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 41～54。第 19 回 CLCS 会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

[62] 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ 24～28。第 21 回 CLCS 会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成 20 年度事業報告書 4.1 を参照。

[63] 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/60)、パラ 15～18。第 22 回 CLCS 会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成 20 年度事業報告書 4.3 を参照。

[64] 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/62)、パラ 15～19。第 23 回 CLCS 会合におけるノルウェーの申請の審査については、本年度事業報告書 5.1 を参照。

勧告を受け、ノルウェーのストーレ外務大臣は、2009 年 4 月 15 日にノルウェーの大陸棚の範囲が決定した歴史的な出来事として、プレス声明を発表し次のように述べている[65]。

① CLCS の勧告は、極北（High North）[66]の約 235,000 平方キロメートルの海域において、ノルウェーに重要な権利と責任をもたらした。

② 勧告は、ノルウェーに大陸棚の外側の限界の境界画定の根拠を定めた。

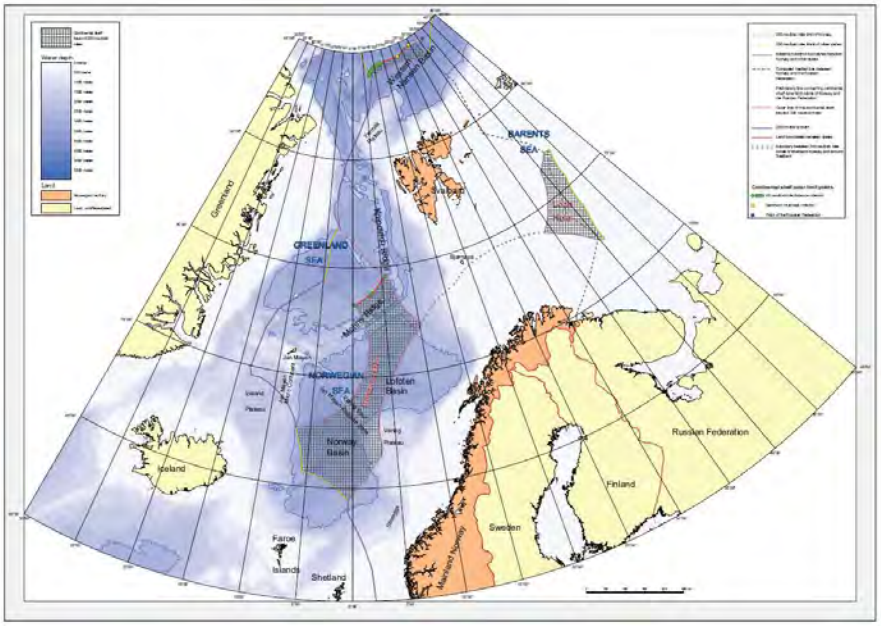

ノルウェーのエグゼクティブ・サマリーに掲載されている地図（申請海域の全体図）
斜線が引かれている部分が、ノルウェーが 200 海里を超えて延長申請をした大陸棚エリアを示している。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nor.htm

3.1.8 フランスの申請（フランス領ギアナ及びニューカレドニア）

2007 年 5 月 22 日、フランスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。フランスの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、バヌアツ、ニュージーランド及びスリナムはそれぞれ自国の見解を表明する口上書ないし書簡を提出した[67]。

---

[65] 下記のノルウェー外務省サイト（英語版）に掲載されている。
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/press/News/2009/shelf_clarified.html?id=554718

[66] ノルウェー政府は、ノルウェー本土より北の極北（High North）エリアを、漁業資源及びエネルギー資源の豊富さの観点から、最も重要な戦略的エリアと位置づけている。下記ノルウェー外務省サイト参照。
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/high-north.html?id=1154

[67] フランスのエグゼクティブ･サマリー及び各国からの口上書または書簡は、以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra.htm
ニュージーランドは、自国が既に申請を行った部分（スリーキングス海嶺）とフランスの申請した部分に重複があり、将来境界画定を行う必要がありうることを踏まえ、UNCLOS 第 76 条 10 項にもとづき CLCS がこの点に影響を及ぼさずに審査することの確認を行っている。
スリナムは、スリナムとフランスとの間で一部地域について大陸棚境界画定交渉を継続中であるので、CLCS の審査及び勧告が影響を及ぼさないことを確認している。

フランスは、本申請は、フランス領ギアナ及びニューカレドニアのみに関する部分申請であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている。

バヌアツは、2007 年 7 月 11 日付のバヌアツ外相発 CLCS 委員長宛書簡を送付し、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分に関する申請が、バヌアツの領土であるマシュー島及びハンター島を侵害するものであると述べ、バヌアツ首相発フランス大統領宛の抗議の書簡を添付した。これを受けて、フランスは、2007 年 7 月 18 日付のフランス首相発国連海事海洋法（DOALOS）課長宛書簡の中で、バヌアツからの抗議について検討したわけではないが留意の上、CLCS 手続規則附属書 I にもとづき、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分については CLCS が審査を行わないよう要請すると述べている。したがって、ニューカレドニアについては、南西部分のみが委員会の審査対象となることになった。

フランスの申請は、2007 年 8 月～9 月の第 20 回 CLCS 会合において取り上げられ、フランス代表のジェマルシェ氏（フランス海洋事務局長）がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で、バヌアツからの異議申立てを受け、ニューカレドニアの南東部分については CLCS が審査を行わないよう要請したが、このことはバヌアツの立場を承認したものと解釈されるべきではない旨述べた。プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は、フランスの申請を審査する小委員会の設置を決定した。小委員会の委員長にはカレラ氏（メキシコ）が選出された。

小委員会は、フランス代表団よりの要請に応じ、第 20 回会合期間中にフランス代表団との会合を開き、以下の点を確認した。

① CLCS は第 18 回会合において、申請の審査は、同時に 3 つの小委員会でしか行えないことを決定したので、現在、他の 3 小委員会が各国の申請の審査を行っていることから、フランスの申請の正式な審査は第 21 回 CLCS 会合まで持ち越すこととする。

② 申請の書類は、機密保持の観点から取扱いに注意をして事務局により保管される。

③ 小委員会は、第 21 回 CLCS 会合までの会期中に会合及び技術的説明を求める要請は行わない。

フランス代表団は、上記の説明に関して承諾した。

また、小委員会は、以下の 3 つのワーキング･グループを作ることに合意した。

① 測地学と水路学に関するワーキング･グループ（アスティス氏、カルンギ氏、ルー氏及びカレラ氏により構成）

② 地質学と地球物理学に関するワーキング･グループ（ブレッケ氏、カルンギ氏、オドゥロ氏、パク氏及びカレラ氏により構成）

③ クオリティ管理に関するワーキング･グループ（ブレッケ氏、オドゥロ氏及びカレラ氏により構成）[68]

---

[68] 第 20 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ 37～50。第 20 回 CLCS 会合におけるフランスの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

小委員会の各委員は、2008 年 4 月の第 21 回 CLCS 会合開催前の会期間中に、予備的検討を進め、第 21 回 CLCS 会合において小委員会会合が開かれた[69]。2008 年 8 月～9 月の第 22 回 CLCS 会合においても、引き続き小委員会は審査を行った。

2009 年 3 月～4 月に開催された第 23 回 CLCS 会合期間中に、小委員会はフランス代表団と会って、小委員会としては勧告案を全体委員会に提出する用意があると伝えたところ、フランス代表団側から勧告案について更なる検討を行ってほしいとの希望が出されたため、次回会合まで延期されることになった[70]。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合期間中に、小委員会はフランス代表団と会って議論した後、全体委員会に勧告案を提出した。9 月 2 日に全体委員会はコンセンサスで勧告を採択した[71]。

勧告の要約版が、CLCS サイトに掲載されている。(勧告が示した延長大陸棚の範囲については下図を参照。)

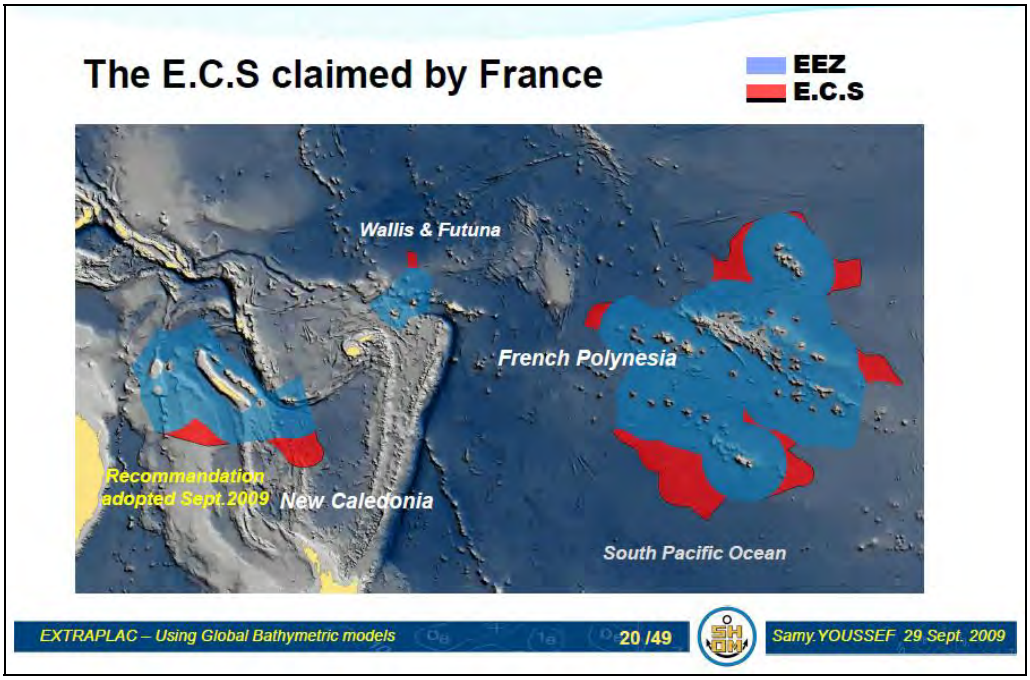

フランス大陸棚延長プロジェクト（EXTRAPLAC）の Youssef 氏及び Roest 氏が 2009 年 9 月の GEBCO の会議で行ったプレゼンテーション資料に掲載されている図

http://www.gebco.net/about_us/gebco_science_day/

ニューカレドニア海域の延長大陸棚は、上の図の左側、New Caledonia と示されている赤いエリア。フランス領ギアナ海域の延長大陸棚については、本事業報告書 3.1.6「フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請」に記載の図を参照。

---

69 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/58）、パラ 29～30。

70 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 20～21。

71 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 8～13。詳しくは、本事業報告書 5.3 を参照。

3.1.9 メキシコの申請

2007 年 12 月 13 日、メキシコは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。メキシコの申請が提出されたことは国連事務総長により、全国連加盟国に通知された。これまで、他国よりの口上書は提出されていない。

メキシコは、この申請は、メキシコ湾における 2 つの延長可能エリアのうち西側エリア（Western Polygon）のみに関する部分申請であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている[72]。

メキシコの申請は、2008 年 3 月～4 月の第 21 回 CLCS 会合で取り上げられ、メキシコ代表のエルナンデス氏（メキシコ外務省法律顧問）がプレゼンテーションを行い、申請内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で次のように述べている。

① 今回申請を行ったメキシコ湾の西側エリアについては 2000 年 6 月 9 日に署名された米国との境界画定条約にもとづくものである。

② 東側エリアについては、後の段階で申請を行う予定である。

③ メキシコが提出した申請のうち、第 2 部の主文書及び第 3 部の補助的な科学的・技術的データは機密情報であり、第 2 部は CLCS 委員が国連本部以外で検討するために持出すこともできるが、第 3 部は CLCS 手続規則附属書Ⅱに従い厳密に機密情報として取り扱われるべきであり、指定された GIS ラボ室の外に持ち出されてはならないものである。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は、メキシコの申請を審査する小委員会の設置を決定した。小委員会の委員長には玉木氏（日本）が選出された[73]。

2008 年 9 月の第 22 回 CLCS 会合期間中に、小委員会は初めての会合を開き、審査を開始した。小委員会は、メキシコの申請の形式や要件が揃っているが等を確認した後、水路学、地質学及び地球物理学の各ワーキング・グループを作り、詳細な検討を行うこととした。また、メキシコ代表団に対して質問状を送付した。小委員会の各委員は、会期間中に検討を行った[74]。

2009 年 3 月の第 23 回 CLCS 会合期間中に、小委員会が全体委員会に勧告案を提出し、3 月 31 日に全体委員会は勧告を採択した[75]。勧告の要約版は、CLCS サイトに掲載されている。

その後、メキシコは、CLCS の勧告にもとづき大陸棚の限界を設定し、国連海洋法条約第 76 条 9 項にもとづき、2009 年 6 月 8 日、海図と関連情報を国連事務総長に寄託した。こ

---

[72] メキシコのエグゼクティブ・サマリーは、次のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mex.htm

[73] 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/58）、パラ 31～39。第 21 回 CLCS 会合におけるメキシコの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

[74] 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ 20～21。第 22 回 CLCS 会合におけるメキシコの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

[75] 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 22～26。

の海図と関連情報は、国連海事・海洋法課サイトの寄託海図のページ[76]に掲載されている。

なお、2010 年 2 月 28 日現在、第 76 条 9 項にもとづき延長大陸棚に関する海図寄託を行ったのは、メキシコとアイルランド[77]のみである。いずれの申請も部分申請であり、延長大陸棚の面積が比較的少なかったこと、また、近隣諸国との境界画定の必要性がなかったことが、迅速な海図寄託を可能にしたと思われる。

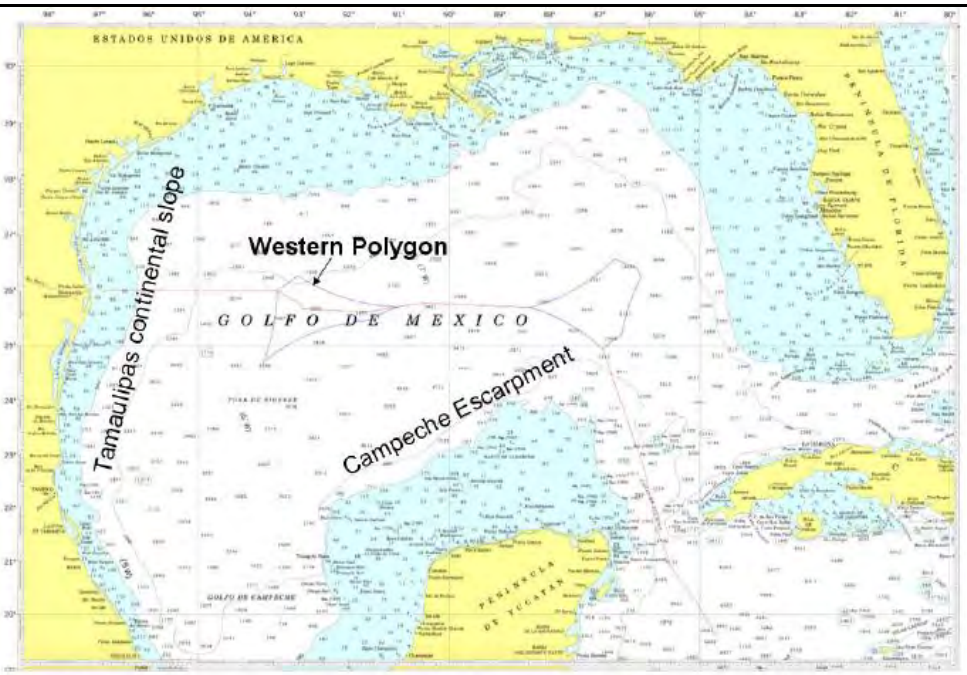

Figure 1. Geographic map and the location of the Western Polygon. Red lines show the agreed lines with other States (modified from Figure 1.2 of the Executive Summary).

勧告の要約版に掲載されている図

Western Polygon と示されている部分に、メキシコの申請エリアが含まれている。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mex07/summary_recommendations_2009.pdf

3.2 審査中の申請

3.2.1 バルバドスの申請

2008 年 5 月 8 日、バルバドスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。バルバドスが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。その後、スリナム、トリニダード・トバゴ及びベネズエラがそれぞれ自国の見解を示す口上書を提出した[78]。

---

[76] http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/MEX.htm

[77] 本事業報告書 3.1.4 を参照。

[78] スリナムは、2008 年 8 月 6 日付のスリナム外相発国連事務総長宛の口上書において、スリナムは、バルバドスの申請及び大陸棚限界委員会の勧告は、スリナムが将来行う大陸棚限界延長申請及び近隣諸国との海洋境界画定に影響を及ぼすものではない旨述べている。

バルバドスは、エグゼクティブ・サマリーの中で[79]、近隣諸国に関し、申請海域のうち北部海域においてはフランス[80]と、南部海域においてはガイアナ及びスリナムと、それぞれ、互いに沿岸 200 海里を超える海域において延長大陸棚が重複する海域があるが、いずれの国とも、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することについて異議を申し立てないことにつき合意している旨述べている。また、トリニダード・トバゴとの間では、国連海洋法条約にもとづいて設置された仲裁裁判所によって 2006 年 4 月に両国間の海域の境界画定が行われた旨述べている[81]。

バルバドスの申請は、2008 年 8 月～9 月の第 22 回 CLCS 会合において取り上げられ、バルバドス代表のレオナルド・ナース氏（バルバドス大陸棚プロジェクト管理チーム長）がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で次のように述べている。

① CLCS 委員からは助言を受けていない。

② バルバドスは、近隣諸国であるフランス、スリナム及びガイアナ（Guyana）と協議を行い、その結果、延長大陸棚の設定は境界画定に影響を及さないことを前提として、この 4 カ国間ではお互いの大陸棚限界延長申請に関し異議を申立てないことについて合意している。

③ トリニダード・トバゴは口上書の中で、バルバドスの申請を CLCS が審査することに関しては異議を申し立てていない。

続いて、ゴードン氏（バルバドス国営石油会社シニア・マネジャー）が申請の科学的・技術的側面についてプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、質疑応答が行われ、その中で、バルバドス代表団は、申請文書の機密性（confidentiality）については後ほど連絡すると述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方について話し合い、バルバドスの申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを

トリニダード・トバゴは、2008 年 8 月 11 日付のトリニダード・トバゴ代表部発国連事務総長宛の口上書において、①バルバドスはエグゼクティブ・サマリーの中で、仲裁裁判所が行った裁定の効果について言及しているが、それはバルバドスのみの意見であり、トリニダード・トバゴの意見ではない、②トリニダード・トバゴは大陸棚限界延長申請を行うことを検討中であり、申請予定エリアには、バルバドスが提出した申請エリアと重複する部分があるため、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することに反対はしないが、トリニダード・トバゴの申請を提出する権利をはじめとする国連海洋法条約にもとづく全ての権利を留保する旨述べている。

ベネズエラは、2008 年 9 月 12 日付のベネズエラの外務大臣発国連事務総長宛の口上書において、 ベネズエラが国連海洋法条約加盟国でないにもかかわらず、慣習国際法にもとづき、バルバドスのエグゼクティブ・サマリーの中で「南部海域」と言われている地域の大陸棚に対してベネズエラは権利を有するのであり、大陸棚限界委員会の行動がベネズエラと大西洋近隣諸国との間の境界画定に影響を及してはならない旨述べている。

79 バルバドスのエグゼクティブ・サマリー及び各国からの口上書は、以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_brb.htm

80 バルバドスの西側には、セントビンセント・グレナディーン、セント・ルシア、マルティニーク（フランス領）がある。

81 バルバドス対トリニダード・トバゴ海域画定仲裁裁判所判決文は、常設仲裁裁判所（PCA）のホームページの中に掲載されている。http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1152

投票により決定した（賛成 11 票、反対 5 票、棄権 2 票）[82]。

2009 年 3 月～4 月に開催された第 23 回 CLCS 会合において、小委員会が設置され、審査が開始された[83]。同年 8 月～9 月に開催された第 24 回会合において、小委員会はバルバドス代表団と 3 回の会合を持ち、その中で小委員会から懸案事項についてのプレゼンテーションが行われた。これを受けて、バルバドス側から延長大陸棚の定点を改訂する表が提出され、小委員会は引き続き審査を継続することを決定した。同年 11 月に開催される会期間会合で小委員会が一般的結論を示して勧告案を準備する見通しである[84]。

3.2.2 英国の申請（アセンション島）

2008 年 5 月 9 日、英国は、国連事務総長を通じ CLCS に対して、英国の海外領土である南大西洋上のアセンション島を基点とする大陸棚の限界延長申請を提出した。英国が申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された[85]。 オランダ[86]及び日本[87]から、自国の見解を示す文書が提出されている。

英国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、この申請はアセンション島の大陸棚のみに関する部分申請である、また、この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないと述べている。また、英国は、このアセンション島の他に英国が行う予定の申請に関して述べた口上書を提出している。この口上書において、英国は以下の点を述べている。

① 2009 年 5 月の提出期限より前に、アセンション島の他にもいくつかの部分申請を行う予定である[88]。

② 南極に関しては、南極条約及び国連海洋法条約により共有されている原則と目的を想起した上で、また、南極条約にもとづく南極の特別な法的・政治的地域を考慮した上で、南極地域の大陸棚 に関し限界延長申請を行うかどうかは、各国に委ねられている。

---

[82] 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ 22～27。第 22 回 CLCS 会合におけるバルバドスの申請の審査については、平成 20 年度事業報告書 4.3 を参照。

[83] 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 27～30。詳しくは、本事業報告書 5.1 を参照。

[84] 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 14～15。詳しくは、本事業報告書 5.3 を参照。

[85] 英国のエグゼクティブ・サマリー及び 2 ヵ国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gbr.htm

[86] オランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認した自国がニュージーランドの申請に関して提出した口上書に言及して、この点が英国の今回の申請にも同様に適用される旨を述べている。本事業報告書 3.1.5 参照。

[87] 日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを想起した上で、英国による申請提出の意図によって南極条約の権利義務関係が影響を受けることはない旨強調している。

[88] 2009 年 5 月までに、英国は、ハットン・ロッコール海域、フォークランド海域について申請を提出した。本事業報告書 3.3.6 及び 3.3.8 参照。

申請する場合、(ⅰ)CLCS によって一定期間審査されないが南極地域の申請を行うか[89]、または(ⅱ)南極地域の大陸棚を含まない形で部分申請を行い、後の段階で南極地域の申請を行うかであり、(ⅱ)の場合は国連海洋法条約附属書Ⅱ第 4 条及び締約国会合の決定により定められている提出期限があるにもかかわらず、申請することができると考える。

③ 以上から、英国が今後行う部分申請には、南極地域の大陸棚に関する申請は含めないが、後の段階で申請を行うことができる[90]。

2008 年 8 月～9 月に開催された第 22 回大陸棚限界委員会の会期中に、英国の代表がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。英国のウィルソン代表（英国外務省法律顧問）は、次のように述べている。

① CLCS 委員からは助言を受けていない。

② アセンション島は、経済活動を営みながら人間が活動し生存してきた長い継続的な歴史に鑑みて、国連海洋法条約第 121 条にもとづく島としての要件を満たしている。

③ 英国が申請に用いられたデータの一部は CLCS 手続規則附属書Ⅱにもとづき機密情報として取り扱われるべきである。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方について話し合い、バルバドスの申請と同様、英国の本申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを決定した[91]。

2009 年 3 月～4 月に開催された第 23 回 CLCS 会合において、小委員会が設置され、審査が開始された[92]。同年 8 月～9 月に開催された第 24 回会合において、小委員会は英国代表団と 3 回会合を持ち、その中で小委員会から申請のいくつかの点及びそれに関する一般原則の問題についてプレゼンテーションが行われた。これを受けて、英国側から、早ければ同年 11 月 1 日に回答を行う旨通知があった。同年 11 月 7 日～11 日に会期間会合が開催され、引き続き審査が継続されることとなった[93]。

3.2.3 インドネシアの申請

2008 年 6 月 16 日、インドネシアは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。インドネシアが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。インドが、第

---

[89] この方式で南極地域に関する申請を CLCS に提出したのが、オーストラリアである。（本事業報告書 3.1.3「オーストラリアの申請」参照。）

[90] ニュージーランドとフランスも同じ理由で、南極地域に関する申請の権利を留保している。（本事業報告書 3.1.5「ニュージーランドの申請」及び 3.3.4「フランスの申請」参照。）

[91] 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ 28～34。第 22 回 CLCS 会合における英国の申請の審査については、平成 20 年度事業報告書 4.3.3 を参照。

[92] 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 33～38。詳しくは本事業報告書 5.1 を参照。

[93] 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 16。詳しくは本事業報告書 5.3 を参照。

23 回 CLCS 会合の会期中に自国の見解を表明する文書を事務総長に提出した[94]。

インドネシアは、エグゼクティブ・サマリーの中で[95]、この申請はスマトラ島北西部の大陸棚のみについてのものである（部分申請）、また、この部分申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないと述べている。

2009 年 3 月～4 月の第 23 回 CLCS 会合において、インドネシア代表団はプレゼンテーションを行い、他のエリア（スンバ南部及びパプア北部）についは後で提出する予定であると述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS は、非公開会合を開き、申請数の増加に鑑み迅速かつ効率的な審査を行うため、手続規則に規定されている一般原則（３つの小委員会のみが同時に申請を検討する[96]）の例外として、インドネシア小委員会を設置すると決定し、小委員会メンバーを選出した。小委員会は第 23 回 CLCS 会合期間中に検討を開始した[97]。

2009 年 8 月～9 月の第 24 回 CLCS 会合において、小委員会はインドネシア代表団と 3 回の会合をもち、検討を行った。2010 年 3 月～4 月に開催予定の第 25 回 CLCS 会合においても、引き続き審査が継続されることになっている[98]。

3.2.4　日本の申請

2008 年 11 月 12 日、日本は、CLCS に対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。日本が申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。米国、中国、韓国及びパラオが自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出している[99]。

---

[94] インドの見解は、インドとインドネシアの大陸棚の主張には重複の可能性があるが、二国間で解決されるべき問題であり、インドネシアによる申請は二国間の境界画定問題に影響を及ぼすべきではない、というものである。

[95] インドネシアのエグゼクティブ・サマリー及びインドの口上書は以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_idn.htm

[96] CLCS 手続規則（CLCS/40/Rev.1）、規則 51、4bis

[97] 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 39～47。詳しくは、本事業報告書 5.1 を参照。

[98] 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 17。詳しくは、本事業報告書 5.3 を参照。

[99] 日本のエグゼクティブ・サマリー並びに米国、中国、韓国及びパラオが提出した口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_jpn.htm

米国の見解は、①日本が提出したエリア（母島及び南鳥島を基点として延長される部分並びに南硫黄島を基点として延長される部分）と、パハロス島（米国領）を基点として延長されうる部分とが、潜在的に重複する可能性があることに留意する、②米国は、CLCS の勧告が米国の大陸棚限界延長または日米間の境界画定に影響を及さない限りにおいて、CLCS が日本の申請を審査し、勧告を行うことに異議を申立てない、というものである。

中国の見解は、沖ノ鳥島は利用可能な科学的データにもとづくと UNCLOS 第 121 条 3 に言うところの岩であるので、日本の申請に沖ノ鳥という岩が含まれているのは UNCLOS と合致しておらず、沖ノ鳥という岩を基点とした EEZ 及び大陸棚は設定しえないし、まして大陸棚延長を行う権利はない、したがって沖ノ鳥という岩を基点とした延長大陸棚部分について勧告することは CLCS の任務の範囲内にはなく、CLCS は当該部分についていかなる行動もとらないよう要求する、というものである。

日本は、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

① この申請は本州の南方及び南東の７つの海域（九州－パラオ海嶺南部海域、南硫黄島海域、南鳥島海域、茂木海山海域、小笠原海台海域、沖大東海嶺南方海域、四国海盆海域）に関するものである。

② この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないが、母島及び南鳥島を基点とする海域並びに南硫黄島を基点とする海域には、米国が大陸棚限界延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本のCLCSへの申請と、これに対するCLCSの審査及び勧告は、日米間の200海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。米国政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCSが日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。

③ また、沖ノ鳥島を基点とする海域には、パラオが大陸棚限界延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本のCLCSへの申請と、これに対するCLCSの審査及び勧告は、日本とパラオとの間の200海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。パラオ政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCSが日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。

日本が申請した７つの海域の全体図については、本項の最後に掲載している。

2009年3月～4月の第23回CLCS会合において、日本代表団は申請内容についてのプレゼンテーションを行った。その後、CLCSは非公開会合を開き、小委員会によって日本の申請を検討することを決定したが、この時点で審査を行っている４つの小委員会のいずれかが勧告案を全体委員会に提出するまで、小委員会を設置しないことを決定した。また、中国及び韓国の口上書については、CLCSは条約第121条の法的解釈に関する問題について何らの役割も有していないことを認識し、小委員会を設置することになった時点で、その時点までの何らかの進展があればそれを考慮に入れた上でこの問題について再度検討することを決定した[100]。

韓国の見解は、沖ノ鳥島はUNCLOS第121条3項に規定されている岩であり、大陸棚延長を行うことができない、沖ノ鳥島の大陸棚限界設定に伴う法的地位は科学的または技術的事項ではなく、第121条の解釈及び適用という事項であり、これはCLCSの権限の範囲外であるので、CLCSが日本の申請に関して行動をとる際、沖ノ鳥島に関する部分を除外するよう要請する、というものである。

パラオの見解は、パラオ九州海嶺においてパラオと日本の大陸棚が重複する可能性に留意するが、UNCLOS附属書Ⅱ及びCLCS手続規則に鑑み、パラオは、CLCSが日本の申請を審査し勧告を行うことに異議を申立てない、というものである。

[100] 第23回CLCS委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ48～59。詳しくは、本事業報告書5.1を参照。

2009 年 8 月～9 月の第 24 回 CLCS 会合において、フランスの仏領ギニア及びニューカレドニアに関する申請についての勧告が採択されたことを受けて、日本の申請を検討する小委員会が設置された。中国及び韓国の口上書について、CLCS は、ワーキング・グループを設置して検討した結果、CLCS による申請の検討は条約第 76 条及び附属書Ⅱのみに関するものであり、条約の他の部分には影響を及ぼさないことを確認し、小委員会に対し、日本の申請全体について検討するよう小委員会に指示することを決定した。同時に、中国及び韓国の口上書に言及されている海域に関して小委員会が準備する勧告案については、CLCS 全体委員会が決定を行うまで、いかなる行動もとらないことを決定した。

小委員会は、9 月 8 日に、日本代表団と最初の会合をもち、日本代表団によって申請に関する説明を行うプレゼンテーションが行われた。2010 年 3 月～4 月に開催予定の第 25 回 CLCS 会合においても、引き続き審査が継続されることになっている[101]。

＊　日本が申請を提出するまでの大陸棚調査・準備体制については、平成 20 年度事業報告書「2.2.13 日本の申請」の項を参照のこと。また、本事業報告書４.「講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長 - 日本の申請の紹介 - 」の開催」も参照のこと。

[101] 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 18～28。詳しくは、本事業報告書 5.3 を参照。

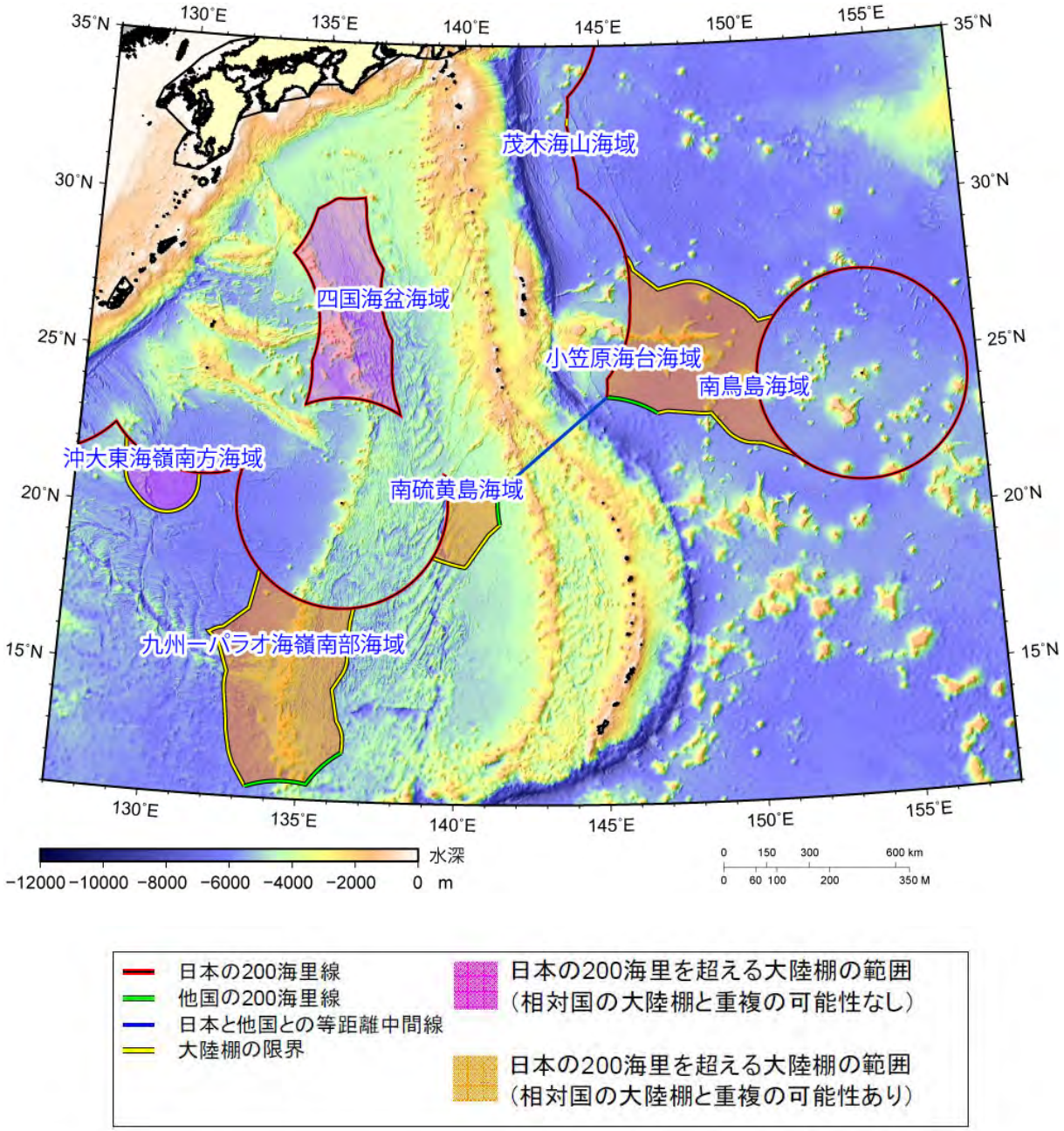

オレンジ色で示す海域については、相対国の延長された大陸棚と重なる可能性があり、我が国と当該国の双方が**必要に応じ、**協議の上、延長された**大陸棚の境界画定を行う**必要があります。

出典：総合海洋政策本部ホームページに掲載の「大陸棚の限界」の図

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/jpn_es.html

3.3　審査待ちの申請

3.3.1　モーリシャス及びセーシェルの共同申請

2008 年 12 月 1 日、モーリシャス及びセーシェルは、国連事務総長を通じ CLCS に対して共同申請を提出した。この 2 カ国が共同申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。他国からの見解を示す文書は、現在のところ、提出されていない。

2 カ国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている[102]。

① この申請は、2 カ国による共同申請であると同時に、マスカレン海台（Mascarene Plateau）海域に関する部分申請であり、この他の海域についてはモーリシャス、セーシェルがそれぞれ個別に、後の段階において申請を提出する予定である。

② この申請の準備に際して、CLCS の現委員であるロゼット委員（セーシェル出身）、ブレッケ委員（ノルウェー出身）、ガロ・カレラ委員（メキシコ出身）より、また、過去に CLCS 委員であったチャン・チム・ユク氏（モーリシャス出身）及びヒンツ氏（ドイツ出身）より支援を受けた。

2 ヵ国代表団は、2009 年 3 月～4 月の第 23 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。その中で、2 ヵ国とも、それぞれ別の海域において、更なる申請を提出する予定であると述べた。この時点で、4 つの小委員会が審査を行っていたので、モーリシャス及びセーシェルの共同申請を審査する小委員会は設置されなかった[103]。

2009 年 8 月～9 月の第 24 回 CLCS 会合では、4 つの小委員会のうち 2 つが勧告案を全体委員会に提出するまでは、モーリシャス及びセーシェルの共同申請を審査する小委員会を設置しないことが決定された[104]。

3.3.2　スリナムの申請

2008 年 12 月 5 日、スリナムは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。スリナムが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。フランス、トリニダード・トバゴ及びバルバドスが自国の見解を示す口上書を提出している[105]。

スリナムは、エグゼクティブ・サマリーの中で、近隣諸国の立場に関して、以下のように述べている[106]。

---

102 モーリシャス・セーシェル共同申請のエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_musc.htm

103 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 60～66。詳しくは、本事業報告書 5.1 を参照。

104 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 29～30。詳しくは、本事業報告書 5.3 を参照。

105 スリナムのエグゼクティブ・サマリー及び 3 ヵ国からの口上書は以下のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_sur.htm

106 フランス及びトリニダード・トバゴは口上書で、CLCS の勧告がスリナムと自国との間の境界画定に影響を及さない限り、CLCS がスリナムの申請を審査し勧告を行うことに異議を申立てない旨述べて

① スリナムの東側に隣接するフランス（フランス領ギアナ）と協議した結果、フランスはスリナムの申請に対して異議を申立てないことにつき合意している。

② 西側に隣接するガイアナとスリナムとの間の200海里までの排他的経済水域間の境界画定は行われており、200海里を超える部分については行われていないが、ガイアナと協議を行った結果、今回の申請について異議を申立てないことにつきガイアナより合意を得られた。

③ 西側に位置するバルバドス、トリニダード・トバゴ及びベネズエラとも協議を行い、いずれの国よりも、異議を申立てないことにつき合意を得られた。

④ したがって、スリナムの申請に関して紛争は存在しない。

申請海域については、スリナム・ガイアナ海盆及びデメララ海台における大陸縁辺部に沿って大陸斜面脚部を設定し、そこから延長大陸棚を設定したと述べている。また、現在のCLCS委員からは助言を受けておらず、第1期CLCS委員を務めたヒンツ氏（ドイツ出身）より助言を得たと記してある。

2009年8月～9月の第24回CLCS会合において、スリナム代表団はプレゼンテーションを行った。CLCSは、手続規則第51条4項ter.にもとづき[107]、将来の会合において設置される小委員会においてスリナムの申請が審査されることを決定した。

3.3.3 ミャンマーの申請

2008年12月16日、ミャンマーは、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出した。ミャンマーが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。スリランカ、ケニア、インド及びバングラデシュが自国の見解を示す口上書を国連事務総長に提出している。

ミャンマーは、エグゼクティブ・サマリーの中で次のように述べている[108]。

① この申請は、ベンガル湾におけるラカイン（Rakhine）大陸縁辺部を基にして200海里を超える大陸棚の延長に関するものである。

② この申請の準備に際して、現CLCS委員であるラジャン氏（インド出身）から助言をもらい、また、インド国立南極海洋研究センター及びインド国立地球物理学研究所から助言をもらい、コンサルタントとしてタクール氏（前CLCS委員）から支援してもらった。

③ 隣国との関係に関し、インドとは1986年にベンガル湾及びアンダマン海に関す

いる。バルバドスは、自国が申請した海域と、スリナムが申請した海域との間に潜在的な重複があるので、CLCSの行動は境界画定に影響を及さない旨述べている。

[107] 手続規則第51条4項ter.は、申請は受領された順に行列に並び、申請を審査中の3つの小委員会のうちの1つが勧告案を全体委員会に提出した後で、行列の先頭に並んでいる国の小委員会が審査を開始する旨規定している。

[108] ミャンマーのエグゼクティブ・サマリー及び4ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mmr.htm

る海洋境界画定条約を締結しており、バングラデシュとは第76条10にもとづき、海洋境界画定に関する交渉を行っており、今回のミャンマーの延長申請は将来の境界画定に影響を及すものではない。

スリランカ、インド、ケニア及びバングラデシュは、口上書の中で、ミャンマーの申請が第三次国連海洋法会議最終議定書附属書Ⅱに組み込まれている大陸縁辺部の外縁を設定するのに用いられる特定の方法に関する了解声明（Statement of Understanding）[109]にもとづいていることに関し、それぞれ以下の点を述べている。

スリランカの主張

① この了解声明で言及されている「国家（State)」とは、スリランカである。

② したがって、スリランカは、ミャンマーの申請提出と、CLCSによる審査が、この了解声明にもとづくスリランカの将来の申請提出に影響を及すものではないと理解した上で、ミャンマーの申請提出に同意を与える。また、ミャンマーが主張する海域について、スリランカの利益を害する勧告を行わないようCLCSに要求する。CLCSの審査は、ミャンマーが主張する海域における近隣諸国間の大陸棚境界画定に影響を及ぼしてはならない。

インドの主張

① ミャンマーは、この了解声明を援用するための根拠を示していない。ミャンマーによる了解声明の解釈及び適用について、インドはいかなる判断も行わないが、この了解声明はインド及びスリランカにのみ適用されると考える。

② インドとミャンマーとの二国間協定（1986年署名）において、ベンガル湾の特定地点を越える海洋境界の延長は後の段階でなされると規定されているが、まだ実現されていない。したがって、ミャンマーの申請は、二国間の境界画定の問題に影響を与えるものではないことを確認する。

ケニアの主張[110]

① 沿岸国がこの了解声明を援用して申請を行う際の根拠は、その沿岸国が、特別な事情が存在し、条約第76条4項(a)(i)及び(ii)を適用すると不平等が生じることを

---

109 この了解声明は、第三次国連海洋法会議において、スリランカから提出された修正提案にもとづき、採択されたものであり、ベンガル湾の南部の諸国（スリランカやインド）のように、大陸縁辺部の広範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところについては、国連海洋法条約第76条に規定される大陸縁辺部の外縁の設定方法とは異なる方法をとることを認めている。本事業報告書2.2を参照。

110 ケニアは、このような考えにもとづき、2009年5月6日に、CLCSに申請を提出した。ケニアは、申請のエグゼクティブ・サマリーの中で、この了解声明にある大陸縁辺部の外縁を設定する特定の方法を用いている、と述べている。本事業報告書5.3参照。

証明できる能力にある、とケニアは考えている。

② ケニアは、この了解声明の中の方法を適用したいと考える沿岸国が、特別な事情の存在と、その方法を適用しなければ不平等が生じることを正当に証明できれば適用可能であると考えており、沿岸国の地理的位置によって決まるものではない、と考える。

バングラデシュの主張

① ミャンマーがエグゼクティブ・サマリーにおいて言及しているバングラデシュとの境界画定交渉は未解決のままなのであるから、CLCS 手続規則に照らして「紛争（a dispute)」と見なされる。

② ミャンマーが用いている直線基線について、バングラデシュは、すでにミャンマー政府に対して口上書を送って、異議を唱えており、この点においても、CLCS 手続規則に照らして「紛争」と見なされる。また、バングラデシュは、CLCS には領海の基線となる直線基線について 判断を下す権限はないと考える。

③ ミャンマーが用いた科学的データ及び了解声明の適用について、バングラデシュは後の段階でコメントを提出する権利を留保する。

④ 以上の状況にかんがみ、バングラデシュは 2011 年 7 月までに大陸棚限界延長申請を提出し[111]、その時点で CLCS がミャンマーとバングラデシュの申請の両方を審査できるよう、あらゆる努力を払う。

2009 年 8 月～9 月の第 24 回 CLCS 会合において、ミャンマー代表団はプレゼンテーションを行った。その中でミャンマー代表は、以下の点を述べた[112]。

① ミャンマーの申請は CLCS 手続規則附属書 I に規定されている紛争を含んでいない。バングラデシュは口上書で「紛争」について言及しているが、紛争の存在についてはバングラデシュが挙証責任を負う。一方的主張だけでは不十分である。バングラデシュとの境界画定交渉は継続中であり、条約第 76 条 10 項にもとづき、ミャンマーの申請は境界画定の問題に影響を及ぼさずに行われたのである。

② 了解声明は、条件を満たす全ての国に適用されると考える。ミャンマーは条件を満たしている。

③ インドとの二国間協定は 200 海里以内のみについて定めており、ミャンマーは 200 海里以遠についてインドと交渉を行う用意がある。

---

[111] バングラデシュは、2001 年 7 月に国連海洋法条約の批准書を寄託したので、それから 10 年以内に申請を行えばよいことになっている。

[112] 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64)、パラ 35～39。詳しくは、本事業報告書 5.3 を参照。

ミャンマーのプレゼンテーションの後、CLCS は非公開会合を開き、ミャンマーの申請の検討の方式について検討した。その結果、4 ヵ国から提出された口上書、とりわけバングラデシュが手続規則附属書 I のパラグラフ 5(a)を援用していることに留意し、また、ミャンマーがプレゼンテーションで述べた見解にも留意した上で、CLCS は、審査待ちの行列に並んでいるミャンマーの申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び 4 ヵ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した 4 ヵ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決め[113]が成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた[114]。

3.3.4 フランスの申請（フランス領アンティル及びケルゲレン諸島）

2009 年 2 月 5 日、フランスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。フランスが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された[115]。オランダ[116]及び日本[117]が自国の見解を示す文書を提出している。フランス単独での申請は、2007 年のニューカレドニア及びフランス領ギアナに関する申請に続き、これで 2 件目となる。

フランスはエグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている。

① この申請は部分申請であり、フランスの他の大陸棚に関しては後の段階で提出する予定である。

② アンティルの申請部分はカリブ海の沈み込み帯（subduction zone）の縁辺部に位置しており、この部分に関しては、バルバドスの大陸棚と重複する可能性があるが、バルバドスとの合意があるので、今回のフランスの申請を CLCS が審査することは妨げられない。

③ ケルゲレン[118]に関しては、いずれの国との紛争の主題ともなっていない。

---

113 手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めとは、境界画定に関するエリアを除いて行われる共同申請及び部分申請（パラグラフ 4）、境界画定の問題のあるエリアについて紛争当事国から CLCS が審査することについて事前の同意が得られている場合（パラグラフ 5）を指している。

114 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 40。詳しくは、本事業報告書 5.3 を参照。

115 フランスのエグゼクティブ・サマリー及び 2 ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra1.htm

116 オランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認した自国がニュージーランドの申請に関して提出した口上書に言及して、この点がフランスの今回の申請にも同様に適用される旨を述べている。本事業報告書 3.1.5 参照。

117 日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを想起した上で、フランスによる申請提出の意図によって南極条約の権利義務関係が影響を受けることはない旨強調している。

118 ケルゲレン諸島はインド洋南縁部に位置する同名の主島と 300 あまりの火山性小岩島群からなる。地理的には南極大陸に連なる海台の上にある。八木宏樹「インターネットでみる仏領ケルゲレン諸島（iles Kerguelen）（インド洋・南極域）の概要」http://wwwsoc.nii.ac.jp/sfjo/program_10_2004.pdf

また、フランスは、申請文書と共に提出した口上書において以下の点を述べている。

① 南極条約により与えられた南極の特別な法的及び政治的地位を考慮し、フランスは、南極に隣接するエリアの大陸棚の限界が設定されていないことに留意する。これまで関係国は、CLCS が審査しないが南極地域の情報を提出するか[119]、または、南極地域を除く部分申請を行い、南極地域については UNCLOS 附属書Ⅱ第 4 条及び締約国会合の決定にもかかわらず後の段階で申請できる[120]、とのいずれかの立場をとっている。

② フランスは今回、CLCS の規則に従い、南極に隣接するエリアの大陸棚を含まない部分申請を提出する。当該エリアについては、後の段階で提出されうる。

このフランス領アンティル及びケルゲレン諸島に関するフランスの申請は、2009 年 8 月～9 月に開催予定の第 24 回 CLCS 会合の議題に含まれる予定であったが、フランスはプレゼンテーションを行わないことにしたため、議題に含まれなかった。

3.3.5 イエメンの申請

2009 年 3 月 20 日、イエメンは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。イエメンが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。ソマリアが自国の見解を示す文書を提出している[121]。

イエメンは、エグゼクティブ・サマリーの中で、

① この申請は、ソコトラ島（Socotra Island）南東部海域の大陸棚の外縁についての申請である。

② この申請において、他国との紛争は存在しない。

旨を述べている。

ソマリアは、提出した口上書において、以下のように述べている。

① ソマリアとイエメンとの間の大陸棚境界画定はなされていないので、両国がそれぞれ沿岸 200 海里を超えて主張する延長大陸棚の間に潜在的な重複が存在するため、CLCS 手続規則によれば「海洋紛争（maritime dispute）」が存在する。よって、CLCS は両国間の境界画定に影響を与えてはならない。

② ソマリアは、予備的情報を提出しており、大陸棚限界延長申請を検討している海域について更なる検討とデータが必要である。

③ ソマリアは、イエメンと交渉を行う用意があり、交渉の結果、CLCS が両国間の

---

119 この立場をとって、南極エリアに関する情報を含めて申請を提出したのがオーストラリアである。本事業報告書 3.1.3「オーストラリアの申請」参照。

120 この立場をとっているのが、ニュージーランド及び英国である。本事業報告書 3.1.5「ニュージーランドの申請」及び 3.2.2「英国の申請（アセンション島）」参照。

121 イエメンのエグゼクティブ・サマリー及びソマリアからの口上書は次のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_yem.htm

大陸棚境界画定に影響を及さない形で両国の申請を審査できるようになるまでの間は、二国間の境界画定に影響を及ぼすいかなる行動もとらないよう要請する。

イエメンの申請は、2009 年 8～9 月に開催予定の第 24 回 CLCS 会合の議題に含まれる予定であったが、イエメンはプレゼンテーションをしないことにしたため、同会合では議題に含まれなかった。

3.3.6 英国の申請（ハットン・ロッコール）

2009 年 3 月 31 日、英国は、国連事務総長を通じ、CLCS に対して、英国のハット ン・ロッコール（Hatton Rockall）海域の大陸棚の限界延長申請を提出した。英国が申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。デンマーク及びアイスランドが自国の見解を示す文書を提出している[122]。

英国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

① 申請は、英国北西部のハットン・ロッコール海域の大陸棚の限界に係わる部分申請である。

② アイルランドとの大陸棚の境界画定は、1988 年に合意に至っている。

③ ハットン・ロッコール海域において、デンマーク及びアイスランドは、英国と重複する主張を行っており、この問題を解決するため、長年に渡って協議が行われている。英国は、合意に至るまで継続して協議に参加する予定であるが、申請の締切に間に合うように、本申請を今、提出する。

④ アイルランドの外務省及び通信・エネルギー・天然資源省の公表されていない地球物理データを利用させてもらったことについて、両省に感謝する。

デンマークは、提出した文書において以下の点を述べている。

① 英国のエグゼクティブ・サマリーによると、英国はフェロー海台（Faroe Plateau）について権利を有すると考えているが、デンマークは、自国の申請提出期限である 2014 年 12 月 16 日までに[123]、フェロー海台についての部分申請を提出する予定である。デンマークは、英国とアイルランドとの大陸棚境界画定についての 1988 年の合意が、フェロー海台についてのデンマークの権利に影響を及ぼさないことを確認する。

② デンマークは、英国の申請に対する審査及び勧告が、同じ海域についてのデンマークの将来の申請に影響を与える、と考える。したがっ て、同じ海域についてデ

---

[122] 英国のエグゼクティブ・サマリー及び２ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gbr1.htm

[123] デンマークが国連海洋法条約を批准したのは 2004 年 11 月 16 日で、その 1 ヶ月後の同年 12 月 16 日に効力が生じているため、それから 10 年後の 2014 年 12 月 16 日がデンマークの申請提出期限となる。

ンマークが将来提出する申請と同時にのみ審査されるべきである。デンマークが更なる通告をしない限り、デンマークは、英国の今回の申請に同意を与えないことを宣言する。

③ デンマークは、ハットン・ロッコール海域に関するアイスランド、アイルランド、英国及びデンマークの 4 カ国協議に引き続き参加していくことを確認する。

アイスランドは、提出した文書において以下の点を述べている。

① ハットン・ロッコール海域は、アイスランドの大陸棚の一部であるが、デンマーク、アイルランド及び英国が重複した主張を行っており、紛争の下にある。

② アイスランドは、CLCS による英国の申請の審査は、この海域のアイスランドの大陸棚に対する権利に影響を及ぼす、と考える。したがってアイスランドは、CLCS による英国の申請の審査に同意を与えない。

③ アイスランドは、2009 年 4 月に部分申請を提出しているが、ハットン・ロッコール海域を含めていない。これは、ハットン・ロッコール海域に関して重複した主張を行っている関係国間の境界画定の問題に予断を与えないためであるが、アイスランドは、後の段階で、この海域に関して別個の申請を提出する予定である。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合において、英国代表は、申請の内容についてのプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、CLCS は非公開会合を開き、英国の申請の検討の方式について検討した。その結果、2 ヵ国から提出された口上書に留意し、CLCS は、審査待ちの行列に並んでいる英国の申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び 2 ヵ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した 2 ヵ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた[124]。

3.3.7 アイルランドの申請（ハットン・ロッコール）

2009 年 3 月 31 日、英国が CLCS に対して、ハットン・ロッコール海域の大陸棚の限界延長申請を提出したのと同じ日に、アイルランドは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して、自国のハットン・ロッコール（Hatton Rockall）海域の大陸棚の限界延長申請を提出した。アイルランドが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。デンマーク及びアイスランドが自

[124] 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 46。委員会の決定は、ミャンマーの申請（本事業報告書 3.3.3）に対する決定と同じ内容である。英国のプレゼンテーションの内容については、本事業報告書 5.3 を参照。

国の見解を示す文書を提出している[125]。

アイルランドは、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

① この申請は、アイルランドが提出する 3 番目の、かつ最後の申請であり、ハットン・ロッコール海域の大陸棚の外側の限界のみに関する申請である。

1 番目の申請は、2005 年 5 月にポーキュパイン深海平原海域の大陸棚に関してアイルランドが単独で提出した申請である。2007 年 4 月に CLCS が勧告を行い、アイルランド政府は、この勧告を受諾した。2009 年に勧告にもとづき、この海域の大陸棚の外側の限界が政令によって設定された[126]。

2 番目の申請は、アイルランド、フランス、スペイン及び英国の合意により、2006 年 5 月にケルト海とビスケー湾の大陸棚の外側の限界に関して行った共同申請である[127]。

② アイルランドは、英国と 1988 年にこの海域の大陸棚における境界画定に合意しているが、アイスランド及びデンマークが広範囲にわたり重複する主張をしているため、受け入れられていない。2001 年より 4 カ国は定期的に会合をもち、重複する主張によって生じる問題の解決に努力しているが、現在までに合意に至っていない。関係諸国との間でこれらの問題について合意は無いが、申請の提出期限を満たすため、本申請を提出する。

デンマークは、提出した文書において以下の点を述べている。

① アイルランドのエグゼクティブ・サマリーによると、英国はフェロー海台（Faroe Plateau）について権利を有すると考えているが、デンマークは、自国の申請提出期限である 2014 年 12 月 16 日[128]までに、フェロー海台についての部分申請を提出する予定である。デンマークは、英国とアイルランドとの大陸棚境界画定についての 1988 年の合意が、 フェロー海台についてのデンマークの権利に影響を及ぼさないことを確認する。

② デンマークは、アイルランドの申請に対する審査及び勧告が、同じ海域についてのデンマークの将来の申請に影響を与える、と考える。したがって、同じ海域についてデンマークが将来提出する申請と同時にのみ審査されるべきである。デンマークが更なる通告をしない限り、デンマークは、アイルランドの今回の申請に同意を与えないことを宣言する。

③ デンマークは、ハットン・ロッコール海域に関するアイスランド、アイルランド、英国及びデンマークの 4 カ国協議に引き続き参加していくことを確認する。

---

125 アイルランドのエグゼクティブ・サマリー及び 2 ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_irl1.htm

126 本事業報告書 3.1.4「アイルランドの申請」を参照。

127 本事業報告書 3.1.6「フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請」を参照。

128 前掲注（123）参照。

アイスランドは、提出した文書において以下の点を述べています。

① ハットン・ロッコール海域は、アイスランドの大陸棚の一部であるが、デンマーク、アイルランド及び英国が重複した主張を行っており、紛争の下にある。

② アイスランドは、CLCS によるアイルランドの申請の審査は、この海域のアイスランドの大陸棚に対する権利に影響を及ぼす、と考える。したがってアイスランドは、CLCS によるアイルランドの申請の審査に同意を与えない。

③ アイスランドは、2009 年 4 月に部分申請を提出しているが、ハットン・ロッコール海域を含めていない。これは、ハットン・ロッコール海域に関して重複した主張を行っている関係国間の境界画定の問題に予断を与えないためであるが、アイスランドは、後の段階で、この海域に関して別個の申請を提出する予定である。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合において、アイルランド代表は、申請の内容についてのプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、CLCS は非公開会合を開き、アイルランドの申請の検討の方式について検討した。その結果、2 ヵ国から提出された口上書に留意し、CLCS は、審査待ちの行列に並んでいるアイルランドの申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び 2 ヵ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した 2 ヵ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた[129]。

[129] 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 56。委員会の決定は、ミャンマーの申請（本事業報告書 3.3.3）及び英国の申請（本事業報告書 3.3.6）に対する決定と同じ内容である。アイルランドのプレゼンテーションの内容については、本事業報告書 5.3 を参照。

3.3.8　そのほかの申請（21 件目から 51 件目まで）

21 件目のウルグアイの申請から、51 件目のキューバの申請までの一覧表を以下に示す。この表のオリジナルは、国連海事・海洋法課（DOALOS）のサイト（http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_submissions.htm）に掲載されており、各国の申請のページ（英語）へのリンクが設定されている。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合では、以下の 31 ヵ国のうち、14 ヵ国がプレゼンテーションを行ったが、いずれの申請についても小委員会は設置されておらず、審査待ちの状況にある。

申請国		申請日 (2009 年)	申請内容とプレゼンテーションの実施状況
21	ウルグアイ	4 月 7 日	ウルグアイ本土から大西洋へ延長する大陸棚についての申請。 ウルグアイは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
22	フィリピン （部分申請）	4 月 8 日	フィリピンの東側沿岸のベンハムライズ（Benham Rise）のみについての部分申請。 フィリピンは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
23	クック諸島	4 月 16 日	マニヒキ海台（Manihiki Plateau）海域についての部分申請。 クック諸島は、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
24	フィジー （部分申請）	4 月 20 日	南フィジー海盆北部のラウ海嶺（Lau Ridge-northern South Fiji Basin）についての部分申請。 フィジーは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
25	アルゼンチン	4 月 21 日	アルゼンチンから延長する大陸棚についての申請。英国との間に、マルビナス諸島（Islas Malbinas、英語名フォークランド諸島[Falkland Islands]）、サウスジョージア諸島（South Georgia Islands）及びサウスサンドウィッチ諸島（South Sandwich Islands）から延長する大陸棚を含んだ海域における領土問題がある。 アルゼンチンは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
26	ガーナ	4 月 28 日	ガーナ本土からギニア湾の東側及び西側に延長する大陸棚についての申請。 ガーナは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。

27	アイスランド （部分申請）	4 月 29 日	アイギル海盆（Ægir Basin）及びレイクジェーンズ海嶺（Reykjanes Ridge）の西南海域についての部分申請。
28	デンマーク （部分申請）	4 月 29 日	フェロー諸島（Faroe Islands）北部海域についての部分申請。 デンマークは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
29	パキスタン	4 月 30 日	パキスタン本土からアラビア海に延長する大陸棚についての申請。
30	ノルウェー （部分申請）	5 月 4 日	ブーベ島（Bouvetøya Island）及びドローニング・モード・ランド（Dronning Maud Land）海域についての部分申請。 ノルウェーは、ドローニング・モード・ランド海域については、南極条約の規定により、CLCS に対し審査を行わないよう要請している。
31	南アフリカ （部分申請）	5 月 5 日	南アフリカ本土から延長する大陸棚についての部分申請。
32	ミクロネシア パプアニューギニア ソロモン諸島 （共同申請）	5 月 5 日	オントンジャワ海台（Ontong Java Plateau）海域についての共同申請。
33	マレーシア ベトナム （共同申請）	5 月 6 日	南シナ海南部海域についての共同申請。 中国は、この共同申請が、南シナ海における中国の主権、主権的権利及び管轄権を侵害しているとして、CLCS に申請の審査を行わないよう要請する文書を国連事務総長に提出した。 ベトナムは、中国の主張は法的及び歴史的根拠がなく無効であるとの文書を、国連事務総長に提出している。 マレーシア及びベトナムは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
34	フランス 南アフリカ （共同申請）	5 月 6 日	プリンスエドワード諸島（Prince Edward Islands）及びクローゼー諸島（Crozet Archipelago）についての共同申請。南アフリカ領プリンスエドワード諸島と、フランス領クローゼー諸島は、インド洋に隣接している。
35	ケニア	5 月 6 日	ケニア本土からインド洋に延長する大陸棚についての申請。 ケニアは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。

36	モーリシャス （部分申請）	5 月 6 日	ロドリゲス島（Rodrigues Island）海域についての部分申請。 モーリシャスは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
37	ベトナム	5 月 7 日	南シナ海に延長する大陸棚についての申請。 中国は、ベトナムの申請が、南シナ海における中国の主権、主権的権利及び管轄権を侵害しているとして、CLCS に申請の審査を行わないよう要請する文書を国連事務総長に提出した。 ベトナムは、中国の主張は法的及び歴史的根拠がなく無効であるとの文書を、国連事務総長に提出している。 ベトナムは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
38	ナイジェリア	5 月 7 日	ナイジェリア本土からギニア湾西側に延長する大陸棚についての申請。 ナイジェリアは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
39	セーシェル （部分申請）	5 月 7 日	北部海台海域におけるバード島（Bird Island）及びアフリカ堆（African Banks）から延長する大陸棚についての部分申請。 セーシェルは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
40	フランス （部分申請）	5 月 8 日	インド洋のレユニオン島（La Réunion）、サンポール島（Saint-Paul Island）及びアムステルダム島（Amsterdam Island）において延長する大陸棚についての部分申請。
41	パラオ	5 月 8 日	パラオの南東、西部及び北部海域において延長する大陸棚についての申請。
42	コートジボワール	5 月 8 日	コートジボワール本土からギニア湾の東側に延長する大陸棚についての申請。 コートジボワールは、第 24 回 CLCS の会合において、プレゼンテーションを行った。
43	スリランカ （部分申請）	5 月 8 日	ベンガル湾の南西及び東側に延長する大陸棚についての部分申請。
44	ポルトガル	5 月 11 日	大西洋の東側、西側及びガルシア海域の延長する大陸棚についての申請。

45	英国 （部分申請）	5月11日	英国の海外領土であるフォークランド諸島（Falkland Islands）、サウスジョージア諸島（South Georgia Islands）及びサウスサンドウィッチ諸島（South Sandwich Islands）から延長する大陸棚についての部分申請。
46	トンガ （部分申請）	5月11日	ケルマディック海嶺（Kermadec Ridge）から延長する大陸棚についての部分申請。
47	スペイン （部分申請）	5月11日	スペインからガルシア海域に延長する大陸棚についての部分申請。
48	インド	5月11日	インドからベンガル湾及びアラビア海に延長する大陸棚についての申請。
49	トリニダード・ トバゴ	5月12日	トリニダード・トバゴからカリブ海に延長する大陸棚についての申請。
50	ナミビア	5月12日	ナミビアから大西洋に延長する大陸棚についての申請。
51	キューバ	6月1日	メキシコ湾の東側エリアに延長する大陸棚についての申請。

（参考）

英国サウザンプトン大学海洋学センターの UNCLOS グループは、2009 年 5 月の申請締切りの後、各国が申請したエリアを世界地図にコンパイルしたものをサイトに公開している。下図の赤色部分が申請エリアを示す。

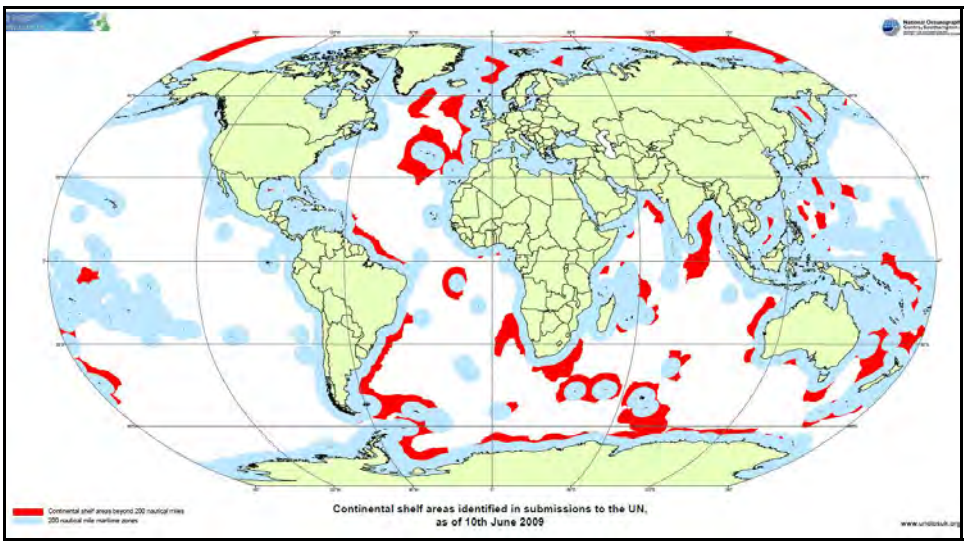

http://www.unclosuk.org/UN_Subm.html

また、UNEP-グリッド・アーレンダール（国際機関）も、各国の申請についての解説パンフレットをサイト上で公開している。下図はパンフレットの 14-15 頁目に掲載されている各国の申請エリア及び予備的申請で示されたエリアを色分けした世界地図である。

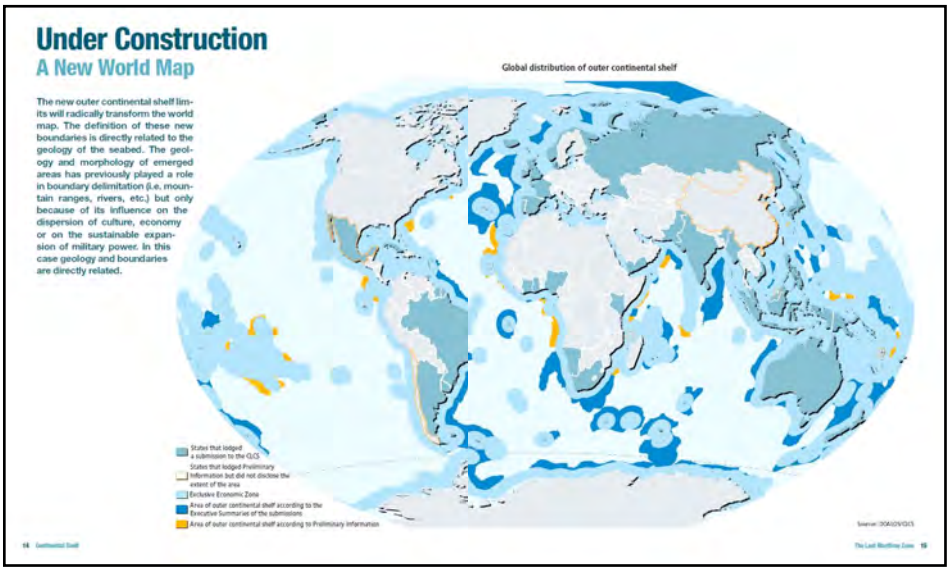

http://www.grida.no/publications/shelf-last-zone/

いずれも、世界各国の大陸棚限界延長の状況を把握するのに有用である。

3.4　予備的情報を申請した国（申請期限の延長措置）

2008 年 6 月の第 18 回国連海洋法条約締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、以下の決定がなされた。

① 2009 年 5 月 12 日までに 200 海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報（preliminary information）を国連事務総長に提出すれば締切りを満たしたものとする。

② この予備的情報について CLCS は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない。

本決定は、締約国会合文書（SPLOS/183）に記載されている。（申請の提出期限をめぐる経緯については、本事業報告書 2.2「大陸棚限界延長の手続」を参照。）

これまでに、国連事務総長に 44 件の予備的情報が提出されている（2010 年 2 月 28 日現在）。一つの沿岸国が複数の予備的情報を提出していたり、複数の国が共同で提出したりしているが、国別にまとめると以下の表のようになる。CLCS のサイト（http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_preliminary.htm）には、国名のアルファベット順に予備的情報が掲載されている。

	沿岸国	予備的情報提出日（2009 年）	備　　考
1	ベナン	4 月 2 日	ギニア湾沖合への延長について、トーゴと共同提出
		5 月 12 日	ギニア湾沖合への延長について単独で提出
2	ソマリア	4 月 14 日	中央ソマリア海脚（Central Somali Spur）に沿ってインド洋へ延長する大陸棚について提出
3	オマーン	4 月 15 日	オーウェン海盆（Owen Basin）に沿ってアラビア海へ延長する大陸棚について提出
4	ソロモン諸島	4 月 21 日	南太平洋エリアのシャーロット堆（Charlotte Bank）エリアについて、フィジーと共同で提出
		4 月 21 日	南太平洋エリアの北フィジー海盆（North Fiji Basin）エリアについて、フィジー及びバヌアツと共同で提出
		5 月 5 日	ソロモン諸島、パプアニューギニア、オーストラリアの EEZ に囲まれた南太平洋エリアにおいて、レンネル島群島（Rennell Island Arichipelago）からの延長について単独で提出
5	フィジー	4 月 21 日	シャーロット堆（Charlotte Bank）、北フィジー海盆（North Fiji Basin）及び南東地域の３つのエリアについて単独で提出
		4 月 21 日	ソロモン諸島との共同提出（ソロモン諸島の欄を参照）
		4 月 21 日	ソロモン諸島及びバヌアツとの共同提出（ソロモン諸島の欄を参照）

6	バヌアツ	4 月 21 日	ソロモン諸島及びフィジーとの共同提出（ソロモン諸島の欄を参照）
7	ガンビア	5 月 4 日	大西洋沖合への延長について提出
8	パプアニューギニア	5 月 5 日	南太平洋エリアのオーリピック海膨（Eauripik Rise）及びムサウ海嶺（Mussau Ridge）の２つのエリアについて提出
9	ミクロネシア	5 月 5 日	南太平洋エリアのオーリピック海膨（Eauripik Rise）及びムサウ海嶺（Mussau Ridge）の２つのエリアについて提出
10	メキシコ	5 月 6 日	メキシコ湾の東側エリアについて申請する意思を表明
11	モーリシャス	5 月 6 日	インド洋のチャゴス諸島（Chagos Archipelago）沖合エリアについて提出。同諸島について英国と係争中である旨述べられている。
12	タンザニア	5 月 7 日	隣国ケニア及び相対国セーシェルの境界線と、タンザニアのインド洋沖合の 200 海里線及び 350 海里線によって囲まれるエリアを潜在的な延長大陸棚として提出。ケニア、セーシェルとの合意文書も添付されている。
13	カーボヴェルデ	5 月 7 日	大西洋の西アフリカ沖合にあるケーン海山（Kane Seamount）及びネヴァ海峡（Neva Seachannel）の２つのエリアについて提出。
14	フランス	5 月 8 日	南西太平洋の仏領ポリネシア及びウォリス・フツナ諸島についての情報提出。
		5 月 8 日	カナダのニューファンドランド島沖合のサンピエール島及びミクロン島についての情報提出。カナダが口上書を提出している。
15	トーゴ	4 月 2 日	ベナンとの共同提出（ベナンの欄を参照）
		5 月 8 日	ギニア湾沖合への延長について単独で提出
16	チリ	5 月 8 日	チリ本土（タイタオ半島）を基点とするエリア、太平洋の島々を基点とする複数のエリアについて延長大陸棚の情報を提出。南極エリアについては後の段階でチリの立場を知らせる旨述べている。
17	セーシェル	5 月 8 日	インド洋のアルダブラ群島エリアに関する情報を提出。
18	ギニアビサウ	5 月 8 日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。
19	中国	5 月 11 日	中国本土から沖縄トラフへの延長についての情報を提出。日本が口上書を提出している。
20	スペイン	5 月 11 日	大西洋のカナリア諸島を基点とした延長大陸棚についての情報を提出。モロッコが口上書を提出している。
21	コスタリカ	5 月 11 日	太平洋のココス島からの延長大陸棚に関する情報を提出。
22	韓国	5 月 11 日	日韓共同開発エリア（東シナ海）に関して情報を提出。日本が口上書を提出している。

23	ギニア	5 月 11 日	大西洋側への延長大陸棚に関する情報を提出。
24	カメルーン	5 月 11 日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。隣国の赤道ギニアが口上書を提出している。
25	モザンビーク	5 月 11 日	モザンビーク海峡からインド洋にかけての延長大陸棚に関する情報を提出。
26	コンゴ民主共和国	5 月 11 日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。アンゴラが口上書を提出している。
27	ニュージーランド（トケラウ）	5 月 11 日	トケラウ諸島の東西を横切るロビー海嶺（Robbie Ridge）に沿って延長する大陸棚について情報を提出。
28	モーリタニア	5 月 11 日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。モロッコが口上書を提出している。
29	セネガル	5 月 12 日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。
30	シエラレオネ	5 月 12 日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。
31	ガボン	5 月 12 日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。
32	ブルネイ	5 月 12 日	北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南シナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出。
33	コンゴ	5 月 12 日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。
34	アンゴラ	5 月 12 日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。
35	キューバ	5 月 12 日	キューバは、6 月 1 日に本申請（メキシコ湾東側エリアに関する申請）を提出した。メキシコと米国が口上書を提出している。
36	ガイアナ	5 月 12 日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。
37	バハマ	5 月 12 日	ブレーク海台（Blake Plateau）に沿って大西洋側に延長する大陸棚に関する情報を提出。
38	サントメ・プリンシペ	5 月 13 日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。
39	赤道ギニア	5 月 14 日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。
40	コモロ	6 月 2 日	延長申請を行う意思を表明。
41	バヌアツ	8 月 10 日	マシュー島及びハンター島を基点として延長申請を行う意思を表明。

4. 講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長 - 日本の申請の紹介 - 」の開催

4.1　開催目的

日本は、2008 年 11 月 12 日に大陸棚限界委員会へ大陸棚限界延長申請を提出した。その後、2009 年 3 月の委員会で日本代表団が申請内容についてプレゼンテーションを行い、同年 9 月に小委員会が設置され、審査が開始された。審査には、数年かかる見通しで、審査完了後に勧告が発出され、その勧告にもとづいて、日本は 200 海里を超える大陸棚を設定することになる。

この延長される大陸棚には海底資源が賦存するものと見られており、日本の将来にとって有益な国富の源となりうるが、申請内容がそのまま認められるかどうかは、委員会の今後の審査によるところが大きく、我が国の審査への対応が重要となる。

そこで、国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長制度と我が国の申請内容についてわかりやすく解説し、申請内容と審査の重要性について国民の理解を深めることを目的として講演会を開催した。

4.2　講演会の概要

(1) 開催日時

平成 22 年 1 月 28 日（木）　14 時～17 時 10 分

(2) 開催場所

東京都港区赤坂１－２－２　日本財団ビル　２階　大会議室

(3) 主催

海洋政策研究財団

(4) 助成

日本財団

(5) 参加者

約 130 名

(6) プログラム

14:00-14:10　開会挨拶

海洋政策研究財団 会長　秋山昌廣

14:10-15:40　国連海洋法条約の大陸棚制度と我が国の対応

内閣官房 総合海洋政策本部事務局 内閣参事官 谷伸氏

15:40-15:55　質疑応答

15:55-16:10　休憩

16:10-17:10　大陸棚申請の概要 - 科学が果たした希有な役割 -

独立行政法人 産業技術総合研究所 地質情報研究部門

地球変動史グループ 主任研究員　岸本清行氏

17:10 閉会

4.3　講演の概要　（講演資料は附録 7 に掲載）

(1)　「国連海洋法条約の大陸棚制度と我が国の対応」

谷伸氏（総合海洋政策本部事務局内閣参事官）

日本は、2008 年 11 月 12 日に大陸棚限界延長申請を提出したが、そのための大陸棚調査は 25 年以上に及ぶものであった。当初は、そもそもなぜ大陸棚を拡げるのかという疑問が呈されることもあったが、かつて米国がロシア帝国から、アラスカを安い値段で買った後で資源が見つかったという例から示唆されるように、将来にわたって海底資源を確保するには、まず延長大陸棚という沿岸国の主権的権利の及ぶ範囲を確保しておく必要があり、そういった子孫に夢を残すという必要性がある。

国連海洋法条約第 76 条で定められている大陸棚は、水深 130 メートルくらいまでの浅い海底という地形的概念とは異なり、沿岸国が海底及び海底下の天然資源の探査・開発を行う主権的権利の及ぶ範囲である。沿岸 200 海里までは自動的に、大陸棚として認められているが、200 海里を超えて延長するためには、地形・地質のデータを大陸棚限界委員会に提出し、自然の延長として認められなければならない。条文の規定を、多種多様な世界中の海底地形にあてはめようとすると、いろいろな困難が生じる。条約では、大陸斜面脚部の決定が重要であり、大陸斜面脚部は傾斜最大変化点として規定されているが、実際の海底地形は複雑であり、傾斜最大変化点を一義的に決定することは難しい。特に日本の場合、４つのプレート（北米、ユーラシア、フィリピン、太平洋）の上にあり、海溝やトラフ、海底火山が多く存在し、活動的縁辺部といわれる非常に複雑な海底地形を有している。ニュージーランド周辺にも同様の活動的縁辺部があるが、大陸棚限界延長申請を提出し、勧告を得て、かなりの延長大陸棚を得ることに成功しており、日本がこれから審査に対応していくにあたり、参考となるところが大きい。

プレートの衝突から離れているところにあり、非活動的縁辺部の大陸棚を有しているブラジルでも、斜面脚部の決定に苦労をしており、申請の出し直しをしている。同じデータでも読み方次第で、斜面脚部が変わりうる例として参考となる。

また、第 76 条 6 項の海底海嶺や海底の高まりといった用語の解釈も多種多様であり、各国とも、最大限沖合まで延長できるよう努力して申請している。延長大陸棚の点と 200 海里線との接続についても、条約にはただ 60 海里以内の線で結ぶと規定してあるだけで、実際には各国の解釈に委ねられており、オーストラリアやニュージーランドは、延長大陸棚の面積が最大限になるよう工夫を行っている。

これら各国の苦労を聞いた上で、日本は申請の準備を進めた。その結果、延長大陸棚はミリメートル単位の精度で出したり、プレゼンテーションで動画を用いる等、大陸棚限界委員会に対して効果的なアピールを行うことができた。各国の申請を審査するにあたり、大陸棚限界委員会はケース・バイ・ケースで扱っているようであり、今後とも、各国の審査動向を注視した上で、審査に対応していく必要がある。

(2) 「大陸棚申請の概要 - 科学が果たした希有な役割 - 」

岸本清行氏（独立行政法人産業技術総合研究所地質情報研究部門主任研究員）

大陸棚申請のプロセスは、大陸棚限界委員会（以下、CLCS）に事前に提出した 3 つの資料群を用いた審査と、申請国に適宜与えられる口頭説明の機会を通じて補完することで進行する。

日本が CLCS に提出した申請文書は以下の 3 種類であり、それぞれ科学技術文書としての性格を有している。

① Executive Summary

全 80 ページ（A4 版）から成り、国連サイトで公開されている。 うち、15 ページは延長大陸棚（Extended Continental Shelf : ECS）の海域マップと図説明（7 海域）で、52 ページは ECS 点座標の表（2,552 点）となっている。

ECS の範囲は、領海や 200 海里 EEZ のように領土の基線からの円弧群に対する包絡線（曲線）ではなくて、点列を直線で結んだ多角形の範囲であり、大陸棚の外縁線の面積を最大にするには曲線となるが、条約では ECS は固定点の座標データで示せということになっており、座標の表を付ける必要がある。

② Main Body

補足説明資料群としての Main Body は、条約第 76 条の解釈を正当化するための科学技術文書と言える。個々の海域毎に同様な構成で作成された、データの正当性を説明するための科学技術文書の体裁をしている。上述の Executive Summary の図表の各点に関する根拠となる技術的・科学的説明を行っている。

③ Supporting Data

Supporting Data と呼ばれる資料群は、上述の Main Body を作成するために用いたデータと科学論文などからなっている。具体的には、地形データ、地球物理データ、地質学データと試料、科学的解釈（を含む論文）あり、生のータであって、地球科学情報の観点から見るとこれが最も宝の山と言うことができ、今後、サイエンス・コミュニティの中で論文発表されたり、資源探査をする時の出発点となるデータとして使われることになるであろう。

以上 3 種類の資料を提出した後、CLCS からの勧告が出るまでに、口頭説明や手紙でのやりとり（CLCS からの質問とそれへの返答）を行う機会がある。日本は、これまで口頭説明を 2 回、昨年（2009 年）の 3 月と 9 月にそれぞれ行っている。

国連海洋法条約の第 76 条及びそれを補足説明するためのガイドラインには、延長大陸棚の申請に関しては、科学的根拠を含む延長大陸棚の限界に関する情報を提出せよということが書かれており、要するに、「科学的根拠を含む」という記載があるだけなのである。

延長大陸棚申請というのは、各国の陣取りというか、国土を拡張するということで、今までは戦争や政治的な話し合いなどの下、力で拡張してきたという経緯が歴史的にあるが、史上初めて、客観的な事実、科学的根拠を示せば拡張を主張することができ、それを提出するために科学的データの収集・解析・解釈が必要で、そのメインの役割を科学者が担えたという意味で非常に希有な科学的役割であったと言えよう。

4.4　成果

日本の申請がどのような調査内容にもとづいて提出されたのかという点や、日本が提出した申請の概要がどのようなものかという点について、これまで包括的に説明されたことはなかった。その意味において、本講演会は日本の大陸棚限界延長申請の概要をその準備過程を含めて、一般聴衆にわかりやすく解説された初めての機会と言うことができ、その意義は大きいと言えよう。講演の後には、聴衆から質問が活発に出されて、議論が盛り上がり、我が国の大陸棚限界延長に対する一般の方々の関心の高さがうかがわれた。

5. 海外調査の概要

5.1 第 23 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

5.1.1 目的

本出張は、2009（平成 21）年 3 月 2 日から 4 月 9 日まで 6 週間にわたって開催された大陸棚限界委員会（Commission on the Limits of the Continental Shelf: CLCS）第 23 回会合において、我が国が 2008 年 11 月 12 日に提出した大陸棚限界延長申請に関するプレゼンテーションが行なわれるため、それを支援するとともに、今後の審査対応に係わる最新の情報を収集し、さらに関係者と意見交換を行うことを目的とした。

本会合では、アイルランド、フランス、スペイン及び英国による共同申請、ノルウェーの申請及びメキシコの申請に対する勧告案が全体委員会において検討され、勧告が採択された。また、フランスの申請の審査が小委員会で継続された。更に前回会合でプレゼンテーションを行ったバルバドスの申請及び英国の申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された。

また、我が国の他、昨年 6 月に提出したインドネシアの申請、12 月に提出したモーリシャス及びセーシェルによる共同申請について、全体委員会において各代表団によりプレゼンテーションが行われた。インドネシアの申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始されたが、我が国の申請及びモーリシャス及びセーシェルの共同申請は、審査待ちの行列に並ぶことになった。

5.1.2 調査期間等

(1) 会議名

第 23 回大陸棚限界委員会（The twenty third session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf）

(2) 開催期間および開催場所

2009 年 3 月 2 日（月）～4 月 9 日（木）

米国ニューヨーク市　国際連合本部

(3) 行程

3 月 15 日（日）	成田 11:00 発　NH010　ニューヨーク　10:30 着
3 月 16 日（月）	
↓	第 23 回 CLCS における我が国の申請支援及び情報収集
4 月 3 日（金）	
4 日（土）	我が国の申請の審査対応に関する打合せ
5 日（日）	ニューヨーク 12:30 発　NH009
6 日（月）	成田 15:25 着

5.1.3　概要

(1) フランス、アイルランド、スペイン及び英国の共同申請について

2006 年 5 月 19 日に提出された、ケルト海とビスケー湾において 4 カ国が境界を接する海域の共同申請について、小委員会は 2009 年 3 月 16 日から 20 日まで会合をもち、勧告案の完成に集中した。小委員会は、3 月 20 日に共同申請に対する勧告案を全体委員会に提出し、23 日に全体委員会でプレゼンテーションによりその内容を紹介した。

24 日に 4 カ国代表団の要請により、代表団と全体委員会の間で会合が開かれた。代表団は各沿岸国の代表及び科学的・技術的専門家を含み、代表して英国代表のウィルソン氏がプレゼンテーションを行った。ウィルソン氏は、4 沿岸国の共同プログラムとして、外側の限界を示した申請の内容について詳しく説明した。そして、小委員会による申請の審査の概要と修正された外側の限界について述べた。ウィルソン氏は特に、4 沿岸国がそれぞれ重複の可能性のある別々の申請を提出することができたが、委員会による勧告の発出により、海域の境界画定に先駆けて大陸棚の外側の限界が設定できることから、共同申請を活用することが適切であると考えた旨を述べた。

ウィルソン氏はまた、小委員会と 4 沿岸国の間の見解のやり取りについて触れ、特に 350 海里制限線の組合せの方法について述べた。4 沿岸国は、第 21 回会合中に小委員会及び全体委員会と会合を持つ中で、共同申請における制限線の使い方に賛同した。その後、小委員会は全体委員会へ勧告案を提出する前に、4 沿岸国に対し、小委員会の見解を考慮して外側の限界を修正するか、最初の申請における見解を維持するのか選択するよう求めた。ウィルソン氏は、小委員会の見解と共同申請の審査の迅速な終了の重要性を考慮し、4 沿岸国は将来の他の申請に影響を及ぼさないこととして、前者を受け入れることを決定した。それに伴い、4 沿岸国は、小委員会に修正した外側の限界を提出し、小委員会はそれを受け取った。

4 沿岸国によるプレゼンテーションの後、全体委員会は小委員会から提出された勧告案の検討を進め、24 日にフランス、アイルランド、スペイン及びイギリスによる共同申請に対する勧告をコンセンサスで採択した。

(2) ノルウェーの申請について

2006 年 11 月 27 日に提出された、北極海の西ナンセン海盆、バレンツ海のループホール及びノルウェー海のバナナホールの 3 海域に関するノルウェーの部分申請について、小委員会は、2008 年 12 月 1 日から 12 日にかけて第 22 回継続会合をもった。小委員会は、この間、ノルウェー代表団と 3 回会合をもち、特定の問題について予備的考察（preliminary considerations）を提示した。本会合において、小委員会は 2009 年 3 月 2 日から 13 日まで会合をもち、勧告案の完成に集中した。

小委員会は、3 月 13 日に勧告案を提出し、23 日に全体委員会でプレゼンテーションによりその内容を紹介した。25 日にノルウェー代表団の要請により、代表団と全体委員会の間で会合が開かれた。プレゼンテーションは、ファイフ外務省法律局長（代表団団長）により行われた。ノルウェー代表団は、ウェットランド国際連合代表部全権大使及び多くの法律顧問と科学的・技術的専門家で構成された。

プレゼンテーションにおいて、ファイフ外務省法律局長は、申請の概要とノルウェー代表団と小委員会の間の見解のやり取りについて触れ、全ての基本的な科学的・技術的データの正確な証明及び検証による専心的な取組みを含め、小委員会の徹底性と専門的技術に謝意を表した。また、ノルウェーが近隣諸国のロシア、アイスランド並びにグリーンランド及びフェロー諸島を含むデンマークと親密に協力し、それらの国が委員会による申請の審査に同意していることを再確認した。

ノルウェー代表団との会合に引き続き、委員会は小委員会によって提出された勧告案を協議し、27 日に一部修正の上、ノルウェーの申請に対する勧告をコンセンサスで採択した。

(3) フランスの申請について

2007 年 5 月 22 日に提出されたフランス領ギアナ及びニューカレドニア南西海域のフランスの部分申請について、小委員会は、会期間にフランスより提出された追加資料を審査した。本会合において、小委員会は 2009 年 3 月 16 日から 20 日まで会合をもった。小委員会は、ニューカレドニアの海域についての申請部分に対する勧告案を完成することで合意した。また、フランス領ギアナの海域についての申請部分は、フランス側での更なる分析を要することで合意した。

小委員会は、19 日にフランス代表団と会合をもち、その結論を伝え、フランスが結論に合意すれば勧告案の作成及び提出の準備ができていると述べた。フランス代表団は再度会合を求め、20 日に会合がもたれた。その会合において、フランス代表団は小委員会に対し、さらに踏み込んだ分析について説明し、勧告案の作成を延期することを要請した。フランス代表団と小委員会は、会期間及びその後の第 24 回会合において、見解とさらに踏み込んだ情報をやり取りすることで合意した。

(4) メキシコの申請について

2007 年 12 月 13 日に提出されたメキシコ湾西側海域のメキシコの部分申請について、小委員会は、本会合において 2009 年 3 月 16 日から 20 日にかけて会合をもった。この間、小委員会は、勧告案の完成に集中した。

小委員会は、20 日に勧告案を提出し、24 日に全体委員会でプレゼンテーションによりその内容を紹介した。31 日にメキシコ代表団の要請により、代表団と全体委員会の間で会合が開かれた。プレゼンテーションは、ヘラーメキシコ国際連合代表部全権

大使（代表団団長）により行われた。メキシコ代表団は、多くの法律顧問と科学的・技術的専門家で構成された。

プレゼンテーションにおいて、ヘラー大使は、小委員会及び特に玉木委員長に対し、効率的な作業に謝意を表した。また彼は、メキシコ代表団は委員会が小委員会による作業の結果を承諾し、速やかに勧告を採択することを期待すると述べた。彼は、会合において、メキシコが 2 件目の部分申請の権利を留保すると告げた。

メキシコ代表団との会合に引き続き、全体委員会は小委員会によって提出された勧告案を協議し、31 日にメキシコの申請に対する勧告をコンセンサスで採択した。

(5) バルバドスの申請について

バルバドスは、2008 年 5 月 8 日に申請を提出した。第 22 回会合において、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条[130]及び CLCS 手続規則第 42 条[131]により、バルバドスの申請を審査する小委員会を設置することについて合意したが、同会合では小委員会を設置しないと決定した。

---

[130] 国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条

委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国の要請の具体的な要素を考慮して均衡のとれた方法で任命する七人の委員で構成される小委員会により任務を行う。要請を行った沿岸国の国民である委員会の委員並びに限界の設定に関する科学上及び技術上の助言を与えることにより沿岸国を援助した委員会の委員は、当該要請を取り扱う小委員会の委員とはならないが、当該要請に関する委員会の手続に委員として参加する権利を有する。委員会に要請を行った沿岸国は、関連する手続に自国の代表を投票権なしで参加させることができる。

[131] CLCS 手続規則

第 42 条　Submission

1. If, in accordance with article 5 of Annex II to the Convention, the Commission decides to establish a subcommission for the consideration of a submission, it shall:

(a) Identify any members of the Commission who are defined as ineligible, in accordance with article 5 of Annex II to the Convention, i.e. nationals of the coastal State making the submission and members who have assisted the coastal State by providing scientific and technical advice with respect to the delineation;

(b) Identify any members of the Commission who may, for other reasons, be perceived to have a conflict of interest regarding the submission, e.g., members who are nationals of a State which may have a dispute or unresolved border with the coastal State;

(c) Through informal consultations among the members of the Commission, nominate candidates for the subcommission other than those identified in subparagraph (a), taking into account the factors regarding the members identified in paragraph (b), and the specific elements of the submission as well as, to the extent possible, the need to ensure a scientific and geographical balance; and

(d) Appoint from among the nominated candidates seven members of the subcommission.

2. The term of a subcommission shall extend from the time of its appointment to the time that the submitting coastal State deposits, in accordance with article 76, paragraph 9, of the Convention, the charts and relevant information, including geodetic data, regarding the outer limits for that part of the continental shelf for which the submission was originally made.

3. A member of the Commission can be appointed to be a member of more than one subcommission. Members of the Commission identified under subparagraph 1 (a) have the right to participate as members in the proceedings of the Commission concerning the said submission. Such members, by prior consultation and agreement within the subcommission, may be invited to participate in the proceedings of the subcommission on specific issues concerning the said submission without the right to vote.

本会合において、委員会は所定の手続[132]に従い、申請を審査する小委員会の設置を進めた。小委員会は、以下の委員で構成された。

委 員 長： ラジャン（インド）

副委員長： オドゥロ（ガーナ）、クロッカー（アイルランド）

委　　員： アルバカーキ（ブラジル）、アスティス（アルゼンチン）、ルー（中国）、ロゼッテ（セーシェル）

本会合において、小委員会は 2009 年 3 月 31 日及び 4 月 6 日から 9 日まで会合をもった。小委員会は、CLCS 手続規則附属書Ⅲ5[133]により申請の予備的分析（preliminary

---

[132] 2004 年の第 14 回会合において、ブラジルの申請を審査する小委員会を設置する際に、委員会は小委員会設置について所定の手続を決定した。

CLCS/42

19. The Chairman proposed a procedure to establish a subcommission of the Commission, taking into account the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea and the rules of procedure of the Commission, inter alia, the need for a scientific and geographical balance. Following a discussion, the Commission decided that the nomination of members of the subcommission would be conducted in two rounds: (a) during the first round of nominations, each group of members from the same region would nominate one member to the subcommission to satisfy the requirement of geographical balance while at the same time attempting to maintain a scientific balance; (b) the Chairman would coordinate that process by way of informal consultations; and (c) the names of those nominated would then be announced to the Commission and the nominees deemed appointed members of the subcommission by acclamation.

20. The Commission further agreed that, in a separate, second round of nominations to be conducted after the announcement of the results of the first round, each regional group might nominate one further member, taking into account the particular scientific skills required for a specific submission and the composition of the Subcommission. Should the total number of members from both rounds exceed seven, the Commission would undertake consultations as to how to appoint the required number of members from the second round of nominations.

[133] Preliminary analysis of the submission

1. The subcommission shall undertake a preliminary analysis of the submission in accordance with article 76 of the Convention and the Guidelines in order to determine:

(a) If the test of appurtenance is satisfied by the coastal State;

(b) Which portions of the outer limits of the continental shelf are determined by each of the formulae and constraint lines provided for in article 76 of the Convention and the Statement of Understanding;

(b bis) Whether appropriate combinations of foot of the continental slope points and constraint lines have been used;

(c) If the construction of the outer limits contains straight lines not longer than 60 M;

(d) If the subcommission intends to recommend that the advice of specialists, in accordance with rule 57, or that the cooperation of relevant international organizations, in accordance with rule 56, be sought; and

(e) The estimated time required by the subcommission to review all the data and prepare its recommendations for the Commission.

2. At the stage of the examination and consideration of a submission by the subcommission:

(a) The full content of the submission of any State is available at any time for examination by all members of the Commission. Practical ways to view the material should be agreed with the Secretariat;

(b) The meetings of the subcommission shall be held in private in accordance with paragraph 4.2 of annex II to these Rules. No records of the oral deliberations in the subcommission meetings, which shall be taken in conformity with paragraph 4.3 of annex II to these Rules, may be disclosed to anyone outside the subcommission;

(c) The written communications between a subcommission and the coastal State shall be made available to all members of the Commission;

(d) All members of the Commission may freely discuss between them any matters related to any

analysis）を行った後、専門家の助言や関連国際機関の協力を求めないこと、また全てのデータを審査し、委員会に提出するための勧告案を作成するには、さらに時間が必要であることを決定した。小委員会は、本会合中及び会期間中、グループで作業することを決定した。小委員会は、バルバドス代表団に提出する質問書を準備した。

(6) 英国の申請について

英国は、2008 年 5 月 9 日に英国領アセンション島の部分申請を提出した。第 22 回会合において、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、英国の申請を審査する小委員会を設置することについて合意したが、同会合では小委員会を設置しないと決定した。

本会合において、委員会は所定の手続に従い、申請を審査する小委員会の設置を進めた。小委員会は、以下の委員で構成される。

委 員 長： アヲシカ（ナイジェリア）
副委員長： ブレッケ（ノルウェー）、ジャファー（マレーシア）
委　　員： チャールズ（トリニダード・トバゴ）、カズミン（ロシア）
シモンズ（オーストラリア）、玉木（日本）

本会合において、小委員会は 2009 年 3 月 31 日及び 4 月 6 日から 9 日まで会合をもった。小委員会は、CLCS 手続規則附属書Ⅲ5 により申請の予備的分析（preliminary analysis）を行った。小委員会は、専門家の助言や関連国際機関の協力を求めないこと、全てのデータを審査し、委員会に提出するための勧告案を作成するには、さらに時間が必要であることを決定した。

(7) インドネシアの申請について

インドネシアは、2008 年 6 月 16 日にスマトラ島北西海域に係わる申請を提出した。申請に係わるプレゼンテーションは、2009 年 3 月 24 日に全体委員会においてインドネシア代表団のオエグロセノ外務省法律・条約局長（代表団団長）により行われた。オエグロセノ外務省法律・条約局長は、以下の点を述べた。

① 申請はスマトラ島北西海域を対象にしており、インドネシアの最初の部分申請である。引き続き、スンバ島南部及びニューギニア島パプア北部の海域に係わる申請を後に提出する。後者について、インドネシアは近隣諸国との共同申請の可能性を調査するため、協議を開始している。

② スマトラ島北西に係わる部分申請の海域において、海洋境界の紛争はない。関連として、インドネシアは 1974 年にインドとの大陸棚の境界画定について合意に至

---

submission, notwithstanding the fact that it is the prerogative and responsibility of the subcommission, through private deliberations, to carry out the examination of a submission on behalf of the Commission and to prepare the final recommendations for consideration by the Commission.

っている。

インドネシアの申請の科学的・技術的詳細について、ルドルフ国立測量・地図作成調整所所長、カフィド国立測量・地図作成調整所技術専門家及びジャジャディハージャ技術評価応用庁天然資源登録技術課長によりプレゼンテーションが行われた。インドネシア代表団は、多くの他の科学、法律及び技術顧問で構成された。プレゼンテーションの後、インドネシア代表団のメンバーは、委員会の委員から提起された質問に回答した。

委員会は非公開で会合を継続し、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、本申請を審査する小委員会を設置することについて合意した。委員会は所定の手続に従い、申請を審査する小委員会の設置について協議した。協議は、審査中の小委員会を 3 以上設置することの影響及び同時に異なる小委員会での作業に従事する数名の委員の活動に係わる現実的な問題について続けられた。委員会は、審査の迅速性及び効率性を確保するため、CLCS 手続規則における一般規則の例外として、4 つ目の小委員会を設置することを決定した。小委員会は以下の委員で構成される。

委 員 長： クロッカー（アイルランド）
副委員長： カルンギ（カメルーン）、パク（韓国）
委　　員： ファグーニ（モーリシャス）、ゲルマン（ルーマニア）
ピメンテル（ポルトガル）、玉木（日本）

小委員会は、3 月 31 日及び 4 月 6 日から 9 日まで会合をもった。小委員会は、CLCS 手続規則附属書Ⅲ5 により申請の予備的分析（preliminary analysis）を行った。小委員会は、専門家の助言や関連国際機関の協力を求めないことを決定した。また全てのデータを審査し、委員会への勧告案を作成する時期については、小委員会の質問に対するインドネシア代表団の回答の時期と内容によると判断した。小委員会はインドネシア代表団に提出する説明及び追加資料の要請に関する一連の質問を作成した。

(8) 日本の申請について

我が国は、2008 年 11 月 12 日に申請を提出した。申請に係わるプレゼンテーションは、2009 年 3 月 25 日に全体委員会において高須幸雄日本政府国際連合代表部全権大使、葉室和親日本政府国際連合代表部大使、平朝彦特別顧問兼日本政府大陸棚延長助言会議議長及び谷伸内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官により行われた。日本代表団は多くの他の科学、法律及び技術顧問で構成された。

冒頭陳述において、高須大使は、日本における海洋問題の重要性について、また 2007 年の海洋基本法の制定に引き続いて策定された海洋基本計画において、200 海里を超える大陸棚の外縁についての情報を大陸棚限界委員会へ提出することを再優先課題に挙げていることついて強調した。特に、日本の申請は、26 年に渡る多くの調査船による広範な調査活動を通して収集された詳細な科学的データを基にしていると述べた。

次に、葉室大使は、申請における一般陳述を行い、日本の本州の南及び南東に位置する九州－パラオ海嶺南部海域、南硫黄島海域、南鳥島海域、茂木海山海域、小笠原海台海域、沖大東海嶺南方海域及び四国海盆海域の 7 海域に渡ること示した。葉室大使は、玉木委員が申請に関する科学的・技術的助言を与えることにより日本を支援したことを告げた。

葉室大使は、CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）[134]に従って、申請は、日本と他国の間において特定の海域におけるいかなる紛争の対象ではないことを委員会に伝えた。葉室大使は、母島及び南鳥島から並びに南硫黄島からの海域においてアメリカ合衆国と、沖ノ鳥島からの海域においてパラオ共和国との間で重複の可能性があることに言及した。さらに、アメリカ合衆国から 2008 年 12 月 22 日付けの口上書に示されているように、これらの海域においていかなる勧告も境界画定の問題に影響を及ぼさないと述べた。

中国及び韓国からの口上書について、葉室大使は、これらは国連海洋法条約第 121 条の解釈に係わると述べた。この条約の解釈は、委員会の権限にあたらず、CLCS 手続規則において触れられていないため、日本は、2 つの口上書に述べられた立場を考慮しないよう委員会に要請した。さらに、この要請は、2009 年 3 月 25 日付けの日本政府国際連合代表部からの口上書において委員会に伝達された。

平特別顧問兼日本政府大陸棚延長助言会議議長は、日本の申請の背景として、フィリピン海及び西太平洋の火山及び地質構造の発達について説明した。

谷内閣参事官は、提案された日本の延長大陸棚の外縁について、海域ごとの詳細な説明を行った。

陳述及びプレゼンテーションの後、日本代表団のメンバーは、委員会の委員から提起された質問に回答した。

委員会は非公開で会合を継続し、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、本申請を審査する小委員会を設置することを決定した。しかし、この小委員会は、現存する小委員会の一つが全体委員会に勧告案を提出するまで設置しないこととされた。さらに、委員会は、申請を審査するため設置される小委員会に方針を示すため、中国、韓国及び日本から受領した口上書について協議した。委員会は条約第 121 条の法的解釈に関する問題について何らの役割も有していないことを認識し、小委員会を設置することになった時点で、その時点までの何らかの進展があればそれを考慮に入れた上でこの問題について再度検討することを決定した。

---

[134] CLCS 手続規則附属書 I
第 2 条
In case there is a dispute in the delimitation of the continental shelf between opposite or adjacent States, or in order cases of unresolved land or maritime disputes, related to the submission, the Commission shall be:
(a) Informed of such disputes by the coastal States making the submission;

(9) モーリシャス及びセーシェルの共同申請について

モーリシャス及びセーシェルは、2008 年 12 月 1 日にマスカレン海台海域に係わる申請を提出した。申請に係わるプレゼンテーションは、2009 年 3 月 26 日に両沿岸国の代表団により、ボーレルモーリシャス外務・地域統合・国際貿易大臣、ピラリーセーシェル外務大臣、チャンテーブセーシェル技術委員会委員長、ナリンモーリシャス法務省法務次官、ジョセフセーシェル石油会社調査部長、クーンジュル大使兼モーリシャス技術委員会委員長の順で行われた。さらに、モーリシャス及びセーシェル代表団は、多くの科学、技術及び法律顧問で構成された。

プレゼンテーションにおいて、両沿岸国の代表は、特にアフリカ諸国による初めての申請であり、また 2 小島嶼開発途上国が協力して作成した最初の申請であることを強調した。両沿岸国は、それぞれの残る海域の大陸棚についての申請を提出する意思があることを委員会に伝えた。

プレゼンテーションは、マスカレン海台海域の大陸棚の提案された外縁及び申請において適用した国連海洋法条約第 76 条の規定と大陸斜面の脚部の位置について説明した。プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① 共同申請の作成において、両沿岸国はブレッケ委員（ノルウェー）、カレラ委員（メキシコ）、ファグーニ委員（モーリシャス）及びロゼット委員（セーシェル）により支援を受けた。

② 事務総長によって公表された共同申請のエグゼクティブ・サマリーに対し口上書を提出した国がなかった事実に裏付けられるように、申請に含まれる延長大陸棚の海域は、両沿岸国間または両沿岸国と他の沿岸国間でいかなる紛争の対象ではない。

③ 申請の準備を促進することを目的とする信託基金の規定 27[135]に従い、両沿岸国は信託基金より資金的支援を受けた。

④ 英連邦及び GRID-Arendal から支援を受けた。

プレゼンテーションの後、両沿岸国の代表団のメンバーは、委員会の委員からの質問に回答した。

委員会は非公開で会合を継続し、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、本申請を審査する小委員会を設置することを決定した。日本の申請における決定と同様、委員会は本会合において小委員会を設置しなかった。

---

[135] A/RES/55/7
27. Upon submission to the Commission of its information on the limits of its continental shelf pursuant to article 76 of the Convention, a coastal State that has received assistance from this Fund shall disclose this information, including the involvement of any Commission members.

(10) 機密委員会委員長からの報告

機密委員会のクロッカー委員長は、本会合において会合をもつ事案がなかったと報告した。

(11) 編集委員会委員長からの報告

編集委員会のジャファー委員長は、本会合において会合をもたなかったと報告した。

(12) 科学的・技術的助言委員会委員長からの報告

(a) 科学的・技術的データのリストの作成

科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、前回会合以降、科学的・技術的助言の正式な要請がなかったことを報告した。また、委員会は、本会合において１回会合をもったことを報告した。

シモンズ委員長は、委員会から科学的・技術的助言を要請することを予定している沿岸国が、支援内容の詳細を明確に出来るならば、その要請の技術的･科学的内容を考慮して､助言を行う委員のリストを作成できるので役立つと繰り返した。そうなれば、要請を行うことを考慮している沿岸国は、委員会のウェブサイトでさらに情報を見つけることができるようになる。

シモンズ委員長は、2007 年に開かれた第 17 回締約国会合で初当選した委員に対し、委員会のウェブサイトに掲載するため、専門分野を含んだ簡単な経歴を提出するよう求めた。また、再選した委員に対し、必要に応じて経歴を更新するよう求めた。情報の提出を促すため、ひな形が利用可能となった。

前回会合での決定に従い、科学的・技術的助言委員会は、トレーニング委員会と共同で第 18 回締約国会合の決定のパラグラフ 3[136]の要請、すなわち、「委員会に対し、申請の作成に適切で、かつ公開され利用可能な科学的・技術的データのリストを作成し、委員会のウェブサイトに掲載し、公表するよう求めたこと」に応えるための情報を作成した。

委員会は、科学的・技術的データをリストアップしたウェブサイトの全体的な内容について、委員会がいかなる立場もとらないことを示す「免責条項」を付記して、これらの情報を委員会のウェブサイトで利用できるようにすることを決定した。

[136] SPLOS/183
3. Requests the Commission to compile a list of publicity available scientific and technical data relevant to the preparation of submissions to the Commission, and to publicise the list, including by posting the list of the website of the Commission;

(b) 委員会委員の登録

前回会合において、委員会は、本会合で科学的・技術的助言委員会が沿岸国に対し科学的・技術的助言をしている委員の登録制度を扱うことを決定した。

本会合において、シモンズ委員長は、沿岸国に対し科学的・技術的助言を行った委員、もしくは行っている委員のリストの作成に関する提案を紹介した。リストは、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 3 条 1 項（b）[137]の委員会の助言機能の遂行あるいは他の資格により、沿岸国に対し提供された助言について、委員会の委員が提供し、事務局の支援において維持されるべき情報を含む。そのリストは、特に CLCS 手続規則 10 章[138]に規定された小委員会を設置する際に、委員会にとっても役立つ内部参照資料になる。

(13) トレーニング委員会委員長からの報告と、その他のトレーニングについて

トレーニング委員会のカレラ委員長は、本会合において会合をもたなかったと報告した。

この議事において、ミクルカ国連海事海洋法課（DOALOS）課長は、200 海里を超えた大陸棚の外縁にかかわる CLCS への申請準備のための第 8 回トレーニングコースの概要について報告した。

トレーニングコースは、ナミビア政府、GRID-Arendal、ドイツ地質調査所の協力及びノルウェー政府の支援の下、DOALOS による 4 回目の小地域レベルとして実施された。トレーニングコースは、2008 年 9 月 15 日から 10 月 3 日までナミビアの首都ウィントフックで行われ、アンゴラ、カーボウェルデ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガボン、ガンビア、ギニア、ガーナ、ナミビア、ナイジェリア、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、トーゴから 49 名の技術官及び行政官が参加した。トレーニングコースは初めて 1 週間の理論講座、1 週間の実践講座で構成され、それぞれ最初の週と最終週に行われた。

ミクルカ課長は、現 CLCS 委員のカレラ委員、ヒンツ前委員及び DOALOS の専門家に対し、DOALOS が計画したトレーニングコースの理論講座の実施に講師及び専門家としての貢献に謝意を表した。実践講座は、GRID-Arendal により計画され、地理情報専門家の支援の下、3 名の地球科学者によって実施された。DOALOS の専門家は、

---

[137] 国連海洋法条約附属書Ⅱ第 3 条

1. 委員会の任務は、次のとおりとする。
   (a) 大陸棚の外側の限界が 200 海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること並びに条約第 76 条の規定及び第三次国際連合海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明に従って勧告を行うこと。
   (b) 関係する沿岸国の要請がある場合には、(a)のデータの作成に関して科学上及び技術上の助言を与えること。

[138] CLCS 手続規則 10 章は、小委員会及び他の補助機関の業務について詳細に規定している。（CLCS/40/Rev. 1）

申請の準備を促進することを目的とする信託基金による支援の申請手続きについてプレゼンテーションを行った。今後のトレーニング活動について、ミクルカ課長は、現時点では DOALOS はトレーニング活動を計画していないが、個々の沿岸国や地域、あるいは小地域からの要請に対応していくと述べた。

委員会は、2005 年より DOALOS が計画する 200 海里を超えた大陸棚の外縁の画定及び CLCS への申請の作成についての一連の地域及び小地域におけるトレーニングコースによって、今日までに 53 カ国 299 名が恩恵を受けたことに注目した。このうち、44 カ国 157 名の参加は、申請の準備を促進することを目的とする信託基金からの資金的支援により可能になったことに謝意を表した。

(14) その他

(a) 第 19 回締約国会合について

アルバカーキ委員長は、第 19 回締約国会合の議長に書簡を提出する予定であることを委員会に報告した。委員会の委員は、書簡及び締約国会合で行われる委員長の声明において、いくつかの追加事項を含めることを提案した。議長への書簡は、締約国会合において検討されるための「委員の費用」についての決議案を含む（(b)参照）。決議案が締約国会合に提案される際には、過去に委員会にとって好ましい制度上の解決を検討するために、締約国会合に対し、多くの試みがなされたことをさらに繰り返す予定である。この問題は、長期に渡り取り組んでいく必要がある。

(b) 委員会の委員の費用について

前回会合において、委員会は、本会合で協議するための草案を作成するため、カレラ委員、チャールズ委員、クロッカー委員、ジャファー委員、カズミン委員、オドゥロ委員及びパク委員で構成するワーキング・グループ（WG）を設置することを決定した。クロッカー委員が議長を務める WG は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 2 条 5 項[139]に従って指名した締約国が負担すべき費用の性格と範囲を明確にし、締約国会合において検討される決議案を完成するため会合をもった。締約国会合議長宛の委員長からの書簡に添付される決議案は、WG から提出され、修正の上、委員会により採択された。

---

[139] 国連海洋法条約附属書Ⅱ第 2 条

5. 委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担する。関係する沿岸国は、次条 1(b)の助言に関して生ずる費用を負担する。委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。

(c) 勧告とその要約のフォーマットについて

前回会合において、委員会は、本会合で検討することになる勧告の統一フォーマットの草案を作成するため、過去及び現在の小委員会の委員長であるブレッケ委員、カレラ委員、ジャファー委員、シモンズ委員及び玉木委員で構成するワーキング・グループ（WG）を設置することを決定した。

本会合において、WG は統一フォーマットを作成し、委員会に提出した。委員会は、今後の全ての勧告作成を促進するために小委員会によって利用されるひな形になるという理解で内部作業用文書としていくつかの修正の上、提案された統一フォーマットを採択した。

(d) 委員会からの説明を求めるブラジルの要請

ブラジル政府は、2008 年 7 月 24 日付けの口上書で 2004 年 5 月 17 日に提出されたブラジルの申請に対する勧告に関して、委員会からの説明を要請した。前回会合において、ブラジルによって提起された質問の性格上の点及び過去の事例をもとに、委員会は、ブラジル小委員会に要請を伝え、本会合において委員会に提出する回答案を作成することを決定した。

本会合において、委員会は小委員会によって作成された回答案について協議した。カズミン小委員会副委員長は、回答の協議のための会合において議長を引き受けた。回答案を再検討し、多くの修正の上、委員会は承認し、事務局に対し、ブラジル政府に伝達するよう要請した。

(e) 委員会への新たな申請のプレゼンテーションについて

委員会は、今後の会合の作業計画について、今後提出される申請数の増加の現実的な影響、特に、CLCS 手続規則附属書Ⅲ第 2 条[140]を画一化して議事に新たな

---

[140] CLCS 手続規則附属書Ⅲ

Ⅱ Organization of the work of the Commission

2. Agenda items related to the submission

Upon notification that a submission has been received and made public in accordance with rule 50, and after a period of at least three months following the date of publication, in accordance with rule 51, paragraph 1, the Commission shall convene its session with the following items on the provisional agenda prepared in accordance with rule 5 and rule 51, paragraph 1:

(a) Presentation of the submission by coastal State representatives, to include the following:

(i) Charts indicating the proposed limits;

(ii) The provisions of article 76 of the Convention which were applied, and the location of the foot of the continental slope;

(iii) Names of members of the Commission who have assisted the coastal State by providing scientific and technical advice with respect to the delineation;

(iv) Information regarding any disputes related to the submission; and

(v) Comments on any note verbale from other States regarding the data reflected in the executive summary including all charts and coordinates as made public by the Secretary-General in accordance with rule 50;

申請のプレゼンテーションを加えることについて取り組んだ。委員会は、CLCS手続き規則第51条4ter[141]に規定されている待ち行列の観点において、沿岸国が委員会の作業にとってさらに実践的で効果的である後の段階でプレゼンテーションを行う意思があると考えない限り、全ての新たな申請のプレゼンテーションは、CLCS手続規則附属書Ⅲ第2条に従い、作業計画に含めることを決定した。なお、プレゼンテーションの延期は、待ち行列の申請の位置に影響を与えない。

(f) 委員会の第23回継続会合及び第24回会合について

委員会は、2009年8月3日から7日まで第23回会合を継続することを決定した。継続会合の間、バルバドス小委員会が会合をもつ。

第24回会合は、2009年8月10日から9月11日まで下記の日程で開催する。

第23回継続会合及び第24回会合日程

	全体委員会日程	各小委員会開催日程	
第23回継続会合	なし	バルバドス委員会	8月3～7日
第24回会合	8月24日～9月4日	フランス小委員会	8月17～21日
		バルバドス小委員会	8月10～14日
		英国小委員会	8月10～14日、17～21日及び9月8～11日
		インドネシア小委員会	8月10～14日、17～21日及び9月8～11日

(g) 2010年及び2011年の仮日程

委員会の委員の要請により、事務局は2010年及び2011年に開かれる会合の仮日程について、会合業務については国連総会の承認が必要であるとの理解の下に、情報を提供した。2010年及び2011年の全体委員会の仮日程は、以下の通り。

[141] CLCS手続規則第51条
Consideration of the submission
The submissions shall be queued in the order they are received. The submission next in line shall be taken for consideration by a subcommission only after one of the three working subcommissions presents its recommendations to the Commission.

第 25 回から 28 回会合までの全体委員会仮日程

会合	全体委員会日程	
第 25 回	2010 年	4 月 5～16 日
第 26 回		8 月 16～27 日
第 27 回	2011 年	3 月 28 日～4 月 8 日
第 28 回		8 月 8～19 日

これらの日程には、小委員会会合は含まれず、継続会合としない場合は、会合ごとに 4 週間追加される。

(h) 信託基金について

ミクルカ課長は、委員会の会合に開発途上国から委員の参加費用を支払うことを目的とする信託基金の状況について、委員会に報告した。暫定会計報告によると、2008 年 12 月末現在の残高は、約 603,000US ドルである。また、申請の準備を促進することを目的とする信託基金の状況について、2008 年 12 月末の残高が約 1,413,000US ドルである。

(i) 法律顧問による声明

本会合の全体委員会最終日に、オブライエン法律顧問が、2009 年 5 月までに予測される多数の申請及びそれに伴い事務局で行われる準備について言及した。法律顧問は、重要な職務を遂行する委員会の作業を促進するため、事務局は高い効率性と能力をもって引続き委員会委員を支援することを保証した。更に、本会合において、現在までで最も多い 1 会合で 3 件の新たな勧告を採択したことについて謝意を表した。

(j) 終わりに

委員会は、事務局の高い水準の会合業務及びソフトウェア購入の完了に謝意を表した。委員会は、第 23 回会合において DOALOS の職員及び委員会に支援を行った他の事務局の職員に謝意を表した。

5.2 第 19 回国連海洋法条約締約国会合に関する情報収集

5.2.1 目的

本出張は、2009 年 6 月 22 日から 26 日にかけて開催された第 19 回国連海洋法条約締約国会合の機会を捉え、大陸棚限界委員会（CLCS）及び大陸棚限界延長申請に関する協議内容をいち早く収集すると共に、各国関係者と意見交換を行うことを目的とした。本会合は、多くの国にとって大陸棚限界延長申請の締切である 2009 年 5 月 12 日までに 50 件の

申請が提出された後の最初の会合となり、CLCS の作業量について、活発な議論が行われた。

また、中国等から議題として取り上げるよう提案があり、日本の大陸棚延長申請と係わる「人類の共同財産としての深海底及び国連海洋法条約第 121 条（島の制度）」については、次回以降に先送りになった。

5.2.2　調査期間等

(1)　会議名

第 19 回国連海洋法条約締約国会合（The nineteenth Meeting of State Parties to the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea: SPLOS）

(2)　会議の開催期間及び開催場所

2009 年 6 月 22 日（月）～26 日（金）

米国ニューヨーク市　国際連合本部

(3)　行程

6 月 21 日（日）	成田 11:00 発　NH010　ニューヨーク　10:45 着
22 日（月）	
↓	第 19 回 SPLOS における情報収集及び意見交換
26 日（金）	
27 日（土）	ニューヨーク 12:30 発　NH009
28 日（日）	成田 15:25 着

5.2.3　概要

(1)　議長の選出

第 18 回締約国会合で議長を務めたサージエフ大使（ウクライナ）が第 19 回会合の開会を宣言し、ソボルン大使（モーリシャス）が満場一致で議長に選出された。ビョンスー氏（大韓民国）、チャールズ氏（トリニダード・トバゴ）、ポポヴァ氏（ブルガリア）及びシーラン氏（ニュージーランド）が満場一致で副議長に選出された。

(2)　議題の採択

議長は、第 19 回締約国会合の議事に含めるために提案された追加事項の一覧及び 2009 年 5 月 21 日付け中国国際連合代表部からの口上書を取り上げた。中国の代表は、国連海洋法条約の解釈について合意に至ることを目的としないが、一般的状況において生じた問題について、説明を通して提案を紹介した。議事に追加事項を含めることについて相違した見解が述べられた。いくつかの代表団は、締約国会合が財政及び運営上の事項についてのみ協議するよう限定するべきではないと説明し、前の発言に対

して支持を表明した。この点に関し、いくつかの代表団は、条約の解釈は、締約国会合の特権の一つであると述べた。これまでにも、締約国会合は条約の解釈に等しい決定を採択している。

さらに、締約国会合は、提案が委員会の科学的・技術的任務を越えた法的問題について委員会に指導を行うことであると指摘した。この点に関し、委員会が「委員会は国連海洋法条約第121条の法的解釈に関する問題について何らの役割も有していないことを認識し、小委員会を設置することになった時点で、その時点までの何らかの進展があればそれを考慮に入れた上でこの問題について再度検討することを決定した」ことを認めた第23回CLCS会合における作業の進展についての委員長声明に言及した。

他の代表団は、追加事項を含める事に反対した。これらの代表団は、締約国会合の任務が運営上及び財政上の問題を取り扱うという見解を示した。これらの代表団は、締約国会合が条約の解釈に従事するべきではないと強調した。また、国連海洋法条約が規定の解釈に訴える適切な仕組みを持っていることが述べられた。締約国会合が独立組織であるCLCSの作業に助言することは不適当であるという見解が表明された。

異なった見解であるにも関わらず、全ての代表団は、締約国会合に提案された追加議事の協議について、コンセンサスで進めるべきであると意見が一致した。

議長の調整の下に行われた非公式協議の後、締約国会合は、提案された議事を含めるかどうかの協議を将来の会合に延期することに合意した。また、第19回締約国会合の議事に含める決定は行わず、「第319条に基づく事務総長の報告」において意見交換を行うことで合意した。

(3) CLCSについて

(a) CLCS委員長からの報告

CLCSのアルバカーキ委員長は、第18回締約国会合以降に開催されたCLCS第22回会合及び23回会合における委員会の作業の進捗状況について、4月20日付け議長宛書簡を基に報告した。

アルバカーキ委員長の声明の後、多くの代表団がCLCSの重要な作業について発言した。さらに代表団は、申請の準備及び寄託において沿岸国を支援しているDOALOSに謝意を表した。代表団は、CLCSによって採択された勧告及びその要約がCLCSのウェブサイトで利用できるようになったことを歓迎した。

メキシコが、メキシコ湾の西側海域に係わる申請について、CLCSの勧告が迅速に採択された後、大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び測地原子を含む関連する情報を国連事務総長に寄託した最初の沿岸国であると述べた。

多くの代表団は、国連海洋法条約第121条及び条約の解釈に係わる問題について言及した。CLCSの作業に係わる国連海洋法条約の規定の解釈について、異なった

見解が表明された。いくつかの代表団は、CLCS の任務は、国連海洋法条約を解釈することを認めていないと強く主張した。国連海洋法条約第 76 条及び附属書Ⅱは、委員会に科学的・技術的任務のみ許可していることを述べた。CLCS 手続規則と同様、CLCS の構成は、科学的・技術的ガイドラインに則っていることが結論づけられた。特に科学的・技術的ガイドライン 3.3.1[142]に関連して、CLCS の任務は、勧告の発出を越えることはない。

解釈の問題について多くの意見が提案された。いくつかの代表団は、CLCS は、指導を求められる法的問題のリストを締約国会合に提出するよう提案した。反対に、CLCS は申請の審査における法的性格の問題を認定する能力を持たないとの見解が述べられ、アルバカーキ委員長によって確認された。

CLCS は、沿岸国の権利及び義務に影響するような、国連海洋法条約の解釈に関してはっきりしない問題に直面した場合は、指導を行うことに排他的な優先権を持つ締約国会合の指導を求め、運営上の性格の問題に関して、国際連合法務顧問に法的意見を求める CLCS の事例を決定するべきであるとの見解が述べられた。いくつかの他の代表団は、この見解を共有することはなかった。

しかし他の代表団は、CLCS の独立的性格及び国連海洋法条約第 76 条、附属書Ⅱ並びに了解声明に従って協議において決定する能力を強調した。この点について、CLCS の作業は、締約国会合によって侵害されるべきではないことが指摘された。

いくつかの代表団は、締約国会合は国際海洋法裁判所（International Tribunal of the Law of the Sea: ITLOS）から助言的意見を求めるべきだと強く主張した。しかしながら、裁判所の規則は、そのような可能性を予想していないことが述べられた。

多くの代表団は、委員会は、第三者が第 121 条 3 項について反対を表明する海域に係わる申請の特定海域の審査をするべきでないと繰り返した。他の代表団は、CLCS は、121 条の規定を解釈する能力を持たないため、関連する申請の科学的・技術的側面のみ取り扱うべきであるとの見解を繰り返した。オブザーバー国の代表は、CLCS は、CLCS 手続規則に従って、紛争の場合には、申請もしくは特定海域の審査を慎むべきであるが、第 121 条の適用に関する見解の違いは、領有権についての紛争ではなく、条約の解釈の問題であり、CLCS は、長引くことを避け、関連する申請の全ての科学的・技術的側面を審査するべきであると指摘した。

いくつかの代表団は、大陸棚を画定する適法な権利の行使及び人類の共同財産と

---

[142] 科学的・技術的ガイドライン
3.3 Geodetic definition of baselines
3.3.1 The Commission is not entitled by the Convention to issue any recommendations with respect to the delineation of baselines from which the breadth of the territorial sea is measured. Its role is limited to a potential request for information about the geodetic position and definition of the baselines used in a submission made by a coastal State.

しての深海底の画定における国際社会の利益において、121 条が沿岸国の利益の間で微妙な調和を創造しているとの見解を述べた。第三国が正式に申請の審査に反対する可能性について、国連海洋法条約第 76 条 5 項及び CLCS 手続規則附属書 I に従って、CLCS は、反対に無視することができないとの見解が述べられた。

第三次国連海洋法会議最終議定書に含まれる了解声明について、声明に含まれる科学的基準を満たす全ての海域に適用できると考えられるべきであり、締約国の地理的位置によらないと言及があった。

締約国会合は、CLCS 委員長の報告に謝意を表した。

(b) CLCS の作業量

声明に引き続き、アルバカーキ委員長は、「CLCS の増大した作業量に関する実際の問題についての現在のシナリオ」と題したプレゼンテーションを行った。アルバカーキ委員長は、CLCS に 51 件の申請が提出され、第 18 回締約国会合での決定[143]に従って、200 海里を超えた大陸棚の外側の限界の提示として、国連事務総長に 43 件の予備的申請が提出されたことを指摘した。アルバカーキ委員長は、第 24 回及び第 25 回 CLCS 会合の全体委員会のかなりの時間を新たな申請のプレゼンテーションに割かなければならず、CLCS の他の作業、特に勧告の協議が遅れることがあり得ると述べた。申請における CLCS 委員の参加状況を示し、CLCS の現在の作業量及び小委員会委員の可能性に基づいて、現時点までに受領した申請の審査並びに勧告の採択に係わる予測計画を提案した。予測によると、現時点で CLCS が最後に受領したキューバの申請についての勧告は、2030 年頃に採択される。

アルバカーキ委員長は、CLCS が直面している制約、すなわち CLCS 手続規則第 51 条 4bis[144]に「CLCS は、別の決定を行わない限り、申請の検討の間、3 つの小委員会のみが同時に機能する」と規定されている事実について概説した。その結果、新しい小委員会は、小委員会の勧告案が提出されてはじめて設置できる。さらにアルバカーキ委員長は、第 53 条 1 項[145]は、「CLCS が別の決定を行わない限り、小委

---

[143] SPLOS/183
1. Decides that:
(a) It is understood that the time period referred to in article 4 of Annex II to the Convention and the decision contained in SPLOS/72, paragraph (a), may be satisfied by submitting to the Secretary-General preliminary information indicative of the outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles and a description of the status of preparation and intended date of making a submission in accordance with the requirements of article 76 of the Convention and the Rules of Procedure and Scientific and Technical Guidelines of the Commission;

[144] CLCS 手続規則
第 51 条 Consideration of the submission
4bis. Unless the Commission decides otherwise, only three subcommissions shall function simultaneously while considering submissions.

[145] CLCS 手続規則
第 53 条 Recommendations of the Commission
1. The Commission shall consider and approve or amend the recommendations prepared by the

員会によって起案された勧告は、小委員会が提出した次の会期に CLCS により検討される」と規定している事に言及した。アルバカーキ委員長は、現在の作業計画の下では、CLCS の委員は、延長された CLCS 会合に参加することができないと強調した。そして、CLCS としての緊急の必要性は、CLCS 会合のさらに長期の全体委員会、さらに頻繁な継続会合、3 名の GIS オフィサー、収入の損失の補填、医療保険、航空券及び旅行保険、日当、宿泊所、現地交通費、委員会のインターネットサイトに安全にアクセスするための適切なコンピューター・ハードウェアとソフトウェア及び電話料金を含むその他の返済可能な費用であると説明した。

アルバカーキ委員長は、委員が国連通常予算から、報酬及び CLCS 委員が任務に従事している間に生じた費用の返済についての第 16 回締約国会合での CLCS による提案を繰り返した。代案として、CLCS は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 2 条 5 項[146]に従って、指名を行った締約国によって負担される費用の性格と範囲を明確にするため、議長宛書簡の附属書に含まれた第 19 回締約国会合で協議されるための決議案を提出した。

多くの代表団は、CLCS が直面している増大した作業量に対する懸念を表明した。代表団は、それぞれの申請に係わる勧告の発出についてのアルバカーキ委員長の予測計画は、特に、所定の時間内に CLCS に申請を提出するための主要なデータや資金的難問を克服した開発途上国にとって、深刻な懸念であることを述べた。申請を審査する小委員会の設置の予測時期まで、申請を準備した科学的・技術的チームを確保することは著しく難しいとの懸念が述べられた。計画は、決定に従って予備的情報（preliminary information）を提出しただけの沿岸国がさらにやる気を失うと指摘された。

いくつかの代表団は、CLCS が将来の勧告を採択する速度は、経験と実績をさらに積むことで増すことができると楽観論を述べた。また実際には、現在の申請の審査待ちの行列は、いくつかの申請は、第三国による反対表明により CLCS によって審査されることができない事実があるため、部分的に減少することを指摘した。

CLCS の作業量に取り組むための一連の可能な方法が協議された。いくつかの代表団は、CLCS の委員は、報酬を受け、申請の審査の任務に従事している間、国連の通常予算から費用が支出されるべきであると提案した。他の代表団は、現在、

---

subcommission following their submission by the subcommissin. Unless the Commission decides otherwise, the recommendations drafted by the subcomission shall be considered by the Commission during the next session following their submission by the subcomission. Sufficient time shall be allowed to the members of the Commission to consider the submission and the recommendations in each case.

146 国連海洋法条約附属書Ⅱ第 2 条
5. 委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担する。関係する沿岸国は、次条 1(b)の助言に関して生じる費用を負担する。委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。

CLCS に委員を指名した締約国が委員会の任務に従事している間、委員の費用を支出することを規定しており、提案の方法は、国連海洋法条約の改正が必要となるとの見解を表明した。また、この提案の国連予算への影響を算定する必要性が強調された。いくつかの代表団は、この選択肢を協議する準備ができていないと伝え、CLCS の会合に開発途上国から委員の参加費用を支払うことを目的とする信託基金をさらに使用していくことに重点を置くことを好んだ。

他の代表団によると、CLCS は、さらに長く頻繁な会合をもつことができる。この点に関し、CLCS が途切れなく会合をもつ可能性を提案した。反対に他の代表団は、さらに長く頻繁な会合は、CLCS の委員を指名し、費用を支出しなければならない締約国、特に開発途上国に資金的難問を引き起こすと指摘した。この点について、信託基金により開発途上国に支援が行われると言及があった。ノルウェー及び韓国は、再び信託基金に貢献する意思を公表し、過去に貢献した締約国に再度の貢献を求めた。DOALOS のセルゲー課長は、2009 年 5 月の信託基金の状況について約 528,673.19US ドルであることを報告するとともに、アイルランドの貢献に謝意を表した。

会合の長さ及び期間について、アルバカーキ委員長は、現在の作業計画において CLCS が直面している主な難問の一つは、CLCS の多くの委員がそれぞれの国における他の責任の結果として、CLCS に常勤、もしくは現在の作業の程度を超えることを期待してはならないことであると指摘した。

さらに提案は、小委員会の構成及び配置についても行われた。いくつかの代表団は、CLCS は、もっと小規模な小委員会の方法で作業ができると提案した。しかしアルバカーキ委員長は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条[147]が小委員会は 7 名で構成されると規定しているため、条約の改正が必要になると指摘した。

多くの代表団は、増大した作業量の観点において、CLCS に適切な業務を提供することを確保するため、DOALOS をさらに強化することを支持した。多くの代表団は、海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条に従って、指名国によって担当される費用の性格と範囲を明確にした CLCS による提案に関心を示した。しかし、CLCS の委員及びそれぞれの指名国の間の合意は、締約国会合において決定できないことを指摘した。

この議題についての協議は、シーラン副議長（ニュージーランド）による調整の下、非公式会合において続けられた。非公式協議の後、締約国会合は、以下の合意

---

147 国連海洋法条約附属書Ⅱ
第 5 条
委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国の要請の具体的な要素を考慮して均衡のとれた方法で任命する七人の委員で構成される小委員会により任務を行う。要請を行った沿岸国の国民である委員会の委員並びに限界の設定に関する科学上及び技術上の助言を与えることにより沿岸国を援助した委員会の委員は、当該要請を取り扱う小委員会の委員とはならないが、当該要請に関する委員会の手続に委員として参加する権利を有する。委員会に要請を行った沿岸国は、関連する手続に自国の代表を投票権なしで参加させることができる。

事項を報告に反映することを決定した。

① CLCSの作業量及びCLCS並びに小委員会の会合に出席する委員の資金に係わる問題を優先事項として継続して取り組んでいくことを決定する。

② 国連海洋法条約に従って、CLCSに指名する専門家がCLCSの作業に最大限の参加を確保するよう締約国に求める。

③ CLCS の会合に開発途上国から委員の参加費用を支払うことを目的とする信託基金に貢献するようさらに締約国に求める。

④ 第19回締約国会合は、CLCSによる提案を協議したことを書き留め、本会合における協議及び締約国並びにオブザーバー国により提供された情報を基に、次回締約国会合前に締約国会合による包括的な再検討を促すため、SPLOS/157に含まれた要旨をアップデートする準備を事務局に要請する。

⑤ 本会合の議長団は、CLCSの作業量に係わる問題の協議を継続するための非公式ワーキング・グループを促進することを決定する。

⑥ 第20回締約国会合において、「CLCS：CLCSの作業量」の議事の下で委員会の作業量に係わる問題を取り上げることを決定する。

(4) CLCS委員及びITLOS判事の議席配分について

議長の要請により、第18回締約国会合のサージエフ前議長は、第19回締約国会合に先駆けて数ヶ月に渡って、地域グループ間の協力でCLCS委員及びITLOS判事の議席配分について非公式協議を行ったと報告した。解決は見つかっていないが、サージエフ前議長は、この議事における協議の建設的な結果として楽観的に述べた。

西ヨーロッパ及びその他グループを代表して、ノルウェー代表は、新たな提案が含まれた文書を提出した。アジアグループを代表して、フィリピン代表は、進展を歓迎しながらも、第18回締約国会合以降、国連海洋法条約の批准により、アフリカ及びアジアグループの締約国が飛躍的に増えたことを指摘し、公平な地理的代表の基本を支持すると再確認した。アフリカグループを代表して、南アフリカの代表は、第17回締約国会合において既に提出された提案を想起し、本会合においてこの議題の決定を採択する姿勢を再確認した。

この議題についての協議は、チャールズ副議長（トリニダード・トバゴ）の調整の下、非公式会合において続けられた。さらに、追加的な非公式会合が議長の調整の下、行われた。これらの協議の後、締約国会合は、「CLCS委員及びITLOS判事の議席配分の調整」を修正の上、承認した。合意された調整により、ITLOS判事及びCLCS委員の議席は、各地域グループは最低3議席を保持するという国連海洋法条約の規定に従う。次回選挙より、2機関の構成は、それぞれ以下の通りとなる。さらに、合意された調整により、上記規定は、選挙の将来の調整に影響や変更を及ぼさない。

決定の採択の後、アジア及びアフリカグループのいくつかの代表団は、協力及びコ

ンセンサスの精神で調整に合意したが、公平な地理的代表の基本に働きかけていくと述べた。

第 19 回締約国会合で決議された CLCS 委員及び ITLOS 判事の議席数

地域グループ	アフリカ	アジア	東欧	ラテンアメリカ・カリブ	西欧その他	アフリカ、アジア、西欧・その他
議席数	5	5	3	4	3	1[148]

5.3　第 24 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

5.3.1　目的

本出張は、2009 年 8 月 10 日から 9 月 11 日まで 5 週間にわたって開催された大陸棚限界委員会（CLCS）第 24 回会合において、我が国が 2008 年 11 月 12 日に提出した大陸棚限界延長申請の動向を調査することを目的とした。特に、審査が継続されているフランス、バルバドス、英国及びインドネシアの各申請の審査の進捗状況に係わる情報収集を通して、我が国の申請を審査する小委員会の設置の時期をいち早く察知し、対応することを重視した。また、今後の審査対応に係わる最新の情報を収集するため、関係者と意見交換を行うことを目的とした。

本会合では、フランスの申請に対する勧告案が全体委員会において検討され、勧告が採択された。これを受け、我が国の申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された。また、バルバドス、英国及びインドネシアの申請の審査が各小委員会で継続された。

また本会合は、多くの締約国にとって大陸棚限界延長申請の締め切りとなった本年 5 月 12 日以降初めての会合となり、勧告が発出された 8 件の申請及び小委員会で審査が継続中の 4 件を除き、39 件の申請が行列を作ることとなった。全体委員会では、37 件の新たな申請のうち、18 件の申請に係わるプレゼンテーションが各国代表団により行われた。

5.3.2　調査期間等

(1)　会議名

第 24 回大陸棚限界委員会（The twenty fourth session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf）

(2)　開催期間および開催場所

2009 年 8 月 10 日（月）～9 月 11 日（金）

米国ニューヨーク市　国際連合本部

[148] 1 議席は、アフリカ、アジア、西欧・その他のグループで一番得票の多い候補者が獲得する。

(3) 行程

8 月 19 日（水）　成田 11:00 発　NH010　ニューヨーク　10:45 着

↓　第 24 回 CLCS における我が国の申請支援及び情報収集

9 月 11 日（金）

12 日（土）　我が国の申請の審査対応に関する打合せ

13 日（日）　ニューヨーク 12:30 発　NH009

14 日（月）　成田 15:25 着

5.3.3　概要

(1) フランスの申請について

2007 年 5 月 22 日に提出されたフランス領ギアナ及びニューカレドニア南西海域のフランスの部分申請について、小委員会は、申請の審査を終了した。本会合において、小委員会は 2009 年 8 月 17 日から 21 日にかけて作業を行い、フランス代表団と 3 回会合をもった。8 月 18 日にフランス代表団は、小委員会の要請に対する回答として会期間中に提出した追加資料についてプレゼンテーションを行った。20 日に小委員会は、小委員会の結論と、勧告案を作成し、全体委員会に提出する用意があることをフランス代表団に伝えた。フランス代表団は引き続き会合を要求し、同日会合がもたれた。会合において、フランス代表団は小委員会の結論に合意すると述べた。28 日にフランス代表団は、関連する修正を施した申請文書を提出した。

9 月 2 日に小委員会は、フランスの申請に対する勧告案を全体委員会に提出し、カレラ委員長とブレッケ副委員長がプレゼンテーションによりその内容を紹介した。フランス代表団の要請により、代表団と全体委員会の間で会合が開かれた。フランスのプレゼンテーションは、フランス領ギニア及びニューカレドニア地域共同体の海外行政区を代表して、ジャルマーシェフランス海事局代表団長により行われた。フランス代表団には、多くの科学的・技術的専門家が含まれた。

プレゼンテーションにおいてジャルマーシェ団長は、小委員会及び特にカレラ委員長に対し、効率的な作業と DOALOS の支援について感謝を表した。ジャルマーシェ団長は、フランス代表団は小委員会による作業の結果を受け入れたことを述べた。

委員会は非公開で会合を続け、小委員会によって提出された勧告案を協議した。9 月 2 日に委員会は、フランスの申請に係わる勧告をコンセンサスで採択した。

(2) バルバドスの申請について

2008 年 5 月 8 日に提出されたバルバドスの申請について、小委員会は、2009 年 8 月 3 日から 7 日までの第 23 回継続会合において会期間中にバルバドスより提出された追加資料を含め、申請の審査を継続した。また、小委員会は、南部及び北部海域についての特定事項に関する予備的考察（preliminary consideration）をバルバドスに

提出した。
本会合において、小委員会は 8 月 10 日から 14 日にバルバドス代表団と 3 回会合をもった。10 日、12 日及び 14 日にバルバドス代表団は複数回に渡ってプレゼンテーションを行い、小委員会は多くの懸案事項について 2 回のプレゼンテーションを行った。14 日に小委員会はバルバドスの大陸棚を設定する修正した定点の一覧表及び審査のための新たな資料を受領した。この情報を審査し、小委員会はバルバドス代表団に新たに 3 つの質問を伝え、会期間中に申請の審査を継続することを決定した。結局、小委員会は 11 月 2 日から 6 日に第 24 回継続会合をもち、バルバドス代表団に申請の審査において生じた見解と一般的結論について、包括的なプレゼンテーションを行うことに合意した。その後、小委員会は第 25 回会合の全体委員会に提出するための勧告案を作成する。

(3) 英国の申請について

2008 年 5 月 9 日に提出された英国領アセンション島の部分申請について、小委員会は、2009 年 8 月 10 日から 21 日まで会合をもった。この間、小委員会は申請に含まれたデータ及び他の資料の分析を継続した。8 月 18 日に英国代表団は、申請についてのプレゼンテーションを行った。19 日に小委員会は英国代表団に対し、申請の特定的側面及び一般的原理の問題についての見解をプレゼンテーションで伝えた。20 日に英国代表団は小委員会に対し、会期間中の早ければ 11 月 1 日に小委員会のプレゼンテーションに対する回答を提出することを伝えた。英国代表団との協議の結果、小委員会は 12 月 7 日から 11 日まで第 24 回継続会合をもつことを決定した。さらに、小委員会は 9 月 8 日から 11 日まで会合をもち、申請に含まれたデータ及び他の資料の分析を継続した。

(4) インドネシアの申請について

2008 年 6 月 16 日に提出されたスマトラ島北西の大陸棚に係わるインドネシアの部分申請について、小委員会は、2009 年 8 月 17 日から 21 日まで会合をもち、小委員会より生じた質問に対する回答において、インドネシアより提供されたデータ及び情報を審査した。小委員会は、9 月 8 日から 10 日まで作業を継続し、インドネシア代表団と 3 回会合をもち、さらに追加された資料及び説明が提供された。

(5) 日本の申請について

2008 年 11 月 12 日に我が国が提出した申請について、アルバカーキ委員長は、前回会合において、委員会は現存する小委員会の一つが全体委員会に勧告を提出した後、日本の申請を審査する小委員会を設置することを決定したことを確認した。また、申請に対する口上書に関して、委員会は国連海洋法条約第 121 条(島の制度)の法的解釈

に係わる問題について任務を負っていないことを認め、小委員会を設置する際に、それまでにさらに進展があれば考慮に入れてこの問題を再考することを決定したことを確認した。この点に関し、アルバカーキ委員長は第 19 回締約国会合における進展について言及した。

本会合において、ルー委員（中国）及びパク委員（大韓民国）により沖ノ鳥島の状況に関連して、委員会に対し 2 つのプレゼンテーションが行われた。委員会は、多くの申請を前にして迅速性及び効率性を確保するため、CLCS 手続規則における一般規則の例外として、4 つ目の小委員会を設置することを決定した。委員会は所定の手続に従い、申請を審査する小委員会の設置を進めた。小委員会は、以下の委員で構成される。

委 員 長： ブレッケ（ノルウェー）
副委員長： アヲシカ（ナイジェリア）、カレラ（メキシコ）
委　　員： ジャファー（マレーシア）、ジャオシュビル（グルジア）
オドュロ（ガーナ）、シモンズ（オーストラリア）

小委員会は、2009 年 9 月 8 日から 11 日まで日本の申請の審査を始めることを決定した。

申請に関連して受領した口上書が触れる問題に戻り、委員会は原文案を練り上げるため、カズミン委員（ロシア）の議長の下、ブレッケ委員（ノルウェー）、カレラ委員（メキシコ）、ルー委員（中国）、パク委員（大韓民国）、シモンズ委員（オーストラリア）及び玉木委員（日本）で構成されるワーキング・グループを設置した。ワーキング・グループによって作成された草案を基に、委員会は以下の方法で合意した。

委員会は、国連海洋法条約第 121 条の法的解釈に係わる問題について任務を負っていないことを再度確認した。委員会は、職務の一つは、200 海里を超えて延長する海域の大陸棚の外縁に係わる沿岸国によって提出されたデータ及び他の資料を審査し、国連海洋法条約第 76 条及び了解声明に従って勧告を作成することであると再度確認した。従って、委員会による申請の審査は、国連海洋法条約第 76 条及び附属書Ⅱにのみ係わる問題を審査し、同条約の他の条文の解釈や適用に影響を及ぼさない。

国連事務総長宛に申請に関して受領された 2009 年 2 月 6 日付け中国、2 月 27 日付け大韓民国、8 月 24 日付け中国、3 月 25 日及び 8 月 24 日付け日本からの口上書及び第 23 回会合での申請に係わる日本のプレゼンテーションで述べられた見解を考慮し、委員会は日本の申請全海域の審査を進めるよう小委員会に指示することを決定した。しかし、委員会が決定するまで、口上書に言及されている海域に係わる小委員会が作成した勧告案に何の手段（action）も講じないことを決定した。

全体委員会に引き続き、小委員会はカレラ副委員長（メキシコ）の議長の下、9 月 8 日に会合をもった。また同日、小委員会は日本代表団と最初の会合をもち、日本代表団は申請に係わる一連のプレゼンテーションを行った。

(6) モーリシャス及びセーシェルの共同申請について

2008年12月1日に提出されたマスカレン海台海域に係わるモーリシャス及びセーシェルの共同申請について、前回会合において、委員会は小委員会を設置して審査することを決定した。しかし、委員会は前回会合において共同申請を審査する小委員会を設置しなかった。本会合において、委員会は現存する小委員会[149]のうち2つが全体委員会に勧告案を提出するまでモーリシャス及びセーシェルの共同申請を審査する小委員会を設置しないことを決定した。

(7) スリナムの申請について

2008年12月5日に提出されたスリナムの申請について、2009年8月24日にヘンリー・マクドナルドスリナム国際連合代表部全権大使（代表団団長）、フランクリン・マクドナルドF.H.R.リム・ア・ポロ社会学研究所大陸棚コーディネーター及びポエケティ国営石油会社地質調査専門家より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。スリナム代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① 申請に際し、委員会委員からの科学的・技術的助言を受けていない。

② CLCS手続規則附属書I第2条（a）[150]に関し、隣国であるバルバドス、フランス、ガイアナ、トリニダード・トバゴ及びベネズエラ・ボリバル共和国と協議しており、紛争はない。これらの国は、委員会における申請の審査に対し反対しない。この点に関し、バルバドス、フランス及びトリニダード・トバゴは口上書で立場を確認している。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書II第5条及びCLCS手続規則第42条により、申請は、CLCS手続規則第51条4 terに従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(8) ミャンマーの申請について

2008年12月16日に提出されたミャンマーの申請について、2009年8月24日にローウィン外務省領事・法務局長（共同団長）、サン地震探査部門長及びタン国立水

---

[149] 現在、バルバドス小委員会、英国小委員会、インドネシア小委員会及び日本小委員会がそれぞれの申請の審査を行っている。

[150] CLCS手続規則附属書I
第2条
In case there is a dispute in the delimitation of the continental shelf between opposite or adjacent States, or in order cases of unresolved land or maritime disputes, related to the submission, the Commission shall be:
(a) Informed of such disputes by the coastal States making the submission;

路センター長（共同団長）により委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。ミャンマー代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① ラジャン委員（インド）がミャンマーの申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、紛争はない。バングラデシュ、インド、ケニア及びスリランカから提出されている口上書について、ミャンマーは、了解声明は条件を満たす全ての沿岸国が適用できるとの立場であり、プレゼンテーションを行った。

③ ベンガル湾及びアンダマン海におけるインドとの境界画定は、1986 年 12 月 23 日に条約が締結されている。条約は、200 海里までであるため、ミャンマーは、200 海里を超えた海域に関してインドとさらに協議を行う用意ができている。

④ バングラデシュと協議は進行中であり、ミャンマーの申請は、大陸棚の画定の問題について影響を及ぼさない。バングラデシュから提出された口上書に関し、バングラデシュは紛争が存在することを明示する責務がある。しかし、紛争が存在するとのバングラデシュによる一方的な主張は十分でない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連事務総長宛に申請に関して受領された 2009 年 3 月 2 日付けスリランカ、3 月 26 日付けインド、4 月 30 日付けケニア、6 月 23 日付けバングラデシュからの口上書を取り上げた。特に、バングラデシュからの口上書は、申請海域における紛争に言及し、CLCS 手続規則附属書 I 第 5 条（a）を援用している。さらに委員会は、ミャンマーの申請に係わるプレゼンテーションにおいてこれらの口上書に関して述べられた見解を考慮した。これらの口上書及び代表団によるプレゼンテーションを考慮し、委員会は、申請の受領順に並んだ審査待ちの列の先頭に立つまで、申請及び口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を提出した国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた。

(9) 英国の申請について

2009 年 3 月 31 日に提出されたハットン・ロッコール海域に係わる英国の部分申請について、2009 年 8 月 25 日にウォームスリー外務英連邦省法律顧問補佐官（代表団団長）及びパーソンサザンプトン国立海洋学センター海洋法プロジェクトリーダーより委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。英国代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① 申請に際し、委員会委員からの科学的・技術的助言を受けていない。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、英国は、デンマーク、アイスラン

ド及びアイルランドと共にハットン・ロッコール海域の大陸棚に関心を示している 4 沿岸国の一つである。

③ これらの沿岸国との協議は合意に至っていないが、英国は今後の交渉にも継続して参加する。

④ アイルランドとは 1988 年に 2 国間の大陸棚の境界画定について合意しており、ハットン・ロッコール海域に係わるアイルランドの申請の審査に反対しない。

⑤ 2009 年 5 月 27 日付けデンマークからの口上書に関して、デンマークは、英国の申請は、ハットン・ロッコール海域に係わるデンマークの申請と同時に審査されることを要請している。この点に関し、英国は委員会が他の沿岸国の利益に影響を及ぼすことなく申請を審査することができると確信しているが、英国政府は、デンマークの立場を支持する。この目的において、英国は、ハットン・ロッコール海域については、委員会は、アイルランド及び英国の申請は、デンマークの申請が提出された後にのみデンマークの将来の申請と同時に審査するべきである。この提案は、デンマークの申請の受領まで英国の申請の列の位置は維持されるとの理解による。

⑥ 5 月 27 日付けアイスランドからの口上書に関して、英国は、ハットン・ロッコール海域に係わる全ての申請は、できるだけ迅速に審査されるべきであるとの見解を維持しており、アイスランドがこの海域に係わる申請の意思を示しているが、申請は未提出であり、また申請の時期についても明らかにされていないことは遺憾である。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連事務総長宛に申請に関して受領されたアイスランド及びデンマークからの口上書を取り上げた。特に、これらの口上書は、申請海域における紛争に言及し、CLCS 手続規則第 46 条[151]及び附属書 I 第 5 条（a）を援用している。さらに委員会は、英国の申請に係わるプレゼンテーションにおいてこれらの口上書に関して述べられた見解を考慮した。これらの口上書及び代表団によるプレゼンテーションを考慮し、委員会は、申請の受領順に並んだ審査待ちの列の先頭に立つまで、申請及び口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を提出した国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた。

---

[151] CLCS 手続規則
第 46 条
Submissions in case of a dispute between States with opposite or adjacent coasts or in other cases of unresolved land or maritime disputes
1. In case there is a dispute in the delimitation of the continental shelf between opposite or adjacent States or in other cases of unresolved land or maritime disputes, submissions may be made and shall be considered in accordance with Annex I to these Rules.
2. The actions of the Commission shall not prejudice matters relating to the delimitation of boundaries between States.

(10) アイルランドの申請について

2009 年 3 月 31 日に提出されたハットン・ロッコール海域に係わるアイルランドの部分申請について、2009 年 8 月 25 日にスミス外務省法律顧問補佐官（代表団団長）より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。アイルランド代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① クロッカー委員（アイルランド）がアイルランドの申請に科学的・技術的助言を行っている。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、申請の詳細についてデンマーク、アイスランド及び英国に伝えた。アイルランドは、境界画定問題が解決するか、合意に至った後の委員会への申請を望んでいたが、SPLOS/72[152]の文書における締約国会合により説明されたように、国連海洋法条約によって設定された 2009 年 5 月の締切り内に申請をする義務があった。

③ 委員会は、全ての関係国の同意なしに紛争が存在する申請の審査ができないと理解している。この点に関し、アイスランドが申請の審査に同意していないことは遺憾であり、アイスランドがデンマークの提出予定の申請の前もしくは同時期に申請を提出することを期待する。これにより、委員会がハットン・ロッコール海域の全ての 4 申請を同時に審査できることになる。アイルランドは、ハットン・ロッコール海域についてのデンマークの将来の申請と同様、既に英国により提出された申請の委員会による審査に反対しない。

④ アイルランドは、1988 年に英国と大陸棚の海洋境界について合意しているが、重複する主張をしているアイスランド、デンマーク及びデンマーク領フェロー諸島は承諾していない。2001 年より、4 沿岸国は重複する主張から生じる問題を解決するために定期的に会合をもっているが、今日まで合意に至ることはできず、アイルランドは、国連海洋法条約によって設定された締切り内に申請を提出した。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連事務総長宛に申請に関して受領された 2009 年 5 月 27 日付けアイスランド及びデンマークからの口上書を取り上げた。特に、これらの口上書は、申請海域における紛争に言及し、CLCS 手続規則第 46 条及び附属書 I 第 5 条（a）を援用している。さらに委員会は、アイルランドの申請に係わるプレゼンテーションにおいてこれらの口上書に関して述べられた見解を考慮した。これらの口上書及び代表団によるプレゼンテーションを考

---

[152] SPLOS/72
Decided that:
(a) In the case of a State Party for which the Convention entered into force before 13 May 1999, it is understood that the ten-year time period referred to in article 4 of Annex II to the Convention shall be taken to have commenced on 13 May 1999;

慮し、委員会は、申請の受領順に並んだ審査待ちの列の先頭に立つまで、申請及び口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を提出した国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書Ｉに定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた。

(11) ウルグアイの申請について

2009 年 4 月 7 日に提出されたウルグアイの申請について、8 月 25 日にラメラ外務省次官（代表団団長）、プラト大陸棚調査事業調整局長及びレザマ海軍参謀幕僚長により委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① カレラ委員（メキシコ）がウルグアイの申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② CLCS 手続規則附属書Ｉ第 2 条（a）に関し、紛争はない。この点に関し、ブラジルとの海洋境界画定は、1975 年 6 月 12 日に締結され、大陸棚の外縁の境界を延長するため、2005 年 7 月 29 日に改正された。アルゼンチンとは、Rio de la Plata に係わる条約に付随した海洋境界が 1973 年 11 月 29 日に締結され、条約第 70 条の規定で定められている 200 海里から 350 海里におけるアルゼンチンとの境界は、まだ画定されていない。ウルグアイの申請の審査は、2 沿岸国との将来の境界画定に影響を及ぼさない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、申請は、CLCS 手続規則第 51 条 4 ter に従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(12) フィリピンの申請について

2009 年 4 月 8 日に提出されたベンハムライズに係わるフィリピンの部分申請について、8 月 25 日にダビデジュニアフィリピン国際連合代表部全権大使及びファルコン外務省大使より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。フィリピン代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① カレラ委員（メキシコ）がフィリピンの申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② 本申請は、CLCS 手続規則附属書Ｉ3 条[153]に従い、ベンハムベンハムライズ海域

---

[153] CLCS 手続規則附属書Ｉ
第 3 条
A submission may be made by a coastal State for a portion of its continental shelf in order not to prejudice questions relating to the delimitation of boundaries between States in any other portion or portions of the continental shelf for which a submission may be made later, notwithstanding

の大陸棚の外縁についての部分申請であり、フィリピンは他の海域の申請をする権利を留保する。CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、紛争はなく、他の沿岸国から申請について抗議する口上書は提出されていない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、申請は、CLCS 手続規則第 51 条 4 ter に従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(13) クック諸島の申請について

2009 年 4 月 19 日に提出されたマニヒキ海台に係わるクック諸島の申請について、8 月 26 日にマオアテ副首相（代表団団長）、ミッチェル外務・移民省大臣、マタロア国土計画省副指揮官及びマタオラ国土計画省 GIS（地理情報システム）課長より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。クック諸島代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① シモンズ委員（オーストラリア）がクック諸島の申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、紛争はない。

③ ニュージーランドからの口上書に関して、申請海域において未解決の境界画定問題が起こり得るが、ニュージーランドは、委員会がクック諸島の申請を審査し、勧告を発出することに反対しないことを明示している。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、申請は、CLCS 手続規則第 51 条 4 ter に従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(14) フィジーの申請について

2009 年 4 月 20 日に提出されたフィジーの申請について、8 月 26 日にブニボボフィジー国際連合代表部全権大使（代表団団長）、ナボティ外務省政務・条約課長、ウォング鉱物資源局海洋地質主席専門官及びバラワ外務省副大臣より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。フィジー代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① シモンズ委員（オーストラリア）がフィジーの申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、隣国との紛争はない。フィジーは、

---

the provisions regarding the ten-year period established by article 4 of Annex II to the Convention.

ニュージーランドの申請の審査に対し、反対しないことを述べた。これは、申請及びいかなる勧告も境界画定に影響を及ぼさないとの理解に基づいている。ニュージーランドも、同じ基本原理で申請を行ったことを確認している。また、フィジーはトンガと協議をもち、委員会による本申請の審査に反対しないことに合意している。

③ ニュージーランドからの口上書に関して、ニュージーランドは、委員会がフィジーによる申請を審査し、勧告を発出することに反対しないことを明示している。バヌアツからの口上書に関し、バヌアツが主張する大陸棚の海域の範囲が明確に示されていないが、フィジーは海洋境界について隣国との紛争はないとの立場をとる。この点について、委員会の勧告は、フィジーがバヌアツを含む隣国と始める将来の境界画定交渉にいかなる影響を及ぼさない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連事務総長宛に申請に関して受領された 2009 年 6 月 29 日付けニュージーランド及び 8 月 12 日付けバヌアツからの口上書を取り上げた。特に、後者は、申請海域における紛争に言及し、CLCS 手続規則附属書 I 第 5 条（a）を援用している。さらに委員会は、フィジーの申請に係わるプレゼンテーションにおいてこれらの口上書に関して述べられた見解を考慮した。これらの口上書及び代表団によるプレゼンテーションを考慮し、委員会は、申請の受領順に並んだ審査待ちの列の先頭に立つまで、申請及び口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を提出した国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた。

(15) アルゼンチンの申請について

2009 年 4 月 21 日に提出されたアルゼンチンの申請について、8 月 26 日にアルグエロアルゼンチン国際連合代表部全権大使（代表団団長）、グロッシ外務省政務調整局長、プフィーター大陸棚限界延長国内委員会コーディネーター及びパターリニ地球物理学専門家より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。アルゼンチン代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① 申請は、アルゼンチンの領土、島及びアルゼンチンの南極地域の自然の延長に渡る全海域の申請である。4 月 21 日の文書に述べた通り、アルゼンチンは南緯 60 度以南の海域の事情及び委員会が CLCS 手続規則に従って、アルゼンチンの南極地域の大陸棚に係わる申請部分に関し、しばらくの間、いかなる行為もとることはできないことを考慮している。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、CLCS 手続規則第 46 条の権限に相

当する海域がある。アルゼンチンは、国の領土として島及び海洋領域に一致するマルビナス諸島（英国名フォークランド諸島）、サウスジョージア諸島及びサウスサンドウィッチ諸島の正当な領有権を主張する。2009 年 8 月 6 日付け英国からの口上書について、アルゼンチンは後の段階で声明を出す権利を留保する。

③ アスティス委員（アルゼンチン）がアルゼンチンの申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連事務総長宛に申請に関して受領された 2009 年 8 月 6 日付け英国からの口上書を取り上げた。さらに委員会は、アルゼンチンの申請に係わるプレゼンテーションにおいてこれらの口上書に関して述べられた見解を考慮した。これらの口上書及び代表団によるプレゼンテーションを考慮し、委員会は、CLCS 手続規則に従い、紛争下にある申請部分を審査及び修正する立場にないことを決定した。委員会は、将来の会合において CLCS 手続規則第 51 条 4 ter に従い設置された小委員会に対し、それに応じて役目を務めるよう指示することを決定した。

委員会は、南極に付随する海域の問題について、2009 年 4 月 21 日付けアルゼンチン、8 月 6 日付け英国、8 月 19 日付け米国及び 8 月 24 日付けロシアからの口上書を取り上げた。さらに委員会は、アルゼンチンの申請に係わるプレゼンテーションにおいてこれらの口上書に関して述べられた見解を考慮した。これらの口上書及び代表団によるプレゼンテーションを考慮し、委員会は、CLCS 手続規則に従い、南極に付随する大陸棚に係わる申請部分を審査及び修正する立場にないことを決定した。委員会は、小委員会が設置された際にそのように役目を務めるよう指示することを決定した。

(16) ガーナの申請について

2009 年 4 月 28 日に提出されたガーナの申請について、8 月 26 日にドゥーダ国土天然資源省大臣兼行政事務監督委員会議長（代表団団長）及びアパルスガーナ国営石油会社プロジェクトコーディネーター兼地質専門家より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。ガーナ代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① 申請に際し、委員会委員からの科学的・技術的助言を受けていない。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、ガーナは、ベナン、コートジボワール、ナイジェリア及びトーゴと隣接及び向かい合った海洋境界について協議を行った。協議において、これらの沿岸国は、申請もしくは予備的情報の提出の後に、それぞれの申請に反対しない旨を口上書で提出し、最終的な画定まで海洋境界問題について交渉を継続していくことに合意した。この点に関し、ガーナの申請は、ベナン、コートジボワール、ナイジェリア及びトーゴとの境界画定に影響

を及ぼさない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第5条及びCLCS手続規則第42条により、申請は、CLCS手続規則第51条4terに従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(17) デンマークの申請について

2009年4月29日に提出されたデンマーク領フェロー諸島北部海域に係わるデンマークの申請について、8月27日にクノイフェロー諸島外務省法律顧問（代表団団長）及びヘインセンフェロー諸島地球エネルギー省第76条プロジェクトマネージャーより委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。デンマーク代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① 申請に際し、委員会委員からの科学的・技術的助言を受けていない。

② CLCS手続規則附属書Ⅰ第2条（a）に関し、バナナホール海域における200海里を超えた大陸棚の境界画定に関して、デンマーク領フェロー諸島、ノルウェー本土、アイスランド、ノルウェー領ヤンマイエン島、デンマーク領グリーンランド及びノルウェー領スバールバル諸島の間で未解決の問題がある。2006年9月20日にデンマーク、アイスランド及びノルウェーは、バナナホールの南部海域における将来の境界線を決定する手続きについて合意した。委員会の作業は、影響を及ぼさないとする合意手続きに従い、それぞれの沿岸国は、バナナホールの南部海域における大陸棚の外縁に係わる情報を提出し、委員会に情報の審査及び勧告の発出を要請する。従って、一沿岸国が委員会に情報を提出した際には、他の沿岸国は、委員会が情報を審査し、勧告を発出することに反対しないことを国連事務総長に通知する。委員会の勧告は、後のこれらの沿岸国の情報の提出や沿岸国間の大陸棚の2国間境界画定の問題に影響を及ぼさない。アイスランド及びノルウェーからの口上書は、委員会の申請の審査に反対していない。また、申請に関して紛争はない。

③ 第19回締約国会合におけるCLCS委員長による委員会の作業量の問題についてのプレゼンテーションに関し、デンマークは、問題の解決策を見つけるため、他の沿岸国と協力していく。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第5条及びCLCS手続規則第42条により、申請は、CLCS手続規則第51条4terに従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(18) マレーシア及びベトナムの共同申請

2009年5月6日に提出された南シナ海南部海域に係わるマレーシア及びベトナム

の共同申請について、8 月 27 日にアリフィン外務省研究・条約・国際法局長（マレーシア代表団団長）、チン外務省国家境界委員会副議長（ベトナム代表団団長）、ハイハノイ鉱物・地質大学地質学部副学部長及びラジャンマレーシア鉱物・地球科学局海洋地質課長より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。マレーシア及びベトナム共同代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① ジャファー委員（マレーシア）がマレーシア及びベトナムの共同申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② 本共同申請は、2 沿岸国の部分申請であり、マレーシア及びベトナムは、他の海域について共同もしくは単独でさらに申請を提出する。

③ CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、申請海域には、未解決の紛争があり、本申請は、向かい合ったもしくは隣り合った沿岸国の間の境界画定に影響を与えない。

④ 2 沿岸国は、他の関係沿岸国が委員会による申請の審査に反対しない意思を表明する口上書を入手できるよう努力を始めた。

⑤ 中国及びフィリピンからの口上書に関して、マレーシア及びベトナムは、共同申請が国連海洋法条約の締約国として、それぞれの沿岸国の義務の履行において適法な行為であると述べた口上書で返答している。さらに、中国からの口上書に対するベトナムの回答としての口上書は、東海（南シナ海）の島及び隣接海域に対する中国の主張は、法律的、歴史的もしくは事実に基づいていないとするものである。また、フィリピンからの口上書に対するマレーシアの回答としての口上書は、国際司法裁判所に提訴されたリギタン島及びシギタン島の領有権に係わる裁判の 2001 年 10 月 23 日の判決におけるフランク特別判事の単独見解に従い、北ボルネオ島に係わるフィリピンの主張は、現代国際法を論拠としていないことを指摘した。本申請は、沿岸国間の境界問題に影響を与えず、CLCS 手続規則第 46 条及び附属書 I 第 5 条（a）を援用するべきではない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連事務総長宛に受領された 2009 年 5 月 7 日付け中国、5 月 8 日付けベトナム、5 月 20 日付けマレーシア、8 月 4 日付けフィリピン、8 月 18 日付けベトナム、8 月 21 日付マレーシア及び中国の要請により、委員会の委員に配布された 8 月 25 日付け中国からの口上書を取り上げた。特に、中国及びフィリピンからの口上書は、申請海域における紛争に言及し、CLCS 手続規則附属書 I 第 5 条（a）を援用している。さらに委員会は、マレーシア及びベトナムの申請に係わるプレゼンテーションにおいてこれらの口上書に関して述べられた見解を考慮した。これらの口上書及び代表団によるプレゼンテーションを考慮し、委員会は、申請の受領順に並んだ審査待ちの列の先頭に立つまで、申請及び口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請

国及び口上書を出した 2 ヵ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた。

(19) ケニアの申請

2009 年 5 月 6 日に提出されたケニアの申請について、9 月 3 日にムチェミ法務次官（代表団団長）、ンコロイケニアケニア大陸棚外縁画定特別委員会議長及びンジュグナ地質及び GIS 専門家より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。ケニア代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① ブレッケ委員（ノルウェー）がケニアの申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、申請に関して未解決の紛争はない。タンザニアとの海洋境界条約は、2009 年 6 月 23 日に締結され、領海、排他的経済水域及び大陸棚に適用されている。また条約は、外縁が設定された後、延長大陸棚に適用される。

ソマリアとの未解決の交渉は、国連海洋法条約第 83 条 3 項[154]に従って実現的な性格の暫定的協定を結んだ。協定は、2009 年 4 月 7 日に締結された関係国がそれぞれの申請の審査に反対しないことに同意する MOU（覚書）を含む。この点に関し、2009 年 8 月 19 日付けのソマリアからの口上書の一つは、MOU と一致しており、適当な時期にソマリアとの海洋境界交渉を終了するための体制が設置されることを確認した。

③ 「大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明」[155]に含まれる原則に対するケニア政府の見解は、沿岸国が考察されている特別な状況の存在を説明することができれば、適用できる。この点に関し、2009 年 7 月 22 日付

---

[154] 国連海洋法条約

第 83 条　向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定

1. 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う。
2. 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第 15 部に定める手続に付する。
3. 関係国は、1 の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

[155] 第 3 次海洋法会議の交渉において、スリランカは、第 76 条 4 項(a)(i)に従って堆積岩の厚さと大陸斜面の脚部からの距離との比が 1%以上の点によって外縁線を引く方法は、沖合に向かって堆積岩の厚さが急速に薄くなるような状況には適しているが、同国の周辺の海域のように大陸縁辺部の広範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところでは不衡平な結果となる（厚い堆積岩のある海底を外縁線の外側に残すことになる。）ので、そのようなところでは特別な扱いがされるべきであると主張し、修正提案を行った。この問題は、第 3 次海洋法会議で採択された了解声明として、最終議定書の附属書Ⅱに含めることで処理された。（島田征夫・林司宣編　［2005］　海洋法テキストブック　p.72）

けスリランカからの口上書は、国連海洋法条約もしくは了解声明が言及しない点について強調している。スリランカからの口上書は、CLCS 手続規則附属書 I においてケニアの申請の審査に反対していない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、申請は、CLCS 手続規則第 51 条 4 ter に従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。委員会は、申請の受領順に並んだ審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会で小委員会での審査について再考することを決定した。

(20) モーリシャスの申請

2009 年 5 月 6 日に提出されたロドリゲス島海域に係わるモーリシャスの申請について、8 月 31 日にクーンジュル外務・地域統合・国際貿易省大使（代表団団長）、ナライン法務省法務次官補、ユクモーリシャス大学助教授及びバダルモーリシャス海洋学研究所主席科学者より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。モーリシャス代表団は、ソボルンモーリシャス国際連合代表部全権大使並びに多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① ブレッケ委員（ノルウェー）及びファグーニ委員（モーリシャス）がモーリシャスの申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、紛争はない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、申請は、CLCS 手続規則第 51 条 4 ter に従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(21) ベトナムの申請

2009 年 5 月 7 日に提出された北部海域に係わるベトナムの部分申請について、8 月 28 日にチン外務省国家境界委員会副議長（代表団団長）及びハイハノイ鉱物・地質大学地質学部副学部長により委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。ベトナム代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① 北部海域に係わるベトナムの申請は、部分申請であり、ベトナムが委員会に提出を予定している多くの申請の一つである。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、申請の対象となる大陸棚の海域は、多くの沿岸国の利権が重複するとの共通認識があるが、ベトナムは、海域は重複及び紛争の対象ではないとの見解である。申請は、ベトナムと他の関係沿岸国との間の海洋境界に影響を及ぼさない。ベトナムは、委員会による申請の審査に反

対しない意思を表明する他の関係沿岸国による口上書を得られるよう努力を行ってきた。

③ 2009 年 5 月 7 日付けの中国及び 8 月 4 日付けのフィリピンからの口上書に関して、申請は、国連海洋法条約の締約国としての正当なベトナムの義務の履行に相当する。また、パラセル及びスプラトリー群島は、ベトナムの領土の一部であり、ベトナムは、議論の余地のない群島の領有権を保有する。従って、申請は、沿岸国間の境界画定の問題に影響を及ぼさず、CLCS 手続規則附属書 I 5（a）は援用されるべきではない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連事務総長宛に受領された 2009 年 5 月 7 日付け中国、5 月 8 日付けベトナム、8 月 4 日付けフィリピン及び 8 月 18 日付けベトナムからの口上書を取り上げた。特に、中国及びフィリピンからの口上書は、申請海域における紛争に言及し、CLCS 手続規則附属書 I 第 5 条（a）を援用している。さらに委員会は、ベトナムの申請に係わるプレゼンテーションにおいてこれらの口上書に関して述べられた見解を考慮した。これらの口上書及び代表団によるプレゼンテーションを考慮し、委員会は、申請の受領順に並んだ審査待ちの列の先頭に立つまで、申請及び口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた。

(22) ナイジェリアの申請について

2009 年 5 月 7 日に提出されたナイジェリアの申請について、8 月 28 日にアオンドアカ法務長官（代表団団長）及びオマール国家境界委員会委員長より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。ナイジェリア代表団は、オグーナイジェリア国際連合代表部全権大使並びに多くの科学、法律及び技術顧問で構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① アヲシカ委員（ナイジェリア）及びカレラ委員（メキシコ）がナイジェリアの申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、申請は、向かい合うもしくは隣合った隣国との海洋境界画定に影響を及ぼさない。ナイジェリアは、ナイジェリアの海域における第 76 条の履行に支障をきたさないよう隣国の政府と協議をもった。この点に関し、2009 年 2 月 24 日から 26 日まで西アフリカ諸国経済共同体主催でガーナの首都アクラで会合をもった。会合は、ベナン、コートジボワール、ガーナ、ナイジェリア、トーゴから代表が出席し、申請もしくは予備的情報の提出の後も、最終的な画定まで海洋境界問題について協力の精神で交渉を継続していくとの共通認識に至った。従って加盟国は、近隣諸国の申請に反対しない旨を

口上書で提出する。ガーナ政府は、2009 年 7 月 28 日付け口上書においてその旨を伝達しており、委員会にナイジェリアの申請に係わる海洋もしくは陸上の紛争を通知する口上書は提出されていない。従って、ナイジェリアは本申請に係わる海域に紛争はないと断定する。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、申請は、CLCS 手続規則第 51 条 4 ter に従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(23) セーシェルの申請について

2009 年 5 月 7 日に提出された北部海台に係わるセーシェルの申請について、8 月 31 日にジュモーセーシェル国際連合代表部全権大使（代表団団長）、テーブ国家開発省国際境界特別顧問、サムソンセーシェル石油会社首席地質専門家、リオン国家開発省 GIS 及び情報技術支援事業部長並びにジョセフセーシェル石油会社地球物理専門家及び調査部長より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① ブレッケ委員（ノルウェー）及びロゼット委員（セーシェル）がセーシェルの申請に対し科学的・技術的助言を行っている。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、紛争はない。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第 5 条及び CLCS 手続規則第 42 条により、申請は、CLCS 手続規則第 51 条 4 ter に従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(24) コートジボワールの申請について

2009 年 5 月 8 日に提出されたコートジボワールの申請について、8 月 28 日にバカヨコ外務省大臣（代表団団長）及びドウダ鉱物・エネルギー省地質部長より委員会に対し、申請に係わるプレゼンテーションが行われた。コートジボワール代表団は、多くの科学、法律及び技術顧問がで構成された。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

① 申請に際し、委員会委員からの科学的・技術的助言を受けていない。

② CLCS 手続規則附属書 I 第 2 条（a）に関し、コートジボワールは、ベナン、ガーナ、ナイジェリア及びトーゴと隣接及び向かい合った海洋境界について協議を行った。協議において、これらの沿岸国は、申請もしくは予備的情報の提出の後に、最終的な画定まで海洋境界問題について協議を継続していく。さらに、それぞれの申請に反対しない旨を口上書で提出する。この点に関し、コートジボワールの申請は、ベナン、ガーナ、ナイジェリア及びトーゴとの境界画定に影響を及ぼさず、ガーナからの口上書は、合意を反映して、コートジボワールの申請は、

将来の海洋境界画定に影響を及ぼさないことを示している。

③　コートジボワールは、大陸縁辺部の他の部分に係わる将来の申請を提出する権利を留保する。

委員会は、非公開で会合を続けた。申請の審査について、委員会は、国連海洋法条約附属書Ⅱ第5条及びCLCS手続規則第42条により、申請は、CLCS手続規則第51条4 terに従い、将来の会合において小委員会を設置することを決定した。

(25) 委員長による第19回締約国会合の報告

アルバカーキ委員長は、特に国連海洋法条約第121条に係わる意見交換及び委員会の作業量に係わる合意事項について、第19回締約国会合の結果を委員会に報告した。委員長は、合意事項に従って締約国会合の議長団が非公式ワーキング・グループを設置したと報告した。また委員長は、さらに委員会の作業量に係わる問題について意見交換をするため、招待を受け、8月21日に締約国会合の議長団と会合をもったと報告した。会合において、委員長は、医療保険の必要性、収入の損失の補償のための制度の確立の必要性、全委員に信託基金の利用を広げる可能性及び委員会専従の常設事務局の設置の可能性について繰り返した。委員会は、締約国会合の合意事項を考慮し、委員会の作業状況の改善について新たな取り決めがなされるまで、委員会の作業はCLCS手続規則の一貫した方法で続けていくことを決定した。

いくつかの沿岸国が、締約国会合において委員長が行ったプレゼンテーションは、委員会が受領した申請の審査の確立した予定表であると解釈していることが指摘された。委員会は、締約国会合でのプレゼンテーションにおいて委員長が明確に述べたとおり、この予定表は、現在の作業計画が列に並んだ申請の審査にどのような影響を及ぼすかを示すために、単に推定したものに過ぎないことを明らかにした。

セルゲー課長は、増加する作業量を迅速かつ効率的に処理するために、作業方法の更なる改善について委員会に意見を求めた。そのような情報は、締約国会合によって要求されたSPLOS/157のアップデートに利用される。これに関連して、開発途上国の委員が委員会会合に参加する費用を支払うことを目的とする信託基金の委託事項の変更や、全委員に資金的支援の提供を認める別の信託基金の設置などが提案された。

第19回締約国会合の議長団による非公式ワーキング・グループの要請により、委員会委員は、9月1日に議長団と会合をもった。第19回締約国会合の議長を務めたソボルンモーリシャス国際連合代表部全権大使、ビョンスー氏（大韓民国）、チャールズ氏（トリニダード・トバゴ）及びポポヴァ氏（ブルガリア）が会合に出席した。カレラ委員が委員会の作業量について委員会によって準備されたプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションに引続き、意見交換及び将来的に可能な提案が行われた。第19回締約国会合の議長は、締約国会合で注目を集めた作業量に関する課題は重要であり、プレゼンテーション及び委員会との会合の機会に謝意を表した。

(26) 機密委員会委員長からの報告

機密委員会のクロッカー委員長は、委員会は、本会合において会合を開く事案がなかったと報告した。

(27) 編集委員会委員長からの報告

編集委員会のジャファー委員長は、本会合において会合をもたなかったと報告した。

(28) 科学的・技術的助言委員会委員長からの報告

科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、前回会合において委員会委員に対し、新たにアップデートした経歴及び科学的・技術的助言を行った沿岸国についての情報を提出するよう要請し、7 名の委員から経歴もしくは情報が提出されたと報告した。新たにアップデートされた経歴は、DOALOS のウェブサイトで閲覧可能になっている。

シモンズ委員長は、委員の経歴は、申請の準備のための科学的・技術的助言を求める沿岸国の助けになることを指摘した。委員が助言を行った沿岸国について、特に CLCS 手続規則 10 章に規定された小委員会の設置の際に、委員会の助けとなる情報を提出するよう繰り返した。

(29) トレーニング委員会委員長からの報告及びその他のトレーニングの問題について

トレーニング委員会のカレラ委員長は、本会合において会合をもたなかったことを委員会に報告した。トレーニング委員会は、DOALOS と協力してトレーニング教材を準備できると強調した。

委員会の事務局は、この議題に関して、現時点では、DOALOS はトレーニングを予定していないが、個々の沿岸国や地域、あるいは小地域からの要請に応じて 200 海里を超える大陸棚の外側の限界に係わる申請の準備について、トレーニングコースを行っていくと述べた。

(30) その他

(a) 委員会及び補助機関の役員の選出

CLCS 手続規則第 13 条[156]に従い、委員会の役員は 2 年半の任期で選出され、再選されることができる。現在の委員会役員の任期が 2009 年 12 月に終了することから、アルバカーキ委員長は、委員会の委員に対して委員長及び副委員長の候補者

[156] CLCS 手続規則
第 13 条　Term of office
The officers of the Commission shall be elected for a term of two and a half years. They shall be eligible for re-election.

の提出を促した。

協議の後、アルバカーキ委員（ブラジル・ラテンアメリカ・カリブグループ）が委員長に推薦され、アヲシカ委員（ナイジェリア・アフリカグループ）、ブレッケ委員（ノルウェー・西欧その他グループ）、カズミン委員（ロシア・東欧グループ）及びパク委員（大韓民国・アジアグループ）が副委員長に推薦された。他に推薦がないことから、委員会は次の 2 年半の委員会の役員として全会一致で再選した。

委員会は、補助機関の役員を以下のとおり全会一致で再選した。任期は、2009 年 12 月に始まり、2012 年 6 月に終了する。

編集委員会

委 員 長　ジャファー（マレーシア）

副委員長　クロッカー（アイルランド）、ラジャン（インド）

機密委員会

委 員 長　クロッカー（アイルランド）

副委員長　ロゼット（セーシェル）、玉木（日本）

科学的・技術的助言委員会

委 員 長　シモンズ（オーストラリア）

副委員長　カルンギ（カメルーン）、ラジャン（インド）

トレーニング委員会

委 員 長　カレラ（メキシコ）

副委員長　オドゥロ（ガーナ）、パク（大韓民国）

(b) 第 24 回継続及び第 25 回会合について

委員会は、バルバドス小委員会が会合を開く 2009 年 11 月 2 日から 6 日まで及び英国小委員会が会合を開く 12 月 7 日から 11 日まで、第 24 回会合を再開することを決定した。第 25 回会合の全体委員会は、2010 年 4 月 5 日から 16 日まで国連総会の承認を得て開催される。第 26 回会合の全体委員会は、2010 年 8 月 16 日～27 日まで国連総会の承認を得て開催される。第 25 回及び 26 回会合で設置される小委員会の会合日程は、会合中に決定される。各小委員会の開催予定は下記の通り。

第 24 回継続会合、第 25 回会合及び 26 回会合日程

会合	全体委員会日程		各小委員会日程	
第 24 回 継続会合	2009 年	なし	バルバドス小委員会	11 月 2 日～6 日
			英国小委員会	12 月 7 日～11 日
第 25 回会合	2010 年	4 月 5 日～16 日	英国小委員会	3 月 15 日～19 日
			日本小委員会	3 月 22 日～4 月 1 日 及び 4 月 19 日～23 日
			インドネシア小委員会	3 月 29 日～4 月 1 日
			バルバドス小委員会	3 月 29 日～4 月 1 日[157]
			新小委員会[158]	4 月 19 日～23 日
第 26 回会合		8 月 16 日～27 日	日本小委員会	8 月 2 日～13 日

(c) 信託基金

DOALOS のセルゲー課長は、開発途上国選出の委員が委員会会合へ参加する費用を支出するための信託基金の状況について、委員会に報告した。暫定会計報告によると、2009 年 7 月末の残高は、約 432,000US ドルである。また、申請の準備を促進するための信託基金の 2009 年 7 月末の残高は、約 892,000US ドルであると報告した。

(d) 委員会に関係する会合

アフリカ連合委員会は、アルバカーキ委員長に対し、2009 年 11 月 9 日から 10 日にかけてガーナの首都アクラで開かれる海洋境界画定及び大陸棚に関する汎アフリカ会合において、「200 海里を超える大陸棚の申請及び申請後の経過に関する問題」について、委員会の委員にプレゼンテーションを要請する招待状を送付した。アルバカーキ委員長は、アヲシカ委員が個人の資格で会合でプレゼンテーションを行う事に合意した。

(e) 法律顧問による声明

全体委員会最終日に、オブライエン法律顧問が発言した。委員会が第 23 回会合以降、多くの申請を受領したこと、第 19 回締約国会合が委員会の作業量について協議し、会期間ワーキング・グループが設置されたことについて言及した。また、委員会は、ワーキング・グループを調整する締約国会合の議長団に情報を提供したことを指摘した。オブライエン氏は、申請の準備に費やした相当な労力及び出資の

[157] バルバドス小委員会は、必要があれば第 25 回会合において会合をもつ。
[158] 第 25 回会合の全体委員会で新たに小委員会が設置されれば、審査が開始される見込み。

観点から、沿岸国は申請が迅速に審査され、できるだけ早く委員会から勧告を受領することに関心があると述べた。現在の作業方法に大胆な変更が求められる際には、事務局は締約国会合によって設置された非公式ワーキング・グループにおいて、締約国と密に協力して可能な選択肢を調べる準備があることで結んだ。

(f) 終わりに

委員会は、事務局の委員会への優れたサポートに謝意を表した。委員会は、第24回会合において委員会を支援したDOALOS職員及び事務局の他の職員に謝意を表し、国連公用語の通訳の高い専門性及び会議場での支援に言及した。

6. 大陸棚サイト「大陸棚の延長とは？国連海洋法条約と大陸棚」の更新

海洋政策研究財団ホームページ上に、平成 20 年度に開設した「大陸棚サイト」の更新を行った。

http://www.sof.or.jp/tairikudana/

6.1　大陸棚サイトの構成

大陸棚サイトの構成（サイトマップ）は以下のとおりである。(2010 年 2 月 28 日現在、大陸棚サイトは、2009 年 12 月 21 日時点のものが最新版である。)

(a) 大陸棚はなぜ重要なのか

- イントロダクションー領土と海ー
- 近隣諸国の大陸棚との関係
- 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義
- 米国東海岸の北部エリアを例として
- 世界の大陸棚
- 日本の申請準備体制と申請の提出

(b) 大陸棚限界委員会とは？

- 大陸棚限界委員会の任務
- 大陸棚限界委員会の委員の構成
- 大陸棚限界委員会の手続
  - ・大陸棚限界延長のための手続（概要）
  - ・大陸棚限界延長のための手続（詳細）
  - ・大陸棚限界委員会のための手続（小委員会について）

(c) 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

- ロシアの申請（2001 年）
- ブラジルの申請（2004 年）
- オーストラリアの申請（2004 年）
- アイルランドの申請（2005 年）
- ニュージーランドの申請（2006 年）
- フランス、アイルランド、スペイン及びイギリスの共同申請（2006 年）
- ノルウェーの申請（2006 年）
- フランスの申請（2007 年）
- メキシコの申請（2007 年）
- バルバドスの申請（2008 年）

- イギリスの申請（2008 年）
- インドネシアの申請（2008 年）
- 日本の申請（2008 年）
- モーリシャス及びセーシェルの共同申請（2008 年）
- スリナムの申請（2008 年）
- ミャンマーの申請（2008 年）
- フランスの申請（2009 年）
- イエメンの申請（2009 年）
- イギリスの申請（2009 年）
- アイルランドの申請（2009 年）
- そのほかの申請（21 件目から 51 件目まで）
- 予備的情報を提出した国（申請期限の延長措置）

(d) 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源

- 国連海洋法条約にもとづく大陸棚に対する沿岸国の権利・義務
- 海底に眠る資源

(e) 大陸棚資料集

- 大陸棚関係年表
- リンク集
  - 日本の大陸棚／海洋関係機関
  - 世界各国の大陸棚／海洋関係機関
  - 大陸棚や海洋に関する国際機関等
- 国連海洋法条約（関連条文）
  - 条約文（日本語）
  - 条約文（英語正文）

(f) 海洋政策研究財団が実施したセミナー等

- 大陸棚画定の技術的課題に関する専門家会議（2006 年 3 月 8，9 日）
- 国連海事・海洋法課セミナー（2006 年 12 月 7 日）
- ロン・マクナブ氏講演会（2007 年 3 月 2 日）
- 大陸棚セミナー（2008 年 2 月 27 日）

  レイ・ウッド氏講演会（2008 年 7 月 25 日）

6.2　大陸棚サイトのイメージ図

以下、大陸棚サイトから、主なページについてイメージ図を抜粋した。

(1)　トップページ

(2) 「大陸棚限界委員会における各国申請状況」の冒頭ページ

申請の状況ごとに分類し、どの申請がどういう状態にあるのかが一目でわかるように改訂した。

大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

OPRF 海洋政策研究財団

ホーム > 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

- ホーム
- 大陸棚はなぜ重要なのか
- 大陸棚限界委員会とは？
- 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

勧告が行われた申請
- ロシアの申請
- ブラジルの申請
- オーストラリアの申請
- アイルランドの申請
- ニュージーランドの申請
- フランス、アイルランド、スペイン及びイギリス共同申請
- ノルウェーの申請
- メキシコの申請
- フランスの申請

審査中の申請
- パルバドスの申請
- イギリスの申請
- インドネシアの申請
- 日本の申請

審査待ちの申請
- モーリシャス及びセーシェルの共同申請
- スリナムの申請
- ミャンマーの申請
- フランスの申請
- イエメンの申請
- イギリスの申請
- アイルランドの申請

- その他の申請
- 予備的情報を提出した国（申請期限の延長措置）
- 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源
- 大陸棚資料集
- 海洋政策研究財団が実施したセミナー等

大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

2001年12月にロシアが申請を提出したのを皮切りに、これまでに、51件の申請が大陸棚限界委員会に対して提出されました（2009年11月16日現在）。このうち、2009年8月～9月に開催された第24回大陸棚限界委員会までに、大陸棚限界委員会は下記の9件に対し、勧告を行いました。

勧告が行われた申請		申請提出日	勧告採択日(＊1)
1	ロシアの申請	2001年12月20日	第11回会合、2002年6月27日
2	ブラジルの申請	2004年5月17日	第19回会合、2007年4月4日
3	オーストラリアの申請	2004年11月15日	第21回会合、2008年4月9日
4	アイルランドの申請	2005年5月25日	第19回会合、2007年4月5日
5	ニュージーランドの申請	2006年4月19日	第22回会合、2008年8月22日
6	フランス、アイルランド、スペイン、イギリス共同申請	2006年5月19日	第23回会合、2009年3月24日
7	ノルウェーの申請	2006年11月27日	第23回会合、2009年3月27日
8	メキシコの申請	2007年12月13日	第23回会合、2009年3月31日
9	フランスの申請	2007年5月22日	第24回会合、2009年9月2日

（＊1）大陸棚限界委員会のホームページより

2009年8月～9月に開催された第24回会合でフランスの申請に対し、勧告が採択されたため、新たに日本の申請について小委員会が設置されました。審査が行われている申請は、下記の4件です（2009年11月16日現在）。

審査中の申請	申請提出日	審査が開始された会合
パルバドスの申請	2008年5月8日	第23回会合（2009年3月～4月）
イギリスの申請	2008年5月9日	第23回会合（2009年3月～4月）
インドネシアの申請	2008年6月16日	第23回会合（2009年3月～4月）
日本の申請	2008年11月12日	第24回会合（2009年8月～9月）

51件の申請のうち、審査が終了した申請と審査中の申請（上記の13件の申請）を除いた残りの38件の申請は、審査を受けるため順番を待っている状況です。(＊2)

（＊2）申請は、国が提出した順に、審査の順番待ちの行列に並びます。小委員会での審査が終了すると、新たに小委員会が設置され、次の申請の審査が始まります。これらの手続については、大陸棚限界委員会手続規則第51条に規定されています。

ここでは、各国の申請の公開資料（申請内容を要約した書類であり、エグゼクティブ・サマリーと呼ばれています。）に記載されている内容を20件目の申請まで紹介するとともに、現在の審査状況等について説明していきます。（下記のそれぞれの図は、各国のエグゼクティブ・サマリーの表紙イメージです。クリックすると、各申請についての説明のページにつながります。）
21件目のウルグアイの申請から51件目のキューバの申請までは、エグゼクティブ・サマリーに記載されている内容を基に、各申請の概要を紹介します。

なお、一つの国が単独で行う申請がほとんどですが、複数の国が共同で行う共同申請（joint submission）もあります。また、近隣諸国との境界画定がなされていない海域を除いて申請を提出する部分申請（partial submission）もあります。
一つの国が、何回も部分申請を行うことも可能で、アイルランドやフランス、イギリスは既にいくつも申請を提出しています。また、2006年5月19日提出 の4カ国共同申請（フランス、アイルランド、スペイン、イギリス）や2008年12月1日提出の2カ国共同申請（モーリシャス、セーシェル）は、共同申請 であると同時に、部分申請でもあります。（部分申請や共同申請に関して、「大陸棚限界委員会の任務」を参照。）

2001年12月20日 ロシア 提出
2004年5月17日 ブラジル 提出
2004年11月15日 オーストラリア 提出
2005年6月25日 アイルランド 提出（部分申請）
2006年4月19日 ニュージーランド 提出（部分申請）
2006年5月19日 フランス、アイルランド、スペイン、イギリス 共同申請提出（部分申請）
2006年11月27日 ノルウェー 提出（部分申請）
2007年5月22日 フランス 提出（部分申請）
2007年12月13日 メキシコ 提出（部分申請）
2008年5月8日 バルバドス 提出
2008年5月9日 イギリス
2008年6月16日 インドネシア
2008年11月12日 日本
2008年12月1日 モーリシャス、セー
2008年12月5日 スリナム

6.3　大陸棚サイトの成果について

検索サイト「Google」において、「大陸棚」と検索すると、本サイトは第 9 位にヒットしている。また、「大陸棚」で検索した結果のページに、関連キーワードとして、「大陸棚延長」、「大陸棚　申請」という組み合わせが登場するようになっており、これらで検索すると、本サイトがトップにヒットしている（昨年 3 月 13 日時点では、第 3 位であった)。さらに、他の関連キーワードとして、「大陸棚限界委員会」、「大陸棚条約」、「大陸棚拡張」、「大陸棚延伸」、「大陸棚　資源」、「排他的経済水域　大陸棚」、「大陸棚調査」といったものも挙がるようになっており、昨年 3 月時点よりも関連キーワードが増えていることは、大陸棚に対する関心が高まっているものと思われる。

また、検索サイト「Yahoo!」において、「大陸棚」と検索すると、第 2 位に、本サイトがヒットした。(昨年 3 月 13 日時点では、第 9 位であった。)

したがって、大陸棚や、大陸棚延長に関心のある人がネット検索する際、本サイトは以前にも増してアクセスしてもらえていると推測でき、我が国一般国民への周知啓蒙という本サイト制作の目的を引き続き果たしていると思われる。

（検索結果はいずれも、2010 年 2 月 28 日現在。）

７． 成果と今後の課題

以上のとおり、本年度事業においては、大陸棚限界延長に関する関係各機関及び各国の動向の把握に努めるとともに、講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長―日本の申請の紹介―」を開催し、関係者を含めた多くの一般の方々に、大陸棚限界延長と日本の申請の概要について周知を行うことができた。また、当財団ホームページにおいて開設している、大陸棚限界延長に関するサイトを随時更新し、一般の方々への理解と関心を高めることができた。これらを通じ、大陸棚限界延長に関する国際的議論について正確な理解を行い、各国及び各機関の大陸棚関係者と直接、意見交換を行うことができたと共に、我が国の国民への周知啓蒙を促進することができたことは、大きな収穫であった。

我が国は 2008 年 11 月に大陸棚限界委員会に申請を提出し、2009 年 3 月に委員会でプレゼンテーションを行い、同年 9 月に我が国の申請を審査する小委員会が設置された。これは、1983 年から始まった海上保安庁による大陸棚調査、そして 2004 年からの政府一丸となっての調査及び申請準備の集大成である。と同時に、本事業による様々な支援が寄与したところも少なからずあると思われる。2005 年より、当財団の本事業が始まり、大陸棚限界延長をめぐる国際的動向に関する情報収集や独特な海底地形を有する我が国周辺海域への国際的理解の促進のための環境醸成を行うと共に、セミナーや講演会の開催、大陸棚サイトの開設を通じ、我が国一般国民の海洋及び大陸棚への理解と関心を高めることができた。こうした本事業の実施により、大陸棚限界延長についての理解と関心が我が国一般国民に広がったことで、我が国の申請が恙なく行われたと言えよう。

我が国は 13 番目に申請を提出したが、その後、2009 年 5 月の申請期限までに 50 件の申請が提出され、審査待ちの行列ができてしまっている。幸い、我が国はこの申請ラッシュの前に提出することができ、小委員会も設置され、本年 3 月の会合から本格的な審査が開始される見通しである。大陸棚限界委員会の審査と勧告を受けて大陸棚の外側の限界を設定することが、海底資源に対する主権的権利を確保する上で必須であるから、申請を提出しても委員会の審査を受けられない期間が長引けば長引くほど、延長大陸棚における主権的権利の確保が遅れてしまう。同時に、申請提出から実際の審査までの時間があいてしまうと、審査に対応するための人的・物理的体制の維持がきわめて困難である。したがって、2009 年 5 月の締切りの半年前に我が国の申請が提出されたことの意義は大きいと言える。

他方、大陸棚限界委員会は、我が国の申請を含め現在４つの申請を審査中であるが、38 件が審査待ちの行列に並んでいる。また、44 件の予備的申請が出されており、今後、順次、本申請を行う見込みであることから、大陸棚限界委員会は膨大な作業を行う必要に直面しているが、委員会が迅速に審査しうるキャパシティを超えているという声が上がっており、締約国会合等において対策についての議論が行われているところである（本事業報告書 5.2 参照）。大陸棚限界委員会の任務が適切に遂行されることは、我が国の申請の審査が遅滞なく進められるためには不可欠であり、委員会の体制の強化や膨大な作業量への対応策

についての議論の行方を見守る必要がある。

また、我が国の申請の審査が進められている間にも、国連海洋法条約の大陸棚関連規定をめぐる国際的議論は日々進展し、かつ、現在審査中の申請に対する大陸棚限界委員会への勧告が行われれば、その勧告内容が先例として我が国の審査にも影響を及ぼすことはこれまでの先例から明らかである。大陸棚限界延長申請を行う各国はいずれも、大陸棚限界委員会の審査動向を見据えつつ、審査への対応策を練り、自国の主権的権利が及ぶ大陸棚の範囲を最大限確保しようと努力を続けている。

2005 年度から始まった本事業は本年度をもって完了するが、我が国にとっての大陸棚限界延長の意義は増すばかりであり、決して減ぜられることはない。本事業が 5 年間で収集・蓄積してきた各種の情報、知見が、日本の延長大陸棚の外側の限界の設定プロセスにとって今後も少なからず有益であればと願う。

8. あとがき

大陸棚限界延長の考え方と大陸棚限界委員会への申請の過程は、国連海洋法条約の条文解釈という静的な作業のみならず、同条約発効後の国際的情勢及び各国の実行や考え方の把握をも必要とする動的な作業である。2005 年度から始まった本事業においては、過去 5 ヵ年の間、海外調査や文献収集、大陸棚に関する専門家を招聘しての講演会・セミナー開催等を通じて、日々進化する大陸棚限界延長の考え方について、フォローしてきた。

このような作業を行うにあたっては、関係各機関のご理解とご協力がなければ到底実施しえない。ここで改めて、本事業を支援して頂いた日本財団をはじめ、内閣官房総合海洋政策本部事務局、外務省国際法局海洋室、海上保安庁海洋情報部、産業技術総合研究所をはじめとする関係省庁及び関係機関の方々に厚く感謝申し上げる。

附　録

1. 大陸棚限界委員会（委員の構成）

2. 大陸棚限界拡張申請に関する各国の動き

3. 大陸棚限界拡張のための手続

4. 国連海洋法条約 第 6 部「大陸棚」

5. 国連海洋法条約　附属書Ⅱ「大陸棚の限界に関する委員会」

6. 第三次国連海洋法会議最終議定書附属書Ⅱ
   大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明

7. 講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長 - 日本の申請の紹介 - 」講演資料

附録1-1 大陸棚限界委員会（委員の構成）

地域	現在（第3期）のCLCS委員（21名）*3	国籍	第1期*1 1997年～2002年	第2期*2 2002年～2007年	申請を審査する小委員会（7名の委員で構成される）												
					ロシア小委員会	ブラジル小委員会*7	オーストラリア小委員会	アイルランド小委員会 *8	ニュージーランド小委員会	4カ国共同申請小委員会	ノルウェー小委員会	フランス（仏領ギアナ、ニューカレドニア）小委員会	メキシコ小委員会	バルバドス小委員会	イギリス（アセンション島）小委員会	インドネシア小委員会	日本小委員会
アジア	Jaafar	Malaysia	○	○				委員長		委員長	委員				副委員長		委員
	Lu	China	○	○		委員				委員		委員		委員			
	Park	Republic of Korea	○	○	委員	委員					副委員長	副委員長				副委員長	
	Rajan	India	◆	◆			委員 *7		委員 *7				委員	委員長			
	Tamaki	Japan	◆	○			副委員長		副委員長				委員長		委員	委員	
アフリカ	Awosika	Nigeria	○	○	委員	委員				委員	副委員長				委員長		副委員長
	Fagoonee	Mauritius	◆	○	委員(追加)*4		委員	委員								委員	
	Kalngui	Cameroon	◆	◆								委員				副委員長	
	Oduro	Ghana	―	―								委員		副委員長			委員
	Rosette	Seychelles	―	―			委員 *7		委員 *7				委員	委員			
ラテンアメリカ・カリブ	Albuquerque	Brazil	○	○	委員		副委員長		副委員長		専門家 *5			委員			
	Astiz	Argentina	○	○		委員						委員	副委員長	委員			
	Carrera	Mexico	○	○	委員長	委員長	専門家*5					委員長					副委員長
	Charles	Trinidado and Tobago	―	―						委員 *9	委員 *9				委員		
東欧	German	Romania	―	○	委員(追加)*4			委員		委員	委員					委員	
	Jaoshvili	Georgia	―	―													委員
	Kazmin	Russian Federation	○	○				副委員長		委員			委員		委員		
その他西欧	Brekke	Norway	○	○		専門家*5	委員長		委員長			委員			副委員長		委員長
	Croker	Ireland	○	○	報告者				委員		委員		委員	副委員長		委員長	
	Pimentel	Portugal	―	○			委員	専門家*5	委員				副委員長			委員	
	Symonds	Australia	―	○		副委員長		委員		副委員長	委員長				委員		委員
				根拠文書	CLCS/32	CLCS/42	CLCS/44	CLCS/48	CLCS/52	CLCS/52	CLCS/54	CLCS/56	CLCS/58	CLCS/62	CLCS/62	CLCS/62	CLCS/64

○：本人が在任していたことを示す

◆：第1期及び第2期に同じ国籍国の委員が在任していたことを示す。（附録1-2の第1期委員及び第2期委員の表を参照）

―：第1期及び第2期に同じ国籍国の委員が在任していなかったことを示す。（附録1-2の第1期委員及び第2期委員の表を参照）

（注）

*1 第1期CLCS委員の任期は1997年6月16日より2002年6月15日まで。

*2 第2期CLCS委員の任期は2002年6月16日より2007年6月15日まで。

*3 第3期CLCS委員の任期は2007年6月16日より2012年6月15日まで。

*4 Hinz委員及びLamont委員が第2期CLCS委員に選出されなかったことに伴い、2名の委員が新たにロシアの小委員会の委員となった。（CLCS/42）
また、Hinz委員及びLamont委員は、ロシアへの勧告案の審査のため、第11回CLCS会合へ専門家として参加。（CLCS/11）

*5 小委員会は、（小委員会のメンバーとなっていない）CLCS委員に対し、専門家としてのアドバイスを求めることができる。（CLCS手続規則附属書IV, 第10項、パラ2）

*6 第2期にCLCS委員だったJuracic氏も、ブラジル小委員会の委員だった。同氏は第3期の選挙に立候補しなかった。なお、ブラジルに対する勧告は、2007年3月に発出された。

*7 Rajan委員は第3期の選挙に立候補しなかった同じインドのThakur委員が務めていたオーストラリア小委員会とニュージーランド小委員会のそれぞれの委員となった。
Rosette委員は、第3期選挙で落選したWoeledji委員が務めていたオーストラリア小委員会とニュージーランド小委員会のそれぞれの委員となった。

*8 第2期にCLCS委員だったAl-Azri氏及びFrancis氏も、アイルランド小委員会の委員だった。両氏は第3期の選挙に立候補しなかった。なお、アイルランドに対する勧告は、2007年3月に発出された。

*9 Charles委員は、第3期の選挙に立候補しなかったジャマイカのFrancis委員が務めていた4カ国共同申請小委員会及びノルウェー小委員会のそれぞれの委員となった。

附録1-2　大陸棚限界委員会の構成（時期別）

第1期委員の地域別構成＊

地　域	Name	(Nationality)
アジア 5	Hamuro	(Japan)
	Jaafar	(Malaysia)
	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Srinivasan	(India)
アフリカ 5	Awosika	(Nigeria)
	Beltagy	(Egypt)
	Betah	(Cameroon)
	Chan Chim Yuk	(Mauritius)
	M'Dala	Zambia
ラテンアメリカ・カリブ 4	Albuquerque	(Brazil)
	Astiz	(Argentina)
	Carrera	(Mexico)
	Francis	(Jamaica)
東欧 2	Juracic	(Croatia)
	Kazmin	(Russian Federation)
西欧その他 5	Brekke	(Norway)
	Croker	(Ireland)
	Hinz	(Germany)
	Lamont	(New Zealand)
	Rio	(France)

第2期委員の地域別構成＊

地　域	Name	(Nationality)
アジア 6	Al-Azri	(Oman)
	Jaafar	(Malaysia)
	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Tamaki	(Japan)
	Thakur	(India)
アフリカ 4	Awosika	(Nigeria)
	Betah	(Cameroon)
	Fagoonee	(Mauritius)
	Woeledji	(Togo)
ラテンアメリカ・カリブ 4	Albuquerque	(Brazil)
	Astiz	(Arigentina)
	Carrera	(Mexico)
	Francis	(Jamaica)
東欧 3	German	(Romania)
	Juracic	(Croatia)
	Kazmin	(Russian Federation)
西欧その他 4	Brekke	(Norway)
	Croker	(Ireland)
	Pimentel	(Portugal)
	Symonds	(Australia)

第3期委員（現委員）の地域別構成＊

地　域	Name	(Nationality)
アジア 5	Jaafar	(Malaysia)
	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Rajan	(India)
	Tamaki	(Japan)
アフリカ 5	Awosika	(Nigeria)
	Fagoonee	(Mauritius)
	Kalngui	(Cameroon)
	Oduro	(Ghana)
	Rosette	(Seychelles)
ラテンアメリカ・カリブ 4	Alguquerque	(Brazil)
	Astiz	(Argentina)
	Carrera	(Mexico)
	Charles	(Trinidado and Tobago)
東欧 3	German	(Romania)
	Jaoshvili	(Georgia)
	Kazmin	(Russian Federation)
西欧その他 4	Brekke	(Norway)
	Croker	(Ireland)
	Pimentel	(Portugal)
	Symonds	(Australia)

＊CLCS委員の地域配分については、国連海洋法条約附属書Ⅱ第2条3項では、「いずれの地理的地域からも3名以上の委員を選出する」とのみ規定しているが、実際上、締約国会合において選挙ごとに地域配分が締約国間で合意された上で、選挙が実施されている。第一回選挙(1997年3月実施)の地域配分について、SPLOS/20, paras. 12-13を参照。第二回選挙(2002年4月実施)の地域配分について、SPLOS/91, para. 97を参照。第三回選挙（2007年6月実施）の地域配分について、SPLOS/91, para.81を参照。（いずれの文書も締約国会合報告書。）

附録2　大陸棚拡張申請に関する各国の動き

	提出国	提出時期	大陸棚限界委員会（CLCS）の会合													第23回	第24回	備　　考	資　料
			第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回				
			2002年4月	2002年6月	2003年4月	2004年4月	2004年8月	2005年4月	2005年8月	2006年4月	2006年8月	2007年3月	2007年8月	2008年3月	2008年8月	2009年3月	2009年8月		
1	ロシア	2001/12/20	審査開始	勧告発出														カナダ、デンマーク、日本、ノルウェー、米国がそれぞれ自国の見解を表明する口上書を提出。 2002年6月、CLCSは、バレンツ海、ペーリング海、オホーツク海、北極海に関して勧告を発出。勧告は、近隣諸国との境界画定のための交渉を行う必要性や、より精緻な根拠にもとづく申請を行う必要性を指摘している。	A/57/57/Add.1
2	ブラジル	2004/05/17					審査開始	審査継続	審査継続	審査継続	審査継続	勧告発出						米国が自国の見解を表明する口上書を提出。CLCSは米国の見解を考慮しないことを決定した。 ブラジルは、2005年3月24日付で追加データを提出した。 第19回会合において、勧告が採択された。勧告内容は公開されていない。	CLCS/42
3	オーストラリア	2004/11/15						審査開始	審査継続	審査継続	審査継続	審査継続	審査継続	勧告発出				9つの海域に関する膨大な量の申請。オーストラリアの申請には南極近辺の大陸棚部分が含まれているが、当該部分についてはオーストラリア自身がCLCSに対し審査の対象としないよう要請した。東ティモール及びフランスはそれぞれ、オーストラリアの申請が、自国とオーストラリアとの境界画定に影響を及ぼさないことを確認する旨の口上書を提出した。 小委員会は第19回会合で勧告案を全体委員会に提出し、検討の結果、第20回会合で全体委員会が勧告案を採択する予定であったが、なお検討すべき事項が残っているとして持ち越され、第21回会合において採択された。	CLCS/44
4	アイルランド	2005/05/25							審査開始	審査継続	審査継続	勧告発出						他国との係争関係のない海域についての部分申請。 デンマーク、アイスランドはそれぞれ、アイルランドの申請が自国とアイルランドとの境界画定に影響を及ぼさないことを確認する旨の口上書を提出した。 第18回会合で小委員会から勧告案が提出され、第19回会合において勧告が採択された。	CLCS/48
5	ニュージーランド	2006/04/19									審査開始	審査継続	審査継続	審査継続	勧告発出			プレートが衝突する位置にあり、我が国と極めて似た地球科学的条件を有している。先例主義の面から見ると、我が国の申請に大きな影響を及ぼすものと考えられる。 第21回会合で小委員会から勧告案が提出され、第22回会合で勧告が採択された。NZ外務貿易省サイトでは勧告全文が公開されている。	CLCS/52
6	フランス・アイルランド・スペイン・イギリス 4カ国共同申請	2006/05/19									審査開始	審査継続	審査継続	審査継続	審査継続	勧告発出		フランス、アイルランド、スペイン及び英国が、ケルト海とビスケー湾の大陸棚について行った共同申請。4カ国の境界については後日友好的に画定する予定であるとエグゼクティブ・サマリーで述べられている。第23回会合で小委員会から勧告案が提出され、全体会合で勧告が採択された。	CLCS/52
7	ノルウェー	2006/11/27										審査開始	審査継続	審査継続	審査継続	勧告発出		北極海、バレンツ海、ノルウェー海についての部分申請。デンマーク、アイスランド、ロシア、スペインが自国の見解を表明する口上書を提出。第23回会合で小委員会から勧告案が提出され、全体会合で勧告が採択された。	CLCS/54
8	フランス （仏領ギアナ、ニューカレドニア）	2007/05/22											小委員会設置	審査開始	審査継続	審査継続	勧告発出	フランスの海外領土である仏領ギアナ及びニューカレドニア海域に関する部分申請。バヌアツ、ニュージーランド、スリナムがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を発出。フランスはバヌアツからの口上書を受け、一部海域につきCLCSが審査を行わないよう要請した。フランスは、第20回会合でプレゼンテーションを行い、小委員会も設置されたが、他の小委員会が審査継続中であるため、フランスの審査開始は第21回会合から開始された。 第24回会合で小委員会から勧告案が提出され、全体会合で勧告が採択された。	CLCS/56
9	メキシコ	2007/12/13												小委員会設置	審査開始	勧告発出		メキシコ湾海域に関する部分申請。第21回会合において、メキシコのプレゼンテーションの後、小委員会が設置され、第22回会合より審査が開始された。第23回会合で小委員会から勧告案が提出され、全体会合で勧告が採択された。	CLCS/58
10	バルバドス	2008/05/08													プレゼン実施	小委員会設置 審査開始	審査継続	バルバドスの周辺海域についての申請。近隣諸国であるガイアナ、スリナム、トリニダード・トバゴがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を提出した。第23回会合で小委員会が設置され、審査が行われている。	CLCS/60
11	英国	2008/05/09													プレゼン実施	小委員会設置 審査開始	審査継続	イギリスの海外領土であるアセンション島を基点とする部分申請。第23回会合で小委員会が設置され、審査が行われている。	CLCS/60
12	インドネシア	2008/06/16														プレゼン実施 小委員会設置 審査開始	審査継続	スマトラ島北西部の大陸棚のみに関する部分申請。第23回会合で小委員会が設置され、審査が行われている。	CLCS/64
13	日本	2008/11/12														プレゼン実施	小委員会設置 審査開始	太平洋の7つの海域に関する申請。米国、中国、韓国、パラオがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を提出した。第23回会合でプレゼンテーションを行い、第2回会合で小委員会が設置され、審査が始まった。	CLCS/64
14	モーリシャス、セーシェル 共同申請	2008/12/01														プレゼン実施		モーリシャスとセイシェルの間にあるマスカレン海台海域に関する部分申請。 第23回会合でプレゼンテーションを行い、現在は、小委員会が設置されるのを待っている状況。	CLCS/64
15	スリナム	2008/12/05															プレゼン実施	スリナムの周辺海域に関する申請。 第24回会合でプレゼンテーションを行い、現在は、小委員会が設置されるのを待っている状況。	CLCS/64
16	ミャンマー	2008/12/16															プレゼン実施	ベンガル湾のラカイン大陸縁辺部に関する申請。 第24回会合でプレゼンテーションを行った。スリランカ、インド、ケニア及びバングラデシュから口上書が出されていることを踏まえ、CLCSはミャンマーの申請が行列の先頭に来る時まで、これらの口上書の検討を延期することを決定した。	CLCS/64
17	フランス （仏領アンティル、 ケルゲレン）	2009/02/05																フランスの海外領土である仏領アンティル及びケルゲレン諸島に関する申請。 まだプレゼンテーションを行っていない。	CLCS ウェブサイト
18	イエメン	2009/03/20																ソコトラ島南東部海域に関する申請。 まだプレゼンテーションを行っていない。	CLCS ウェブサイト
19	英国 （ハットン・ロッコール海域）	2009/03/31															プレゼン実施	ハットン・ロッコール海域に関する申請。第24回会合でプレゼンテーションを行った。デンマーク及びアイスランドから口上書が出されていることを踏まえ、CLCSは英国の申請が行列の先頭に来る時まで、これらの口上書の検討を延期することを決定した。	CLCS/64
20	アイルランド （ハットン・ロッコール海域）	2009/03/31															プレゼン実施	ハットン・ロッコール海域に関する申請。第24回会合でプレゼンテーションを行った。デンマーク及びアイスランドから口上書が出されていることを踏まえ、CLCSは英国の申請が行列の先頭に来る時まで、これらの口上書の検討を延期することを決定した。	CLCS/64

（注）この表には、本事業報告書3.で取り上げた20件の申請を記載した。21件目以降の申請については、本事業報告書3.3.8「その他の申請（21件目から51件目まで）」を参照。

附録3　大陸棚限界拡張のための手続

*大陸棚限界委員会の改正手続規則（CLCS/40/Rev.1）
及び同手続規則のフローチャートをもとに作成。

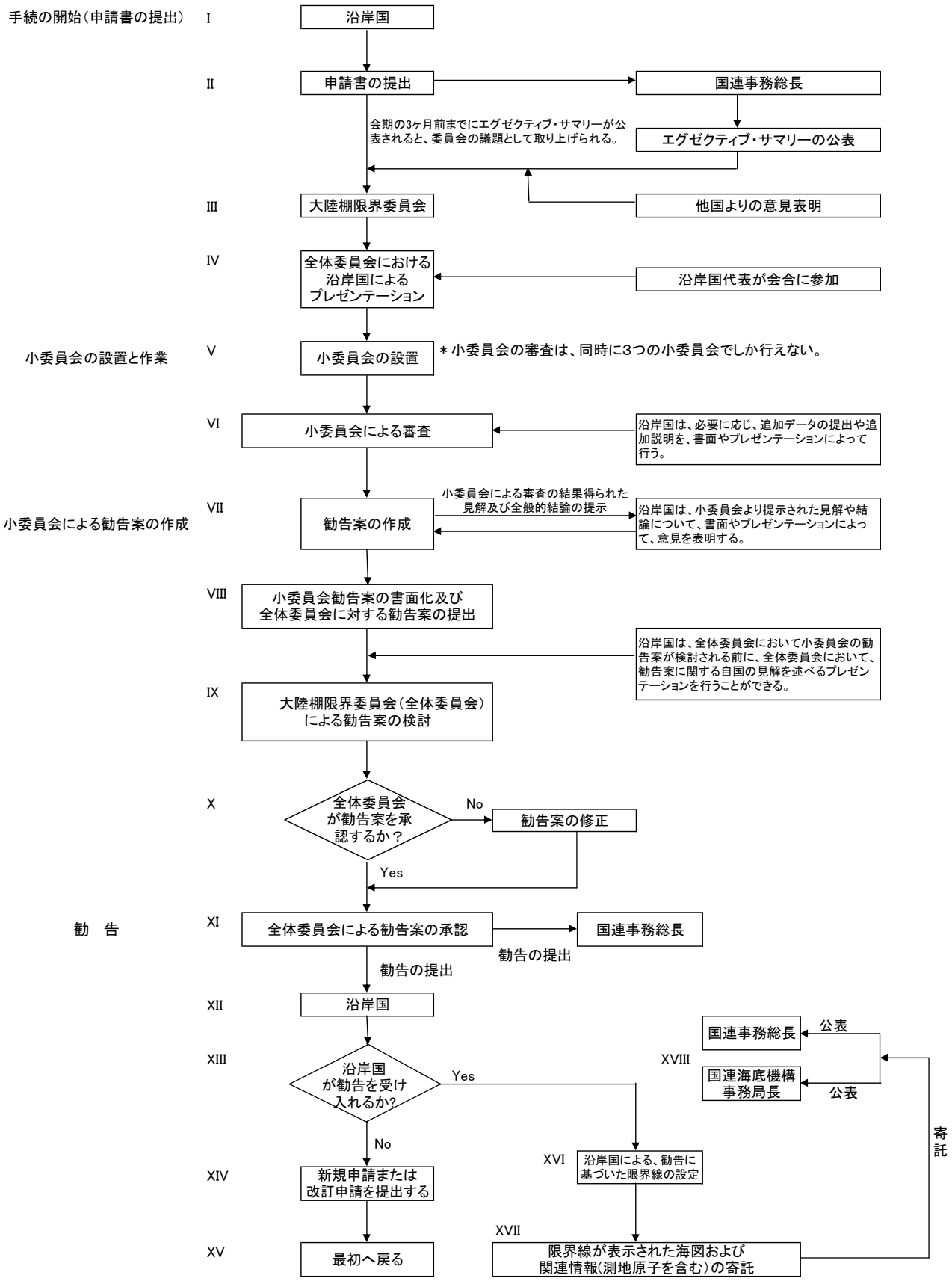

附録４

海洋法に関する国際連合条約

1982 年 4 月 30 日　第三次国際連合海洋法会議にて採択
1994 年 11 月 16 日効力発生
我が国については、1996 年 7 月 20 日効力発生（1996 年 7 月 12 日公布・条約 6 号）

第 6 部　大陸棚

第 76 条
大陸棚の定義

１　沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から 200 海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から 200 海里の距離までのものをいう。

２　沿岸国の大陸棚は、４から６までに定める限界を越えないものとする。

３　大陸縁辺部は、沿岸国の陸塊の海面下まで延びている部分から成るものとし、棚、斜面及びコンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される。ただし、大洋底及びその海洋海嶺又はその下を含まない。

４ (a) この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。

(i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の１パーセント以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側のものを用いて７の規定に従って引いた線

(ii) 大陸斜面の脚部から 60 海里を超えない点を用いて７の規定に従って引いた線

(b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

５　４(a)の(i)又は(ii)の規定に従って引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から 350 海里を超え又は 2500 メートル等深線(2500 メートルの水深を結ぶ線をいう。)から 100 海里を超えてはならない。

６　５の規定にかかわらず、大陸棚の外側の限界は、海底海嶺の上においては領海の幅を測定するための基線から 350 海里を超えてはならない。この６の規定は、海台、海膨、キャップ、堆及び海脚のような大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まりについては、適用しない。

７　沿岸国は、自国の大陸棚が領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超えて延びている場合には、その大陸棚の外側の限界線を経緯度によって定める点を結ぶ 60 海里を超えない長さの直線によって引く。

８　沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表の原則に基づき附属書 II に定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。

９　沿岸国は、自国の大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び関連する情報（測地原子を含む。）を国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、これらを適当に公表する。

10　この条の規定は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

第 77 条
大陸棚に対する沿岸国の権利

１　沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。

２　１の権利は、治岸国が大陸棚を探査せず又はその天然資源を開発しない場合においても、当該沿岸国の明示の同意なしにそのような活動を行うことができないという意味において、排他的である。

３　大陸棚に対する治岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではない。

４　この部に規定する天然資源は、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物、すなわち、採捕に適した段階において海底若しくはその下で静止しており又は絶えず海底若しくはその下に接触していなければ動くことのできない生物から成る。

第 78 条
上部水域及び上空の法的地位並びに他の国の権利及び自由

１　大陸棚に対する沿岸国の権利は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

２　沿岸国は、大陸棚に対する権利の行使により、この条約に定める他の国の航行その他の権利及び自由を侵害してはならず、また、これらに対して不当な妨害をもたらしてはならない。

第 79 条
大陸棚における海底電線及び海底パイプライン

１　すべての国は、この条の規定に従って大陸棚に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利を有する。

２　沿岸国は、大陸棚における海底電線又は海底パイプラインの敷設又は維持を妨げることができない。もっとも、沿岸国は、大陸棚の探査、その天然資源の開発並びに海底パイプラインからの汚染の防止、軽減及び規制のために適当な措置をとる権利を有する。

３　海底パイプラインを大陸棚に敷設するための経路の設定については、沿岸国の同意を得る。

４　この部のいかなる規定も、沿岸国がその領土若しくは領海に入る海底電線若しくは海底パイプラインに関する条件を定める権利又は大陸棚の探査、その資源の開発若しくは沿岸国が管轄権を有する人工島、施設及び構築物の運用に関連して建設され若しくは利用される海底電線及び海底パイプラインに対する当該沿岸国の管籍権に影響を及ぼすものではない。

５　海底電線又は海底パイプラインを敷設する国は、既に海底に敷設されている電線又はパイプラインに妥当な考慮を払わなければならない。特に、既設の電線又はパイプラインを修理する可能性は、害してはならない。

第 80 条
大陸棚における人工島、施設及び構築物

第 60 条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する。

第 81 条　大陸棚における掘削

沿岸国は、大陸棚におけるあらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利を有する。

第 82 条
200 海里を超える大陸棚の開発に関する支払及び拠出

１　沿岸国は、領海の幅を測定する基線から 200 海里を超える大陸棚の非生物資源の開発に関して金銭による支払又は現物による拠出を行う。

２　支払又は拠出は、鉱区における最初の５年間の生産の後、当該鉱区におけるすべての生産に関して毎年行われる。６年目の支払又は拠出の割合は、当該鉱区における生産額又は生産量の１パーセントとする。この割合は、12 年目まで毎年１パーセントずつ増加するものとし、その後は７パーセントとする。生産には、開発に関連して使用された資源を含めない。

３　その大陸棚から生産される鉱物資源の純輸入国である開発途上国は、当該鉱物資源に関する支払又は拠出を免除される。

４　支払又は拠出は、機構を通じて行われるものとし、機構は、開発途上国、特に後発開発途上国及び内陸国である開発途上国の利益及びニーズに考慮を払い、衡平な配分基準に基づいて締約国にこれらを配分する。

第 83 条
向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定

１　向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

２　関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第 15 部に定める手続に付する。

３　関係国は、１の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

４　関係国間において効力を有する合意がある場合には、大陸棚の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する。

第 84 条
海図及び地理学的経緯度の表

１　大陸棚の外側の限界線及び前条の規定に従って引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適当な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。

２　沿岸国は、１の海図又は地理学的経緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に及び、大陸棚の外側の限界線を表示した海図又は表の場合には、これらの写しを機構の事務局長に寄託する。

第 85 条
トンネルの掘削

この部の規定は、トンネルの掘削により海底（水深のいかんを問わない。）の下を開発する沿岸国の権利を害するものではない。

United Nations Convention on the Law of the Sea

(In force from 16 November 1996)

PART VI CONTINENTAL SHELF

Article 76
Definition of the continental shelf

1. The continental shelf of a coastal State comprises the sea-bed and subsoil of the submarine areas that extend beyond its territorial sea throughout the natural prolongation of its land territory to the outer edge of the continental margin, or to a distance of 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured where the outer edge of the continental margin does not extend up to that distance.

2. The continental shelf of a coastal State shall not extend beyond the limits provided for in paragraphs 4 to 6.

3. The continental margin comprises the submerged prolongation of the land mass of the coastal State, and consists of the sea-bed and subsoil of the shelf, the slope and the rise. It does not include the deep ocean floor with its oceanic ridges or the subsoil thereof.

4. (a) For the purposes of this Convention, the coastal State shall establish the outer edge of the continental margin wherever the margin extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured, by either:

(i) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to the outermost fixed points at each of which the thickness of sedimentary rocks is at least 1 per cent of the shortest distance from such point to the foot of the continental slope; or

(ii) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to fixed points not more than 60 nautical miles from the foot of the continental slope.

(b) In the absence of evidence to the contrary, the foot of the continental slope shall be determined as the point of maximum change in the gradient at its base.

5. The fixed points comprising the line of the outer limits of the continental shelf on the sea-bed, drawn in accordance with paragraph 4 (a)(i) and (ii), either shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured or shall not exceed 100 nautical miles from the 2,500 metre isobath, which is a line connecting the depth of 2,500 metres.

6. Notwithstanding the provisions of paragraph 5, on submarine ridges, the outer limit of the continental shelf shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured. This paragraph does not apply to submarine elevations that are natural components of the continental margin, such as its plateaux, rises, caps, banks and spurs.

7. The coastal State shall delineate the outer limits of its continental shelf, where that shelf extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured,

by straight lines not exceeding 60 nautical miles in length, connecting fixed points, defined by coordinates of latitude and longitude.

8. Information on the limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured shall be submitted by the coastal State to the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up under Annex II on the basis of equitable geographical representation. The Commission shall make recommendations to coastal States on matters related to the establishment of the outer limits of their continental shelf. The limits of the shelf established by a coastal State on the basis of these recommendations shall be final and binding.

9. The coastal State shall deposit with the Secretary-General of the United Nations charts and relevant information, including geodetic data, permanently describing the outer limits of its continental shelf. The Secretary-General shall give due publicity thereto.

10. The provisions of this article are without prejudice to the question of delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts.

Article 77
Rights of the coastal State over the continental shelf

1. The coastal State exercises over the continental shelf sovereign rights for the purpose of exploring it and exploiting its natural resources.

2. The rights referred to in paragraph 1 are exclusive in the sense that if the coastal State does not explore the continental shelf or exploit its natural resources, no one may undertake these activities without the express consent of the coastal State.

3. The rights of the coastal State over the continental shelf do not depend on occupation, effective or notional, or on any express proclamation.

4. The natural resources referred to in this Part consist of the mineral and other non-living resources of the sea-bed and subsoil together with living organisms belonging to sedentary species, that is to say, organisms which, at the harvestable stage, either are immobile on or under the sea-bed or are unable to move except in constant physical contact with the sea-bed or the subsoil.

Article 78
Legal status of the superjacent waters and air space and the rights and freedoms of other States

1. The rights of the coastal State over the continental shelf do not affect the legal status of the superjacent waters or of the air space above those waters.

2. The exercise of the rights of the coastal State over the continental shelf must not infringe or result in any unjustifiable interference with navigation and other rights and freedoms of other States as provided for in this Convention.

Article 79
Submarine cables and pipelines on the continental shelf

1. All States are entitled to lay submarine cables and pipelines on the continental shelf, in accordance with the provisions of this article.

2. Subject to its right to take reasonable measures for the exploration of the continental shelf, the exploitation of its natural resources and the prevention, reduction and control of pollution from pipelines, the coastal State may not impede the laying or maintenance of such cables or pipelines.

3. The delineation of the course for the laying of such pipelines on the continental shelf is subject to the consent of the coastal State.

4. Nothing in this Part affects the right of the coastal State to establish conditions for cables or pipelines entering its territory or territorial sea, or its jurisdiction over cables and pipelines constructed or used in connection with the exploration of its continental shelf or exploitation of its resources or the operations of artificial islands, installations and structures under its jurisdiction.

5. When laying submarine cables or pipelines, States shall have due regard to cables or pipelines already in position. In particular, possibilities of repairing existing cables or pipelines shall not be prejudiced.

Article 80
Artificial islands, installations and structures on the continental shelf

Article 60 applies *mutatis mutandis* to artificial islands, installations and structures on the continental shelf.

Article 81
Drilling on the continental shelf

The coastal State shall have the exclusive right to authorize and regulate drilling on the continental shelf for all purposes.

Article 82
Payments and contributions with respect to the exploitation of the continental shelf beyond 200 nautical miles

1. The coastal State shall make payments or contributions in kind in respect of the exploitation of the non-living resources of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured.

2. The payments and contributions shall be made annually with respect to all production at a site after the first five years of production at that site. For the sixth year, the rate of payment or contribution shall be 1 per cent of the value or volume of production at the site. The rate shall increase by 1 per cent for each subsequent year until the twelfth year and shall remain at 7 per cent thereafter. Production does not include resources used in connection with exploitation.

3. A developing State which is a net importer of a mineral resource produced from its continental shelf is exempt from making such payments or contributions in respect of that mineral resource.

4. The payments or contributions shall be made through the Authority, which shall distribute them to States Parties to this Convention, on the basis of equitable sharing criteria, taking into account the interests and needs of developing States, particularly the least developed and the land-locked among them.

Article 83
Delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts

1. The delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts shall be effected by agreement on the basis of international law, as referred to in Article 38 of the Statute of the International Court of Justice, in order to achieve an equitable solution.

2. If no agreement can be reached within a reasonable period of time, the States concerned shall resort to the procedures provided for in Part XV.

3. Pending agreement as provided for in paragraph 1, the States concerned, in a spirit of understanding and co-operation, shall make every effort to enter into provisional arrangements of a practical nature and, during this transitional period, not to jeopardize or hamper the reaching of the final agreement. Such arrangements shall be without prejudice to the final delimitation.

4. Where there is an agreement in force between the States concerned, questions relating to the delimitation of the continental shelf shall be determined in accordance with the provisions of that agreement.

Article 84
Charts and lists of geographical co-ordinates

1. Subject to this Part, the outer limit lines of the continental shelf and the lines of delimitation drawn in accordance with article 83 shall be shown on charts of a scale or scales adequate for ascertaining their position. Where appropriate, lists of geographical co-ordinates of points, specifying the geodetic datum, may be substituted for such outer limit lines or lines of delimitation.

2. The coastal State shall give due publicity to such charts or lists of graphical co-ordinates and shall deposit a copy of each such chart or list with the Secretary-General of the United Nations and, in the case of those showing the outer limit lines of the continental shelf, with the Secretary-General of the Authority.

Article 85
Tunnelling

This Part does not prejudice the right of the coastal State to exploit the subsoil by means of tunnelling, irrespective of the depth of water above the subsoil.

海洋法に関する国際連合条約
附属書Ⅱ　大陸棚の限界に関する委員会

第１条

条約第 76 条の規定により、200 海里を超える大陸棚の限界に関する委員会は、以下の諸条に定めるところにより設置される。

第２条

1. 委員会は、21 人の委員で構成される。委員は、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の分野の専門家である者とし、個人の資格で職務を遂行する。

2. 第１回の選挙は、この条約の発効の日の後できる限り速やかに、いかなる場合にも１８箇月以内に行う。国際連合事務総長は、選挙の日の遅くとも３箇月前までに、締約国に対し、適当な地域的な協議の後に自国が指名する者の氏名を３箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、締約国に送付する。

3. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の３分の２をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の３分の２以上の多数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とするものとし、いずれの地理的地域からも 3 名以上の委員を選出する。

4. 委員会の委員は、5 年の任期で選出されるものとし、再選されることができる。

5. 委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担する。関係する沿岸国は、次条 1(b)の助言に関して生ずる費用を負担する。委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。

第３条

1. 委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 大陸棚の外側の限界が 200 海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること並びに条約第 76 条の規定及び第三次国際連合海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明に従って勧告を行うこと。

(b) 関係する沿岸国の要請がある場合には、(a)のデータの作成に関して科学上及び技術上の助言を与えること。

2. 委員会は、委員会の責任の遂行に役立ち得る科学的及び技術的情報を交換するため、必要かつ有用であると認められる範囲において、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の政府間海洋学委員会（IOC）、国際水路機関（IHO）その他権限のある国際機関と協力することができる。

第 4 条

沿岸国は、条約第 76 条の規定に従って自国の大陸棚の外側の限界 200 海里を超えて設定する意思を有する場合には、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、いかなる場合にも 10 年以内に、当該限界について詳細をこれを裏付ける科学的及び技術的データと共に、委員会に提出する。沿岸国は、また、科学上及び技術上の助言を自国に与えた委員会の委員の氏名を示すものとする。

第 5 条

委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国の要請の具体的な要素を考慮して均衡のとれた方法で任命する 7 人の委員で構成される小委員会により任務を行う。要請を行った沿岸国の国民である委員会の委員並びに限界の設定に関する科学上及び技術上の助言を与えることにより沿岸国を援助した委員会の委員は、当該要請を取り扱う小委員会の委員とはならないが、当該要請に関する委員会の手続に委員として参加する権利を要する。委員会に要請を行った沿岸国は、関連する手続に自国の代表を投票権なしで参加させることができる。

第 6 条

1. 小委員会は、その勧告を委員会に提出する。

2. 委員会は、出席しかつ投票する委員会の委員の 3 分の 2 以上の多数による議決により、小委員会の勧告を承認する。

3. 委員会の勧告は、要請を行った沿岸国及び国際連合事務総長に対し書面によって提出する。

第 7 条

沿岸国は、条約第 76 条 8 の規定及び適当な国内手続に従って大陸棚の外側の限界を設定する。

第 8 条

沿岸国は、委員会の勧告について意見の相違がある場合には、合理的な期間内に、委員会に対して改定した又は新たな要請を行う。

第 9 条

委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA

ANNEX II. COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF

Article 1
In accordance with the provisions of article 76, a Commission on the Limits of the Continental Shelf beyond 200 nautical miles shall be established in conformity with the following articles.

Article 2
1. The Commission shall consist of 21 members who shall be experts in the field of geology, geophysics or hydrography, elected by States Parties to this Convention from among their nationals, having due regard to the need to ensure equitable geographical representation, who shall serve in their personal capacities.

2. The initial election shall be held as soon as possible but in any case within 18 months after the date of entry into force of this Convention. At least three months before the date of each election, the Secretary-General of the United Nations shall address a letter to the States Parties, inviting the submission of nominations, after appropriate regional consultations, within three months. The Secretary-General shall prepare a list in alphabetical order of all persons thus nominated and shall submit it to all the States Parties.

3. Elections of the members of the Commission shall be held at a meeting of States Parties convened by the Secretary-General at United Nations Headquarters. At that meeting, for which two thirds of the States Parties shall constitute a quorum, the persons elected to the Commission shall be those nominees who obtain a two-thirds majority of the votes of the representatives of States Parties present and voting. Not less than three members shall be elected from each geographical region.

4. The members of the Commission shall be elected for a term of five years. They shall be eligible for re-election.

5. The State Party which submitted the nomination of a member of the Commission shall defray the expenses of that member while in performance of Commission duties. The coastal State concerned shall defray the expenses incurred in respect of the advice referred to in article 3, paragraph 1(b), of this Annex. The secretariat of the Commission shall be provided by the Secretary-General of the United Nations.

Article 3
1. The functions of the Commission shall be:
(a) to consider the data and other material submitted by coastal States concerning the outer limits of the continental shelf in areas where those limits extend beyond 200 nautical miles, and to make recommendations in accordance with article 76 and the Statement of Understanding adopted on 29 August 1980 by the Third United Nations Conference on the Law of the Sea;

(b) to provide scientific and technical advice, if requested by the coastal State concerned during the preparation of the data referred to in subparagraph (a).

2. The Commission may cooperate, to the extent considered necessary and useful, with the Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO, the International Hydro- graphic Organization and other competent international organizations with a view to exchanging scientific and technical information which might be of assistance in discharging the Commission's responsibilities.

Article 4

Where a coastal State intends to establish, in accordance with article 76, the outer limits of its continental shelf beyond 200 nautical miles, it shall submit particulars of such limits to the Commission along with supporting scientific and technical data as soon as possible but in any case within 10 years of the entry into force of this Convention for that State. The coastal State shall at the same time give the names of any Commission members who have provided it with scientific and technical advice.

Article 5

Unless the Commission decides otherwise, the Commission shall function by way of sub-commissions composed of seven members, appointed in a balanced manner taking into account the specific elements of each submission by a coastal State. Nationals of the coastal State making the submission who are members of the Commission and any Commission member who has assisted a coastal State by providing scientific and technical advice with respect to the delineation shall not be a member of the sub-commission dealing with that submission but has the right to participate as a member in the proceedings of the Commission concerning the said submission. The coastal State which has made a submission to the Commission may send its representatives to participate in the relevant proceedings without the right to vote.

Article 6

1. The sub-commission shall submit its recommendations to the Commission.

2. Approval by the Commission of the recommendations of the sub-commission shall be by a majority of two thirds of Commission members present and voting.

3. The recommendations of the Commission shall be submitted in writing to the coastal State which made the submission and to the Secretary-General of the United Nations.

Article 7

Coastal States shall establish the outer limits of the continental shelf in conformity with the provisions of article 76, paragraph 8, and in accordance with the appropriate national procedures.

Article 8

In the case of disagreement by the coastal State with the recommendations of the Commission, the coastal State shall, within a reasonable time, make a revised or new submission to the Commission.

Article 9

The actions of the Commission shall not prejudice matters relating to delimitation of boundaries between States with opposite or adjacent coasts.

第三次国連海洋法会議最終議定書附属書 II
大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明(*)

(*) 本了解声明の日本語訳は、財団法人日本海洋協会による訳である。（外務省経済局海洋課監修「英和対訳　国連海洋法条約〔正訳〕」473 ページ（成山堂書店発行（2004 年））に収録されている。）

第三次国際連合海洋法会議は、国の大陸縁辺部で、(1) 200 メートル等深線までの平均距離が 20 海里以下であり、かつ、(2)大陸縁辺部の堆積岩の多くの部分がコンチネンタル・ライズの下にあるものについては、その特別の性格を考慮し、

当該国の大陸縁辺部に条約第 76 条の規定を適用することにより、同条 4(a)の(i)及び(ii)の規定に従って、大陸縁辺部の外縁全体を示すものとして許容される最大の距離の線に沿った堆積岩の厚さの数学的平均が 3.5 メートル以上となり、このため縁辺部の半分以上が除外されることとなって、当該国に不衡平な結果となることを考慮して、

当該国が、条約第 76 条の規定にかかわらず、経緯度によって定める定点であってそのいずれにおいても堆積岩の厚さが 1 キロメートル以上となるものを結ぶ長さ 60 海里を超えない直線により大陸縁辺部の外縁を設定することができることを認める。

当該国が前記の方法を適用してその大陸縁辺部の外縁を設定する場合には、隣接する沿岸国も、共通の地学的特徴を有する大陸縁辺部の外縁を設定するに当たって、この方法を用いることができる。ただし、その外縁が、条約第 76 条 4(a)の(i)及び(ii)の規定に従って許容される最大の距離の線であってその線に沿う堆積岩の厚さの数学的平均が 3.5 キロメートル以上であるものの上にある場合に限る。

同会議は、条約附属書Ⅱにより設立される大陸棚の限界に関する委員会に対し、ベンガル湾南部の諸国の大陸縁辺部の外縁の設定に関する事項について勧告を行う場合には、この声明の規定に従うよう要請する。

Final Act of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea

ANNEX II

STATEMENT OF UNDERSTANDING CONCERNING A SPECIFIC METHOD TO BE USED IN ESTABLISHING THE OUTER EDGE OF THE CONTINENTAL MARGIN

The Third United Nations Conference on the Law of the Sea,

Considering the special characteristics of a State's continental margin where: (1) the average distance at which the 200 metre isobath occurs is not more than 20 nautical miles; (2) the greater proportion of the sedimentary rock of the continental margin lies beneath the rise; and

Taking into account the inequity that would result to that State from the application to its continental margin of article 76 of the Convention, in that, the mathematical average of the thickness of sedimentary rock along a line established at the maximum distance permissible in accordance with the provisions of paragraph 4(a)(i) and (ii) of that article as representing the entire outer edge of the continental margin would not be less than 3.5 kilometres; and that more than half of the margin would be excluded thereby;

Recognizes that such State may, notwithstanding the provisions of article 76, establish the outer edge of its continental margin by straight lines not exceeding 60 nautical miles in length connecting fixed points, defined by latitude and longitude, at each of which the thickness of sedimentary rock is not less than 1 kilometre,

Where a State establishes the outer edge of its continental margin by applying the method set forth in the preceding paragraph of this statement, this method may also be utilized by a neighbouring State for delineating the outer edge of its continental margin on a common geological feature, where its outer edge would lie on such feature on a line established at the maximum distance permissible in accordance with article 76, paragraph 4(a)(i) and (ii), along which the mathematical average of the thickness of sedimentary rock is not less than 3.5 kilometres,

The Conference requests the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up pursuant to Annex II of the Convention, to be governed by the terms of this Statement when making its recommendations on matters related to the establishment of the outer edge of the continental margins of these States in the southern part of the Bay of Bengal.

附録 7

大陸棚講演会

国連海洋法条約にもとづく大陸棚限界延長

－日本申請の紹介－

（平成 22 年 1 月 28 日　開催）

講演資料

国連海洋法条約の大陸棚制度と我が国の対応

内閣官房 総合海洋政策本部事務局 内閣参事官 谷伸氏

大陸棚申請の概要 - 科学が果たした希有な役割 -

独立行政法人 産業技術総合研究所 地質情報研究部門
地球変動史グループ 主任研究員　岸本清行氏

海洋政策研究財団 大陸棚講演会
「国連海洋法条約に基づく大陸棚限界延長 －日本の申請の紹介－」

国連海洋法条約の大陸棚制度と我が国の対応

谷　　伸

内閣参事官
内閣官房 総合海洋政策本部事務局

本稿は、著者の個人的な理解及び見解を示すものであり、著者の所属機関や政府のそれを示すものではない。

1．大陸棚

(1) 大陸棚とは

一般に、海岸から水深130m位までは極めて傾斜の緩い海底が続き、そこから海底面の傾斜が急になる。海岸から引き続くこの平坦な地形の部分を大陸棚という。大陸棚は、海面が今より低かった氷河期には平野の一部であったが、温暖化（＝氷河期の終了）により水面下に没したものである。

(2) 大陸棚の持つ意味

平野と大陸棚の地下は、地質的には本質的違いはない。このため陸上の平野の地下で見いだされる天然資源、例えば石油や天然ガスが大陸棚にも存在すると期待でき、実際に採掘されている。地球上の全炭化水素資源の４割が大陸棚に存在するとも言われている。

2．大陸棚の法的定義

(1) トリガーを引いたトルーマン宣言

長い間、領海の外側は公海であった。領海の幅を３海里としていた米国は、大陸棚に賦存する資源で海岸から３海里以遠のものについての管轄権を有していなかった。沿岸海域の石油資源が注目される中、トルーマン大統領は1945年９月に「資源の保全を目的として、米国は、その領海に接続する大陸棚に属する鉱物資源に関して管轄権を有する。」と宣言した。ここでいう大陸棚は、地形上の大陸棚を指す。

(2) 1958年の大陸棚条約

公海下の資源を一国の元首の宣言により沿岸国の管轄権下に置くことには、無論国際的な抵抗があった。トルーマン宣言を契機として1958年に大陸棚条約が制定され、沿岸国の大陸棚を「水深200mまで、または、開発可能な水深までの海底及び海底下」と定義し、大陸棚における沿岸国の資源に関する管轄権を認めた。ここでいう大陸棚は、地形上の大陸棚と概ね同じ範囲だが、「開発可能な水深まで」の規定の適用の仕方によってははるかに広い範囲を意味し得る。

(3) 1982 年の国連海洋法条約

大陸棚条約の「開発可能な水深まで」という、恣意性がありかつ先進国に有利な規定は、1982 年の国連海洋法条約において大陸棚の規定が見直される背景の一つであった。排他的経済水域の制度が国連海洋法条約で新たに採用されたこともあり、国連海洋法条約の大陸棚は以下のように定義された。

① 領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの。
② 大陸縁辺部の外縁が領海基線から 200 海里に達しない場合は 200 海里まで

大陸縁辺部とは;

① 沿岸国の陸塊の海面下まで延びている部分から成るもの
② 棚、斜面及びコンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される
③ 大洋底及びその海洋海嶺又はその下を含まない

とされている。

大陸縁辺部の外縁の設定方法としては、大陸斜面脚部（大陸斜面の基部において勾配が最も大きく変化する点）を基点として；

① 基点からの距離の 1/100 よりも堆積岩の厚さが厚い点の最も外側の点
② 基点から 60 海里の点

を、60 海里を超えない直線で結んだものと規定されている。

また、無限に大陸棚が延びることを防ぐために制限条項があり；

① 領海基線から 350 海里まで
② 2,500 メートル等深線から 100 海里まで（海底海嶺には適用が無い）

のいずれかを満足しなければならない。

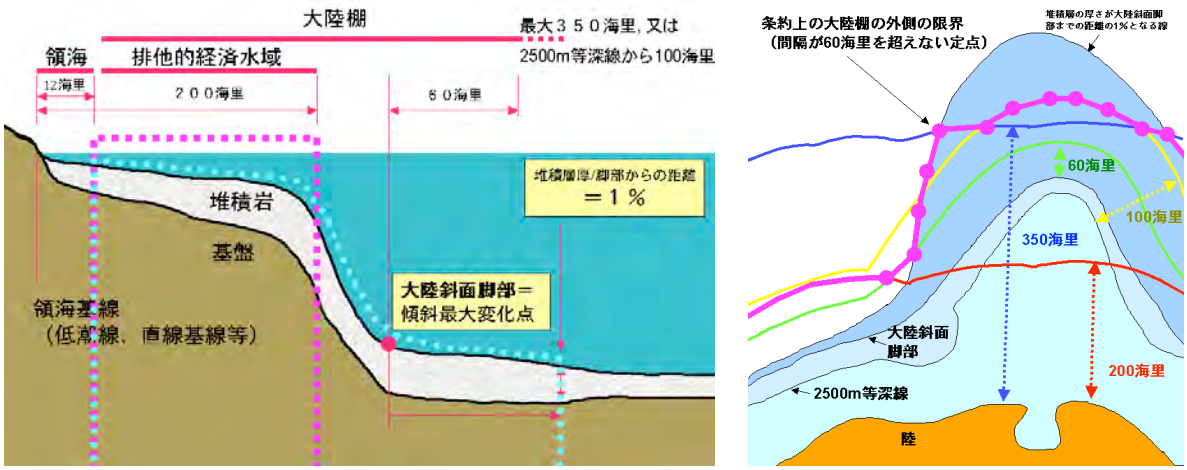

図１：国連海洋法条約の大陸棚　（左） 断面図　　（右）俯瞰図

3．国連海洋法条約解釈の論点と国家実行

(1) 大陸斜面脚部

大陸斜面脚部は、大陸斜面の基部に見いだすこととなるが、大陸斜面の基部に引き

続くコンチネンタル･ライズまたは深海底と大陸斜面の境界は、必ずしも明確ではない。したがって大陸斜面の基部の位置を特定することは容易ではなく、また場合によっては一意でない場合もある。各国の申請を見ると、大陸斜面の基部の特定のためにいろいろな考え方が採用されており、これに対する大陸棚限界委員会の判断は、多分にケースバイケースでなされているように見受けられる。

(2) 海底の膨らみ

国連海洋法条約の大陸棚の規定では、大洋底よりも浅い部分のうち、「大洋底の海洋海嶺」（以下「海洋海嶺」）、「海底海嶺」、「海台、海膨、キャップ、堆及び海脚のような大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まり」（以下「海底の高まり」）の３つについて延長大陸棚の有無、範囲を特記している。

① 「海洋海嶺」は大陸縁辺部に含まれない、即ち延長大陸棚の構成要素とならない。
② 「海底海嶺」上では、延長大陸棚は領海基線から 350 海里まで。
③ 「海底の高まり」では、延長大陸棚は一般の大陸縁辺部同様領海基線から 350 海里まで、または 2,500 メートル等深線から 100 海里までのいずれかを満足しなければならない。

地球科学では、「海洋海嶺」と「海底海嶺」は同義語である。国連海洋法条約では両者を峻別しているにも関わらずそれぞれの定義は明確ではない。また地球科学では細長い高まりを海嶺と呼ぶが、国連海洋法条約の解釈では、形状が細長くなくても「海洋海嶺」あるいは「海底海嶺」として取扱われる余地がありうる一方、細長い高まりが「海洋海嶺」や「海底海嶺」ではなく「海底の高まり」と扱われることもありうる。各国の申請を見ると、細長い高まりを「海底の高まり」として申請している例が見受けられ、ここでも大陸棚限界委員会はケースバイケースの判断を行なっている。

(3) 2500m 等深線

2500m 等深線が複数ある場合にどれを採用するかについて、後述する「科学的・技術的ガイドライン」において「大陸縁辺部の全体的な形状に一致する領海基線から最初の 2500m 等深線」としている。各国の申請を見ると、この規定の解釈にも知恵を出している例が見受けられる。

４．わが国の対応

(1) 大陸棚調査のヒストリー

1958 年の大陸棚条約にいう大陸棚を含め、地形上の大陸棚に期待されていた非生物資源は炭化水素系のものである。一方、国連海洋法条約の大陸棚には、より深い海底が含まれるが、このような海底には、マンガン団塊、熱水鉱床等、重金属系の鉱物資源が存在することが現在では知られている。国連海洋法条約が採択された 1982 年当時、日本の周辺においてはこれら重金属系の鉱物資源の存在は未だ知られていなかった。大日本帝国海軍水路部であった頃からわが国の海底地形調査の中核であった海上保安庁水路部は、特定の資源の確保を念頭においてというよりはむしろ管轄海域拡張を目的として翌 1983 年から大陸棚調査を開始した。大陸棚延長の申請は、当該沿岸国に国連海洋法条約が発効してから 10 年以内に行うことが国連海洋法条約で定められている。わが国では 1996 年 7 月 20 日に国連海洋法条約が発効したため、2006 年 7 月 19 日が

大陸棚延長の申請期限となった。大陸棚調査の重要性が強く認識されるに到り 2002 年に「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」が内閣に設置され、各省の協力体制が構築された。なお、後述する「科学的・技術的ガイドライン」が採択されたのが 1999 年 5 月 13 日 であったことを理由として、2001 年の国連海洋法条約締約国会議において 1999 年 5 月 13 日以前に国連海洋法条約が発効した国については 1999 年 5 月 13 日 を 10 年の起算日とすることが合意された。これにより我が国の申請期限は 2009 年 5 月 12 日となった。

(2) トリガーと体制の整備

大陸棚限界委員会は、審査に必要なデータ等について記述した「科学的・技術的ガイドライン」を 1999 年 5 月 13 日に採択した。2001 年に初めて申請を行なったロシア連邦に対し、大陸棚限界委員会は審査の結果「データの質及び量が十分でない」と指摘し、申請を認めなかったという情報が伝わってきたのは 2002 年の後半であった。情報の真偽を確認の上、政府は 2003 年 6 月に斯界の権威からなる大陸棚調査評価･助言会議を設置して、「科学的･技術的ガイドライン」を精査し、大陸棚限界委員会での審査に堪え得るだけの調査を行うための計画を練った。この計画を期限までに遂行するためには、「海上保安庁の調査能力＋各省の協力」では不十分であることから、政府一体となった調査を実施するため「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」は「大陸棚画定に向けた今後の基本的考え方」を同年 8 月に取りまとめた。2003 年 12 月には内閣官房に大陸棚調査対策室が設置され、2003 年度補正予算を皮切りに大陸棚調査のための大幅な予算増が認められた。2004 年には「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議が「大陸棚画定に向けた基本方針」を制定し、これに基づき政府一丸となって大陸棚の画定を実現するために、海域の調査、申請案作成、国際的な情報収集等のための体制を設置した。

表 1 ：大陸棚調査予算の概要

年度	予算額 (億円)
2003	58
2004	104
2005	118
2006	118
2007	117
2008	27

(3) 大規模大陸棚調査

「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、精密海底地形の調査、海底地殻構造の探査、海底の基盤岩の採取を行うこととなった。解析や申請書の書き上げのための時間を考慮し、海域調査は 2008 年 3 月までに終了することとした。海底地殻構造探査は、政府及び独立行政法人の調査船だけで期限までに完了することが到底できないため、海底地殻構造探査のかなりの部分を民間に外注することとなった。しかし我が国の民間企業には大陸棚調査に必要となる大容量エアガンを発音できる船（エアガン船）がなかったため、急遽海洋調査船を輸入して改造しエアガン船とした。また、6000m の深海でも使用できる海底地震計が我が国には百数十台しかなかったが 1000 台近く必要と見込まれたため、急遽、大陸棚調査に特化した性能の海底地震計を調達することとなった。さらに、基盤岩採取のために海底のボーリングを行なう装置が強化された。

膨大な調査を効率良く実施し期限までに確実に終了するために極めて精緻で綿密な計画を立案した。例えば、海底地震計は調査の都度船上に揚収する必要があるため、揚収時の作業の安全確保のために一定以上の波浪の時は作業を行わないこととした。

このため、計画の立案に当たっては、海域別・月別の波浪を考慮する必要があった。また、海底地殻構造探査に使用するエアガンは周辺1000kmにまで地震波動を伝えるため、1000km以内では別の海底地殻構造探査が同時に行えないことも計画立案の際に考慮する必要があった。さらに、大量の海底地震計の投入、エアガンの発音による海底地殻構造探査、探査後の海底地震計の回収、海底地震計の整備という一連の作業を多くの船を使用し、効率的に実施するために、世界初と言える精緻で綿密な配船計画と地震計運用計画が必要であった。このように大規模な海底地殻構造探査は世界で初めてで、海底地震計の回収率が99%であったことも含め、ここ当分、世界一の座を降りることはないだろう。

表２：大陸棚調査・申請関係の統計

海域調査全般	日　　数	７８５０日
	航　海　数	３４０航海
	使用船舶	１４隻 （うち民間船６隻）
	人　　日	約３２万人日
精密地形調査	航走距離	約１１３万キロ （＝地球２８周）
	測　深　点	約１０億水深点
地殻構造調査	航走距離	約５７万キロ （＝地球１４周）
	海底地震計	約９００台使用 約６６００回投入 （回収率99%）
基盤岩採取	採取地点数	約２９０地点
	ボーリング	計４７０孔 延べ２３００ｍのコア採取 約５６００時間停泊
資料解析・申請書類作成専門家		２６名

(4) 申請書の作成

国連海洋法条約や「科学的・技術的ガイドライン」の解釈が多様な中、国連海洋法条約の想定外の海底地形・地質を有する我が国が、申請に当たりその海底地形・地質をどのように解釈するかについては、学術的に高度な解析が必要であることは勿論、各国の国家実行がどうかも踏まえておく必要がある。一方で、我が国の特異な海底地形・地質に関する理解を国際的に周知し、理解を深めておくことも重要である。各種の学術的会合での情報や各国の申請の解析、各国の申請チームとの情報交換を通じて、国際的な「相場観」を掴み、大陸棚限界委員会の信頼を失わない範囲でできるだけ大陸棚の延長範囲を拡げるための方策を検討した。我が国より先に申請し、審査を受けた国からの情報提供は大変有益で、これらの国の大陸棚チームの暖かい支援には心から頭が下がった。各省・独立行政法人から大陸棚の延長範囲の画定に必要な水路学、地質学、地球物理学及び国際法の専門家26名からなる国連提出情報素案作成部会が解析・申請書類の素案の作成を担当し、大陸棚調査評価・助言会議の評価・助言を得つつ大陸棚限界委員会に提出する申請書の素案を固めていった。この過程で種々の情報の解析の結果、当初予定していなかった海域の調査を実施することとなり、海域調査を2008年6月まで延長した。我が国が申請する延長大陸棚の範囲は総合海洋政策本部により2008年10月31日に決定された。

(5) 申請した我が国の延長大陸棚

① 申請の概要

延長を申請した大陸棚は、南鳥島、小笠原群島、八丈島、南硫黄島、鳥島、沖ノ鳥島、沖大東島等を基点とする7海域[1]で、合計面積は約74万平方キロメートル（わが国の国土面積の約2倍）である。ただし、申請どおり大陸棚の延長が大陸棚限界委員会に認められた場合でも、後述のようにパラオや米国との境界画定交渉の結果によっては、最終的な延長面積は74万平方キロメートルに達しないことがある。

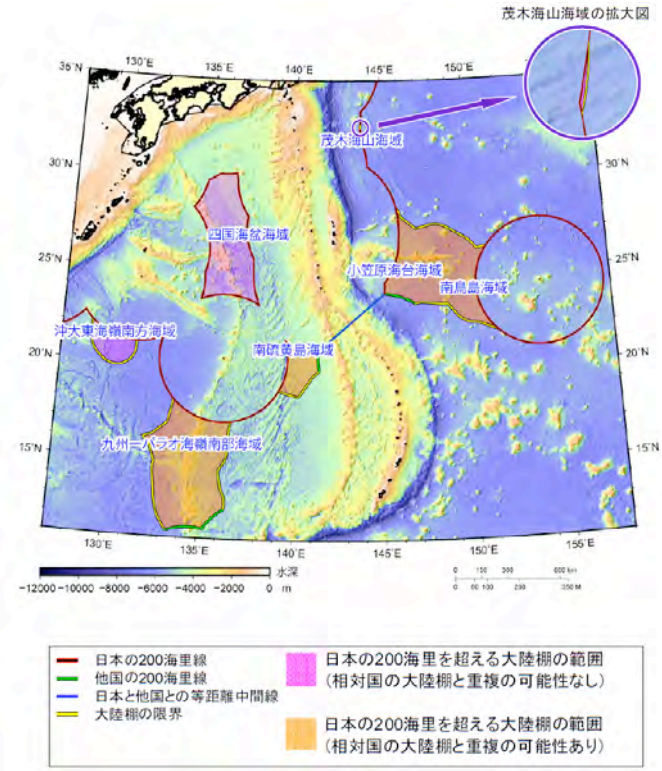

図２：申請した延長大陸棚

② 各海域の概要

ア．南鳥島海域

南鳥島は、わが国で唯一、太平洋プレート上にある島である。その名前から、本邦最「南」端の沖ノ鳥島としばしば混同されるが、南鳥島は、本邦最「東」端の島である。南鳥島の周りには、図に見るように海山が点在している。特に南鳥島の南南西およそ60海里にある拓洋第五海山は裾野の範囲が150km、周囲の海底からの高さが5000mの巨大な海山である。南鳥島や拓洋第五海山などこの海域の海山は同様な火山活動で形成され、周辺の深海底に比べて広範囲に盛り上がっており、地形的・地質的に一体としてつながっている。南鳥島の島斜面（国連海洋法条約で言う大陸斜面）を西方にたどり、南鳥島の200海里の弧の西側に延長大陸棚が設定できる。

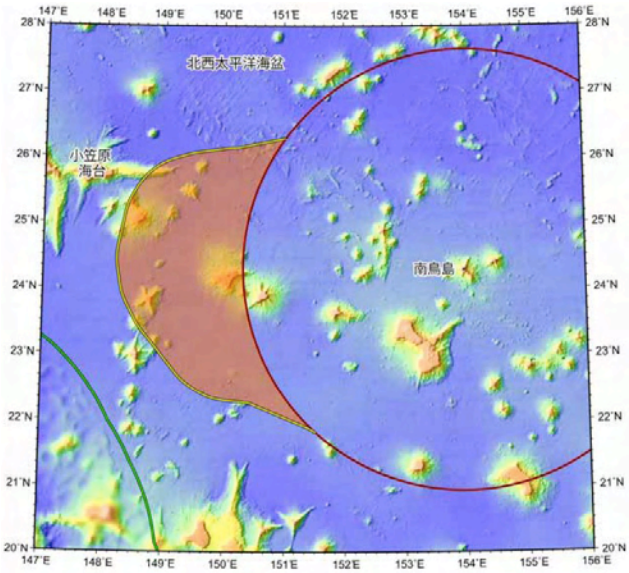

図３：南鳥島海域

イ．小笠原海台海域

伊豆半島から南方に向け、壮大な海嶺（海中の山脈）が延びている。これは七島硫黄島

---

[1] 南鳥島からの延長大陸棚（南鳥島海域）と小笠原群島からの延長大陸棚（小笠原海域）は重複する部分があるため、図では一つの海域に見える。

海嶺と呼ばれ、小笠原海嶺等も含め伊豆小笠原弧（島が弧状に連なるとき、島弧と呼ばれ、この海域ではこのように呼ばれる）を形成している。小笠原海嶺の上に載る小笠原群島の東側の斜面は、母島海山を経て小笠原海台へと延びている。この海域の延長大陸棚は、小笠原海台の周囲に存在する大陸斜面脚部から60海里の弧で結ばれる線まで延びているが、東方は南鳥島の200海里線、南西方は米国自治領である北マリアナ連邦に属するファラヨン・デ・パハロス島（別名ウラカス島）から200海里の線で区切られている。この海域の延長大陸棚に、ウラカス島からの延長大陸棚が重複する場合には、米国と延長大陸棚の境界について協議することとなる。

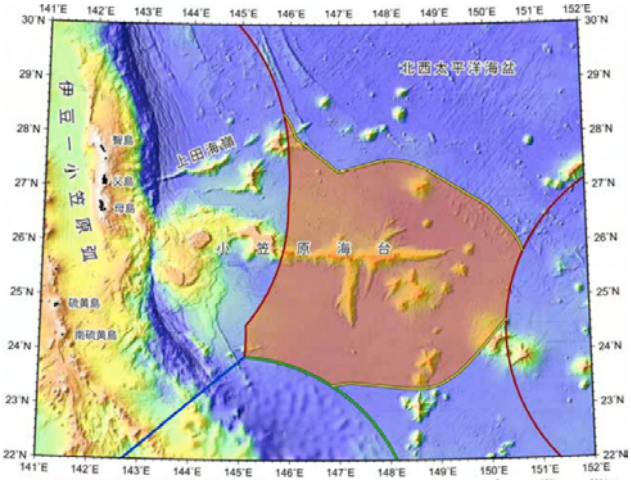

図４：小笠原海台海域

母島と小笠原海台の間の北側に伊豆小笠原海溝、南側にマリアナ海溝があり、これらの海溝はフィリピン海プレート（海溝の西側）と太平洋プレート（海溝の東側）の境界に位置する。このため、当初、母島から小笠原海台に至る島斜面の鞍部（馬の鞍上になった地形）で地形、地質の連続性が途切れているのではないかと懸念されたが、詳細な地形、地質、地質構造、地磁気、重力の調査の結果、地形的には鞍部の最大水深は、小笠原群島と西ノ島等との間にある小笠原トラフよりも浅く、また、鞍部の西側に鞍部の東側と同じ石灰岩が見つかったことから、西に動く太平洋プレートに載っている小笠原海台の西端が海溝を跨ぎ、フィリピン海プレート側に付加していることが判明した。このことにより、小笠原群島から小笠原海台に至るまでの一連の高まり地形が、地形・地質的に一体のものであることがあることが明らかとなった。

南鳥島海域と小笠原海台海域の延長大陸棚は一部が重なっている。このため、全体図では一つの海域のように表されている。

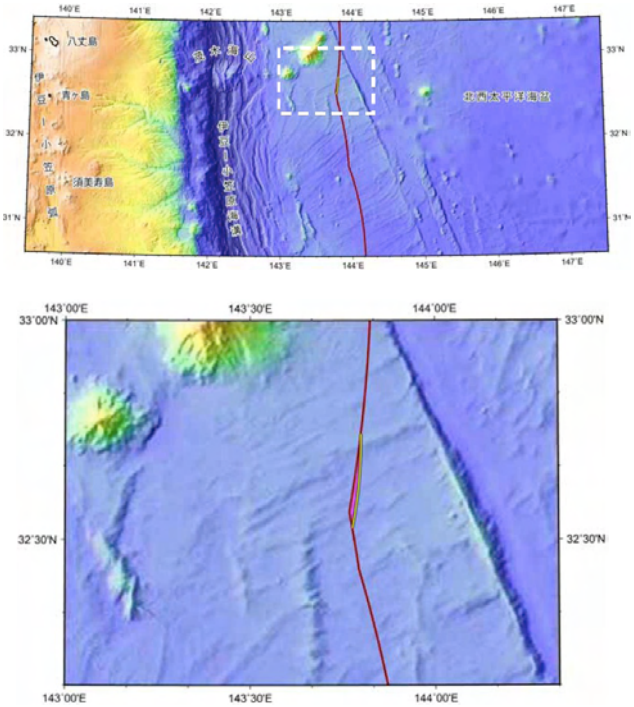

図５：茂木海山海域
上図白枠線内の拡大図が下図。下図の中央部でEEZを示す赤線の右に見える黄線が延長大陸棚の外縁

ウ．茂木海山海域

茂木海山海域は、八丈島の自然の延長である大陸棚である。

八丈島から東に延びる大陸斜面が、伊豆小笠原海溝に差しかかる部分に、茂木海山がある。茂木海山は海溝を跨いでおり、八丈島から続いている

大陸斜面は海溝を越えている。茂木海山の東端にある大陸斜面脚部から描いた60海里の弧によって、八丈島が描く200海里線より約2km東側に延長大陸棚が設定できる。この部分の面積は20平方キロメートルとごく僅かで（それでも山手線内の面積の1／3ある）、今まで各国が行なった延長大陸棚の個別海域の中でも並外れて面積が小さい。このような延長申請は、極めて精密な位置測定及び地形測量が実施できて初めて可能になるもので、わが国の大陸棚調査の極めて高い精度を裏付けるものである。

エ．南硫黄島海域

南硫黄島は、その自然環境の重要性に鑑み1972年に国の天然記念物に、また1975年にはわが国で最初の原生自然環境保全地域に指定され、立ち入りが禁止されている。この島の南南東約300海里にはウラカス島がある。両島からそれぞれ200海里までの海域は一部で重複しており、二島からの等距離中間線を排他的経済水域の境界とすることとなる（図の中央右の斜め上に延びる青い直線）。

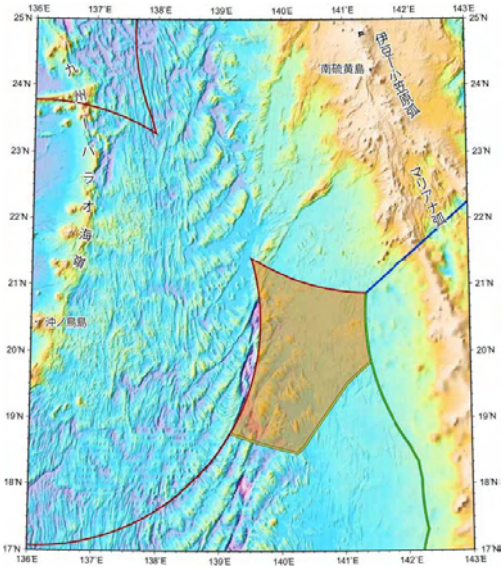

図６：南硫黄島海域

南硫黄島海域では、南硫黄島を基点として、南硫黄島海脚及び西マリアナ海嶺へと大陸斜面が拡がっており、それらの脚部から60海里の弧により、南硫黄島及び沖ノ鳥島から200海里の円弧の外側に延長大陸棚が設定できる。この海域は、ウラカス島から200海里の線（図の右下に南北に延びる緑の曲線）に接している。すなわち、ウラカス島等を基点とした大陸棚が、西方に200海里を超えて延びる場合には、南硫黄島海域の延長大陸棚と重複することになる。このため、米国がこの海域を含む海域の延長大陸棚の申請を行い、認められた場合には、わが国と米国は延長大陸棚相互間の境界について協議することとなる。

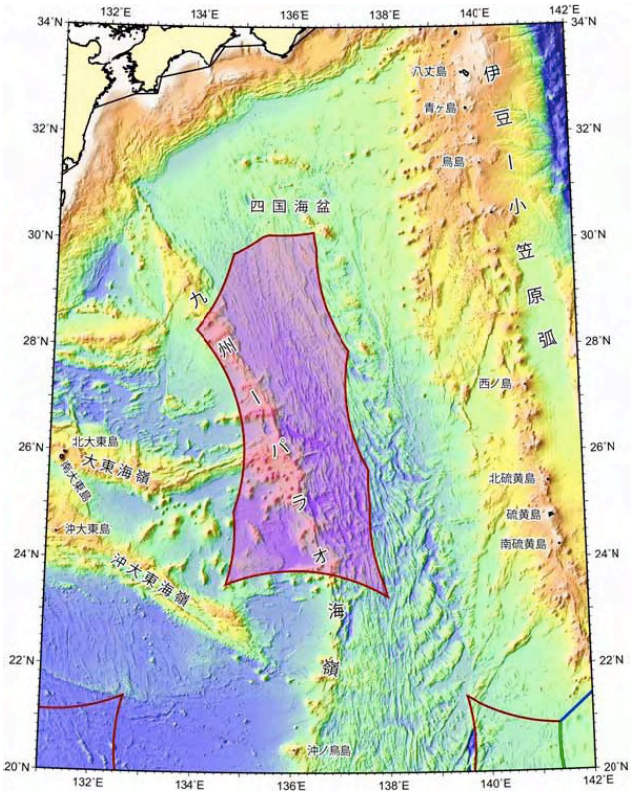

図７：四国海盆海域

オ．四国海盆海域

四国沖には、わが国の排他的経済水域に囲まれた公海、すなわち、わが国のいずれの領海基線からも200海里以遠である海域が存在する。多分に情緒的な議論ではあるが、「わが国の排他的経済水域の中に公海があるのはどうも居心地がよく

ない。これをわが国の延長大陸棚で埋め尽くすことはできないか」という感想は多くの人がお持ちになるのではないだろうか。

詳細な地形及び地質調査の結果、四国沖のこの公海を含む高まりに囲まれた海域（海底地形名では四国海盆と呼ぶ）の地質的な成り立ちが明らかとなった。四国海盆の東側を南北に走る伊豆小笠原弧と、西側を南北に走る九州-パラオ海嶺は、およそ3000万年前には一つのもので、3000万年前から約1500万年をかけて東西にびりびりと引き裂かれたと言うのである。海底ではこのようなドラマは普遍的であり、一例を挙げれば、ヨーロッパ及びアフリカと南北アメリカは昔くっついていた（パンゲアと呼ばれている）が、びりびり引き裂かれ、今は大西洋と呼ばれている。

四国海盆の公海部分は、東側にある七島硫黄島海嶺上の島嶼、例えば西ノ島や鳥島、西側にある北大東島・南大東島・沖大東島、南側にある沖ノ鳥島からそれぞれ延びる大陸斜面の脚部から描いた60海里の弧によって設定できる延長大陸棚によって埋め尽くされることが明らかとなった。

カ．九州-パラオ海嶺南部海域

九州-パラオ海嶺は、九州からパラオまで伸びており、パラオまでの途中、沖ノ鳥島が海面上に顔を出す。沖ノ鳥島の島斜面は九州-パラオ海嶺沿いに南北に延びていて、延長大陸棚の南端はパラオから200海里の線にまで至っており、パラオ諸島までつながっている可能性が高い[1)]。

パラオは、九州-パラオ海嶺沿いに北方へ、沖ノ鳥島の南側の200海里線に至るまで延長大陸棚の申請をしている。このため、この海域の延長大陸棚については、パラオの延長大陸棚申請が認められた場合、パラオと協議して境界を決めることとなる。

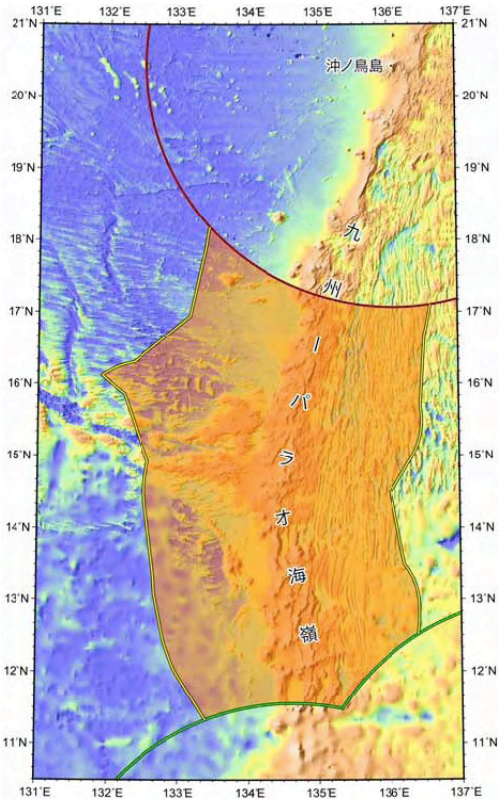

図８：九州パラオ海嶺南部海域

キ．沖大東海嶺南方海域

沖大東島は南大東島からおよそ150km南方にある。燐鉱石採取のため第二次世界大戦前には2000人を超える居住者が居たとされるが、現在は米軍の射爆撃場になっており無人である。沖大東島から南方へ沖大東海膨に沿い島斜面が延びており、その脚部を基点とする60海里の弧により、沖大東島を基点とする200

1) 図の下、中央の円弧（パラオから200海里の線）までは大陸棚調査の結果、地形が連続し、地質は一体のものであることを確認しているが、パラオから200海里の範囲内の海底については十分な地形・地質データが得られていないため、パラオ諸島までつながっているかどうかの確認はできていない。

海里の円弧の南方外側に延長大陸棚の設定ができる。この海域の延長大陸棚だけで九州に匹敵する面積がある。

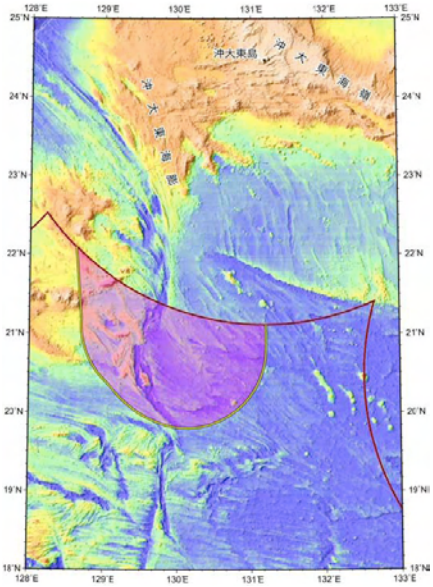

図９：沖大東海嶺南方海域

(6) 申請から審査へ

① 申請書の構成

申請書は、「科学的・技術的ガイドライン」に基づき、概要（申請の概要を示すもので、そのディジタル版は国連のホームページからダウンロード可能）、本体（申請の本文）、裏付けデータ（申請を裏付ける科学的データ）の３部からなる。申請文書は本文だけでも 1300 ページ、添付データを合わせれば 3200 ページに及ぶ。申請に当たっては、概要を８部、本体を 22 部、裏付けデータを２部提出することとされており、我が国の申請書は総重量が約 150kg になった。申請書は国際連合日本政府代表部が 2008 年 11 月 12 日に大陸棚限界委員会の事務局を務める国連法務局海洋・海洋法部に持ち込み、受理された。

② 審査入り

沿岸国が申請すると、概要が国連海洋・海洋法部のホームページで公開され、その３ヶ月後以降の最初の大陸棚限界委員会会合で申請国がプレゼンテーションをすることとされている。我が国は、2009 年３月 25 日、大陸棚限界委員会の第 23 回会合でプレゼンテーションを行なった。これを受け、大陸棚限界委員会は審査のために小委員会を設置することを決定し、同年８〜９月に開催された第 24 回会合においてブレッケ委員（ノルウェー）を委員長とする７名からなる小委員会が設置され、９月８日から小委員会による審査が開始されている。

③ 今後の予定

わが国の申請と同規模の申請の場合、小委員会での審査が完了するまでに通例２〜３年程度かかっていたが、今後は審査が加速されて行くと見込まれている。小委員会は、審査を完了させると勧告案を全体会合に提出し、これを全体会合の委員全員（21 名）で審議した後、申請国に勧告を発出する。全体会合での審議の結果、小委員会の結論とは違った勧告になることは珍しくない。全体会合での審議には従来半年程度掛かっていたが、小委員会の審査同様、今後加速されるであろう。

申請国が勧告内容に満足であれば、国内手続を経て大陸棚の外側の限界を設定することになる。わが国の場合、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に基づき、政令で 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を設定することになる。

５．大陸棚延長を取巻く国際的動向

(1) 各国の申請

わが国に限らず、海底資源の権益の範囲の拡張は、各国政府にとって重要な関心事で

あり、多くの国が申請を行なっている。2001年に最初の申請を行なったロシアから現在までに全部で44の国から計51件の申請が行われ（わが国は13件目）、また、39の国から計43件[1]の予備申請（後述）が提出された。

ロシア連邦以降の申請ペースは遅く、わが国の申請が13番目であった。しかし、わが国の申請の後、2009年5月12日までに37件（うち5月11日だけで5件）の「駆け込み」申請があった。5月12日以降は1件のみである。

	申請	申請年	審査/勧告の状況
勧告済み9件	ロシア	2001	2002勧告発出
	ブラジル	2004	2007勧告発出
	オーストラリア	2004	2008勧告発出
	アイルランド	2005	2007勧告発出
	ニュージーランド	2006	2008勧告発出
	仏・愛・西・英共同	2006	2009勧告発出
	ノルウェー	2006	2009勧告発出
	フランス	2007	2009勧告発出
	メキシコ	2007	2009勧告発出
審査中4件	バルバドス	2008	小委員会で審査中
	英国	2008	小委員会で審査中
	インドネシア	2008	小委員会で審査中
	日本	2008	小委員会で審査中
審査待ち38件	モーリシャス・セイシェルズ共同等3申請	2008	小委員会設置待ち
	英国等16申請	2009	
	フランス等11申請	2009	プレゼン待機中
	ポルトガル等8申請	2009	プレゼン指示待ち

表3：申請及び審査の状況

(2) 予備申請

多くの国[2]にとっての期限となる2009年5月をその翌年に控えた第18回国連海洋法条約締約国会議において、発展途上国においては10年期限を遵守することが困難であること、審査待ちの行列ができて長期間審査入りを待つことになる国でさえも期限を守らせることは合理的でないこと等が指摘され、議論の結果、国連事務総長に200海里を超える大陸棚の限界を暗示する情報並びに準備の状況及び本申請を行うこととなる時期を記載した「予備的情報」（以下「予備申請」という。）を提出することにより、国連海洋法条約で定められた期限及び締約国会議で合意された期限が遵守されたこととするとの合意がなされた。大陸棚限界委員会は予備申請を審査せず、また、予備申請は本申請に影響を与えず、委員会による本申請の審査に影響を与えないとされているため、予備申請は本質的には申請ではなく、申請の意向表明を超えるものではない。各国の予備申請を見ると、延長大陸棚の範囲を具体的に図示したものから、単に海域名のみを記載しただけのものまであり、本申請の実施時期についても、具体的な時期を示したものから調査完了次第（調査完了時期は示さず）というものまである。なお、5月12日に予備申請を行なったキューバは、翌6月1日に本申請を行なった。

---

1) 45の予備申請が国連事務局に提出されたが、うち1件は取り下げられ、1件はその後、本申請が提出されたので、現在の予備申請件数は43件となる。申請／予備申請を行った国は重複を除けば73カ国である。

2) 1999年5月12日までに国連海洋法条約が発効した129箇国（内陸国等大陸棚延長を行えない国も含む）

(3) 行列

かねてから、申請国が数十カ国になり得ること、多くの国にとって申請期限となる2009年5月12日の直前に集中する可能性があること、委員会が1年に審査できる申請の数には限界があること等から、審査待ちの行列ができる可能性が懸念されていた。現在38の申請が審査を待っている。審査待ちの行列の最後尾に位置するキューバの審査入りはおよそ20年後という試算もある。予備申請は審査待ちの行列に並べないため、予備申請を行なった国が本申請を行う場合にはキューバの後ろに並ぶこととなる。また、まだ期限が来ていない国や、今後国連海洋法条約に加入する国が申請を行なう場合にも同様に行列の後ろに並ぶことになる。さらに、勧告内容に満足しない国から再申請や新規申請が行なわれる可能性もある。大陸棚の審査を受けるための体制を延々と維持することはどの申請国にとっても大きな負担であり、委員会による審査の迅速化の方策について、委員会のみならず締約国会議も参加して検討が行われているところである。

6．まとめ

○国連海洋法条約は、管轄海域を科学的データに基づき平和裡に拡張する方法を提示。
○国連海洋法条約の大陸棚規定は大西洋を念頭にしており、日本周辺でそのまま適用することは困難。
○1983年から海上保安庁により行われてきた調査で得られた知見を基に2004年から集中的な調査を実施して大陸棚の延長申請を2008年に実施。
○我が国以前に申請を行なった国から得た情報は極めて有益であった。
○多くの国の申請期限である2009年5月12日が近付くにつれ各国の申請が集中。日本は長大な行列に並ばずに済んだ。
○期限までに間に合わない国のために予備申請制度が設けられた。
○予備申請も含めれば審査完了まで数十年掛かる可能性も。

謝辞

大陸棚の申請は、1980年に専用新造船の予算要求に着手し、爾来黙々と調査をしてきた海上保安庁水路部なしには為し得なかった。問題の本質を見抜き政治レベルに持ち上げられた海上保安庁長官、慧眼・熱意・指導力を惜しまれなかった扇国土交通大臣、麻生政調会長、福田官房長官はじめ多くの政治家の方々、政府とともに問題に取り組まれた経団連を初めとする民間企業と熱意溢れる担当者、政府一丸だと実感できる体制を実現した各省の関係者、心温まる支援を惜しまれなかった諸外国の同僚、筆舌に尽くせぬ多岐に渡る支援をされた日本財団・海洋政策研究財団、その他書き切れない人のお陰と、これらの人の和が呼込んだ多くの幸運のお陰をもって、壮大な仕事の後半戦に移ることができた。子孫に美田を残せることを祈りつつ、これまでのご尽力に心から感謝する。

著者略歴

1978年　海上保安庁入庁、水路部測量課配属
1989年　大洋水深総図（GEBCO）デジタル地形小委員会委員に就任
2001年　海上保安庁 大陸棚調査室に異動し、大陸棚調査に関与
2003年　海洋法に関する諮問委員会（ABLOS）委員に就任
2003年　内閣官房 大陸棚調査対策室併任
2005年　ABLOS委員長
2007年　内閣官房 総合海洋政策本部事務局総合海洋政策本部事務局

大陸棚申請の概要—科学が果たした希有な役割—
ポスター：３Ｄ で見る海底ジオラマ

産業技術総合研究所　地質情報研究部門
岸本清行

海洋政策研究財団講演会：2010-01-28

＜＜ポスターの説明＞＞

①：ETOPO2（等緯経度２分メッシュの全球DEM, Digital Elevation Model：米国地球物理データセンタから入手可：http://www.ngdc.noaa.gov）を用いた全球のアナグリフ（青赤立体視画像）。海陸を合わせた全地球をカバーする現時点で最も信頼性の高いDEM の一つ(随時更新されている。最新版は2006 年のversion2)。

②②‘：海洋情報部が調査／コンパイルした地形データや米国等の研究機関が調査し公表されているデータを利用し、日本周辺の『海陸を合わせた高解像度DEM』（海域の異なる２種類）を作成（これもアナグリフ）。

③：陸域の超高解像度DEM（最大２５cm メッシュ）と上記の『海陸を合わせたDEM』との比較。航空写真やレーザーを用いた地形調査が可能な陸域に対して、海では超音波を使った測深しかできないため測定値の空間分解精度が劣る。しかし、海底には、陸上のような植生や浸食作用がほとんどないため、地形構造に火成活動や断層運動などによる地質構造運動の変遷が一般によく保存されている。

④：太平洋プレート上に発達した巨大な海底山脈群である小笠原海台が伊豆小笠原海嶺に衝突し、付加している様子が３D 地形でよく観察される。ほぼ同じ縮尺で描き込まれた、米国のセントヘレンズ火山の３D 地形と比較すれば、これらの海域の海山がいかに大きいものであるかが分かる。

⑤：世界で最も速い海底拡大（片側~１５cm／年）をしている、南部東太平洋海膨（Southern East-Pacific-Rise）の３次元サイドスキャン画像。陸域から遠いため堆積作用が小さく、海洋底が生成される場である中央海嶺系の火成活動や構造運動がよくわかるため、「しんかい6500」による調査地点の選定や、データ解析のための重要なベースマップとなった。

⑥：有珠火山地質図（第2 版；2007、産総研）とレーザー計測による高解像DEM(1メッシュ)を合成したアナグリフ。

⑦：有珠火山周辺のオルソ航空写真と前述⑥の高解像DEM をメッシュサイズ２５cm で合成したアナグリフ。

⑧：３次元空間を二次元写像（コンピュータモニター画像／印刷物など）として再現（再生）する時に、人の視覚に生ずる錯視現象に関する実験とその説明のポスター（一部）。

＜＜Key words from my Talk＞＞

・ 海とは：海底地形と陸上地形
・ 地質図の読み方はなぜ難しい？（物質の３次元構造と時間発展積分の断面）
・ 錯視現象（可視化技術 ）と地球科学
・ 脳が騙されるのか、脳が騙すのか。Aha!体験
・reality とtruth、virtual reality(VR)

＜騙される知覚、されど理解も知覚が前提＞

我々が自然を科学的に知るという行為に、知覚(perception)—＞ 認識(recognition)—＞理解(understanding)という段階があると考えれば、VR はすべての段階での知識を前提としながらも、perception の世界に目標をもっていると言えます。そして、この（３次元を２次元でみる）perception のレベルでは、人は本質的に騙されている（錯覚と現実の狭間を行き来している）のだと考えられます。

・「百聞は一見に如かず（一目瞭然）」 か？ versus 「一を聞いて十を知る」 か？

・「私の言ってることは嘘だ」

＜＜ジオラマ(Diorama)＞＞:19c, フランス語の dia-(through) on the pattern of panorama の合成

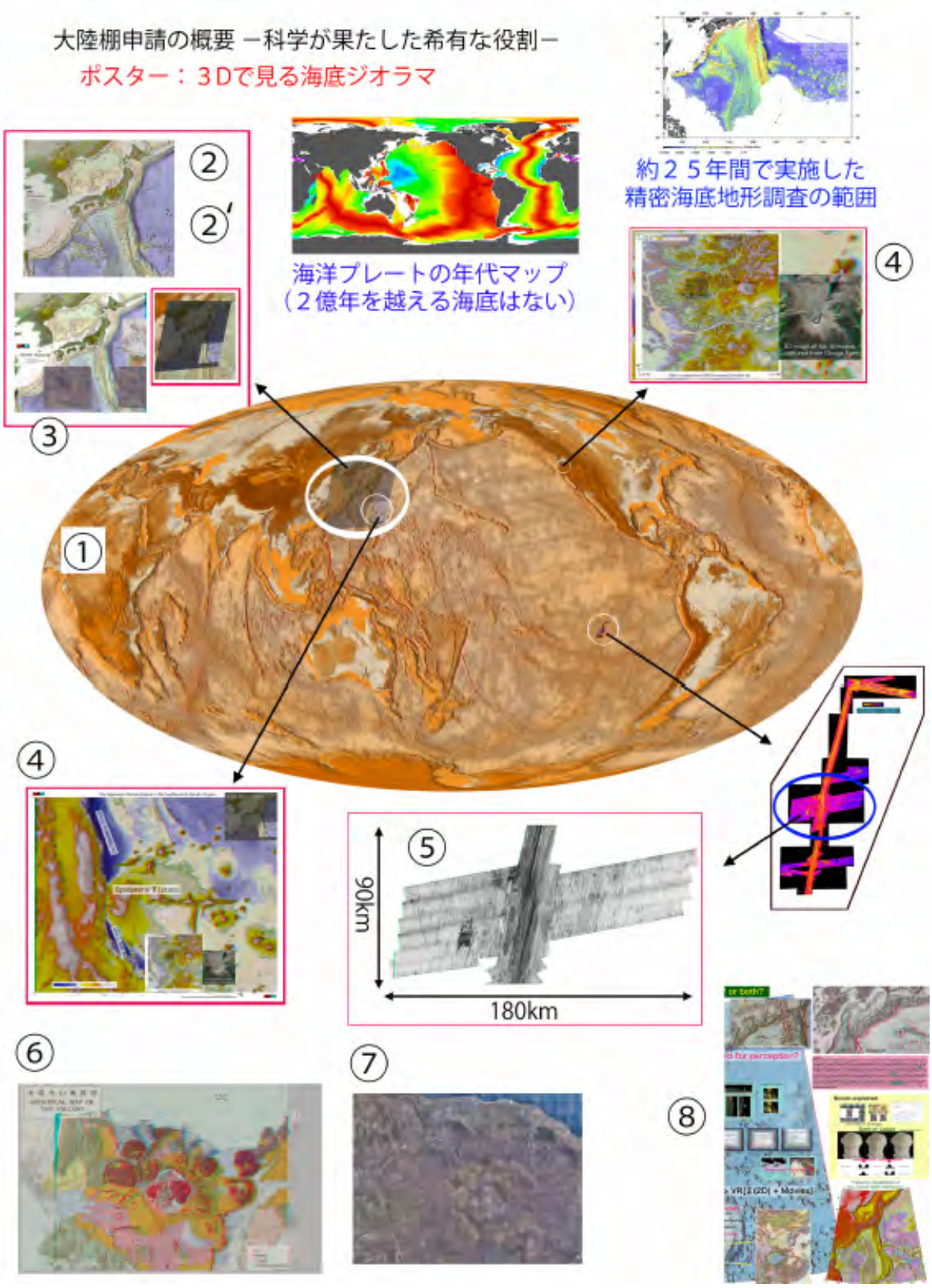
大陸棚申請の概要 －科学が果たした希有な役割－
ポスター：３Ｄで見る海底ジオラマ
②
②′
③
海洋プレートの年代マップ
（２億年を越える海底はない）
約２５年間で実施した
精密海底地形調査の範囲
④
①
④
⑤
90km
180km
⑥
⑦
⑧

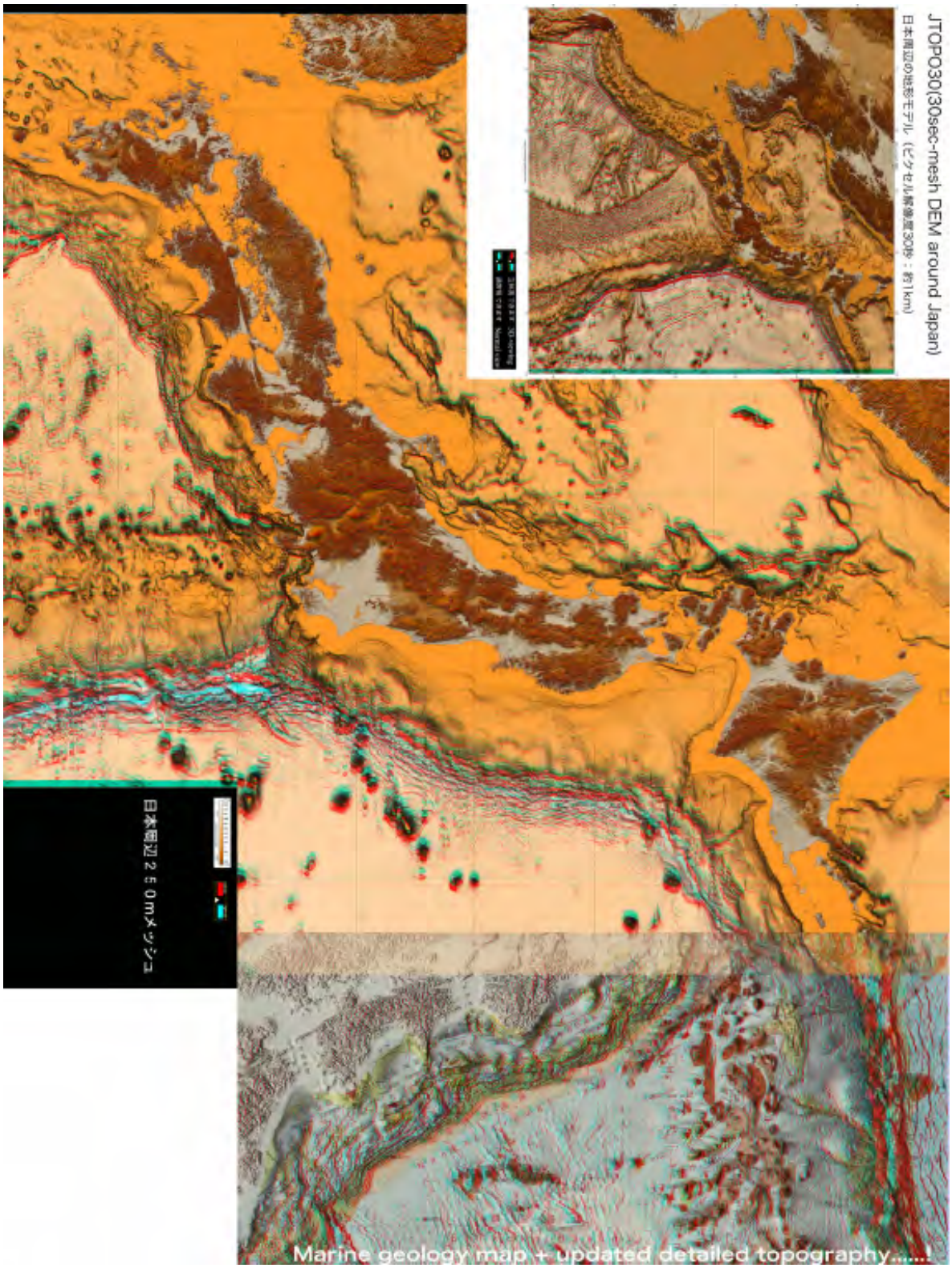
JTOPO30(30sec-mesh DEM around Japan)
日本周辺の地形モデル（ピクセル解像度30秒・約1km）
日本周辺250mメッシュ
Marine geology map + updated detailed topography.....

大陸棚申請の概要
−科学が果たした希有な役割−

産業技術総合研究所　地質情報研究部門
岸本清行

海洋政策研究財団講演会：2010-01-28

〈日本の申請の概要〉

大陸棚申請のプロセスは、大陸棚限界委員会（以下、CLCS）に事前に提出した３つの資料群を用いた審査と、申請国に適宜与えられる口頭説明の機会を通じて補完することで進行します。

日本が CLCS に提出した申請文書は以下の 3 種類であり、それぞれ科学技術文書としての性格を有しています。

（1）Executive Summary

まず、Executive Summary ですが、これは全 80 ページ（A4 版）から成り、国連サイトで公開されています。

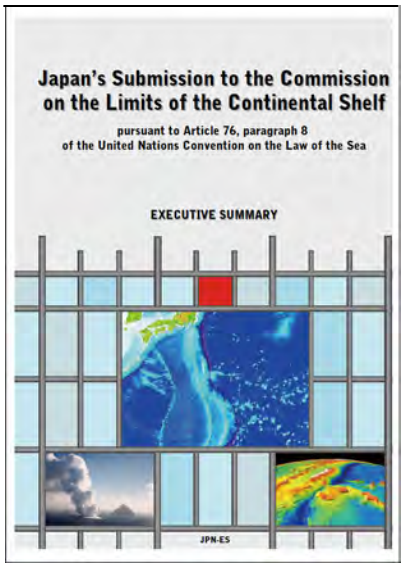

日本の Executive Summary の表紙
（以下の CLCS サイトに掲載）

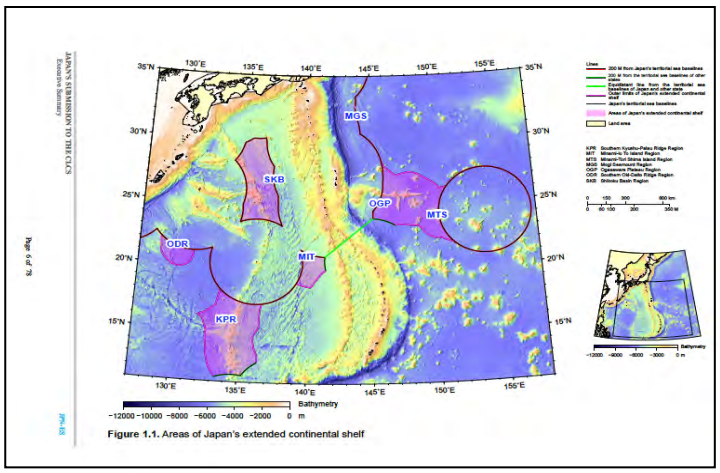

延長申請した７つの海域：（点列を直線で結ぶ範囲）
四国海盆海域（SKB）、九州－パラオ海嶺南部海域（KPR）、南硫黄島海域（MIT）、南鳥島海域（MTS）、茂木海山海域（MGS）、小笠原海台海域（OGP）、

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_jpn.htm

うち、15 ページ（p.9-p.23）は延長大陸棚（Extended Continental Shelf: 以下、ECS）の海域マップと図説明（７海域）で、51 ページ（p.27-p.77）は ECS 点座標の表（2,552 点）です。

ECS の範囲は、領海や 200 海里 EEZ のように領土の基線からの円弧群に対する包絡線（曲線）ではなくて、点列を直線で結んだ多角形の範囲です。つまり、大陸棚の外縁線の面積を最大にするには曲線になるわけですが、条約では ECS は固定点の座標データで示せということになっており、座標の表を付ける必要があります。緯度と経度の座標を表した表と図面があるだけで、それが Executive Summary のメインです。ですから、これ自身は「読み物」としてはほとんど意味がなく、こういう点を日本は大陸棚の延長線として申請します、登録しますという内容です。したがって、技術的な表と言えます。技術的観点から言うと、ECS 点は、できるだけ小さい 1m 以内の誤差で与えるために 2,552 点を申請しており、小数点下 8 桁まで付いています。距離にすると 1mm の精度で出しているということになります。

あとの２つの資料群は非公開となっています。CLCS の委員もその内容について部外者に対する守秘義務を負っています。（ですので、本講演でも、具体的内容については、現在審査中ですので、詳しくは述べません。）

正式な資料は印刷物であるとなっていますが、審査手続きの効率化のため現在では電子化されたデータの提出も同時に行われています。

（２）Main Body

補足説明資料群としての Main Body は、条約第 76 条の解釈を正当化するための科学技術文書と言えます。個々の海域毎に同様な構成で作成された、データの正当性を説明するための科学技術文書の体裁をしています。

上述の Executive Summary の図表の各点に関する根拠となる技術的・科学的説明を行っています。

（３）Supporting Data

Supporting Data と呼ばれる資料群は、上述の Main Body を作成するために用いたデータと科学論文などからなっています。具体的には、地形データ、地球物理データ、地質学データと試料、科学的解釈（を含む論文）です。すなわち、生のデータであって、これが一番、地球科学情報の観点から見ると宝の山と言うことができ、今後、サイエンス・コミュニティの中で論文発表されたり、資源探査をする時の出発点となるデータとして使われることになると思います。

以上３種類の資料を提出した後、CLCS からの勧告が出るまでに、口頭説明や手紙でのやりとり（CLCS からの質問とそれへの返答）を行う機会があります。これまで口頭説明を 2 回、昨年（2009 年）の 3 月と 9 月にそれぞれ、半日間の長時間にわたるプレゼンテーションが行われています。

各国の今までの申請の例を見てみますと、オーストラリアやニュージーランドは、申請が出るまでに最大で二十数回、プレゼンテーションをする機会を与えられています。日本はまだ 2 回しかしていませんけれども、今後、審査が進むにつれて、提出した資料に更にプラスアルファして対応することもある

でしょう。

国連海洋法条約の第 76 条及びそれを補足説明するためのガイドラインには、延長大陸棚の申請に関しては、科学的根拠を含む延長大陸棚の限界に関する情報を提出しなさいということが書かれており、要するに、「科学的根拠を含む」という記載があるだけなのです。延長大陸棚申請というのは、各国の陣取りというか、国土を延長するということで、今までは戦争や政治的な話し合いなどの下、力で拡張してきたという経緯が歴史的にはありますが、歴史的に初めて客観的な事実、科学的根拠を示せば拡張を主張することができ、それを提出するために科学的データの収集・解析・解釈が必要で、そのメインの役割を科学者が担えたという意味で非常に「**希有な科学的役割**」であったと言えましょう。

以下では、どのような意味において「希有」であったと言えるか、について詳述したいと思います。

<科学が果たした希有な役割という意味>

「科学」という expertise が職業(社会的に役立つ活動)としても重要な資質として認知されるようになったのはいつ頃からでしょうか。この人（物）には「技術」がある（必要）といえば、もう一も二もなく意味は了解される（と思われる）のと対照的なことです。しかも、「科学技術（科学・技術）」という用語は現代社会の『枕詞』になっていますが、深く意味や定義を考えれば悩ましい限りです。閑話休題。「大陸棚申請」という極めて国益に直結した、時代が時代ならば極めて剣呑な政治的課題であると考えられる「領土の帰属問題」が、「科学的根拠に基づく審査（審議）事項」として扱われる時代になったのだというのが私のいう意味です。この「科学に求められている役割・状況」を英語で表現すれば、”challenge”という言葉が使われていますが、その和訳のひとつである「挑戦」という意味とは随分異なっていると感じます。ネットで、challenge の語源を調べてみると
(http://www.etymonline.com/index.php?term=challenge)；
1292, from O.Fr. *chalenge* "accusation, claim, dispute," from L. *calumnia* "trickery" (see *calumny*). Accusatory connotations died out 17c. Meaning "a calling to fight" is from 1530. *Challenged* as a euphemism for "disabled" dates from 1985.　というのが見つかります。

ここでいう申し立て（claim）とか、論議（dispute）を科学的に行うという意味が日本語としてもっともよく合っていると思います。「挑戦」という言葉は英語の”challenge”が持っている守備範囲とほんの一部しか重なっていないようです。

<次のパラダイムは何か>

大陸棚調査などに代表される国主導のプロジェクトだけではなく、近年の地球環境問題に関連する課題においては、陸域、海域を問わず、観測・シミュレーションともにグローバルな理解の為には、ローカルなスケールにおいても分解能を落とさずにかつグローバルなスケールに接続することが必要である（それでも不十分）という認識が一般化しています。複雑系の研究戦略としては、「広く薄く（グローバル)」を押さえて「狭く深く（ローカル)」を攻める、という手法は原理的にうまくいかないからです。しかし、それでは次のパラダイムは何であるのか、私にはわかりません。原理的には決断できなくても、現場ではチャレンジされるのが社会の常であるのかもしれません。

<地形情報>

日本の大陸棚申請は、審査がまだ緒についたばかりであり、申請に用いられたデータの利用法などに関する具体的解説はここではできません。しかし、我国の申請に用いられた地形データは地球科学にとってもっとも基礎的な情報であり、大陸棚申請のために、海洋情報部等によって 25 年以上にわたり蓄積、更新されてきた大きな成果です。しかも広大な面積と高コストである海域での調査においては、同じ場所での再計測が一般に難しいというハンディがあるため、海洋調査データは、広く共有すべき（されてきた）貴重な情報・資源です。1980 年代初めころ我国でも導入が始まったスワス測深（マルチビーム測深ともいう）技術はそれまでの海底地形調査の精度と効率を飛躍的に進歩させました。現在もなおスワス測深技術の多機能化・高機能化が行われており、精密な海底地形データの蓄積を加速させています。

我国の申請で用いられた地形データを使ったポスターが採択された「世界海洋の日」（毎年 6 月 8 日）に合わせて国連でも展示されました。同じ画像が以下のリンクでも見られます。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/WOD/index_2009.html

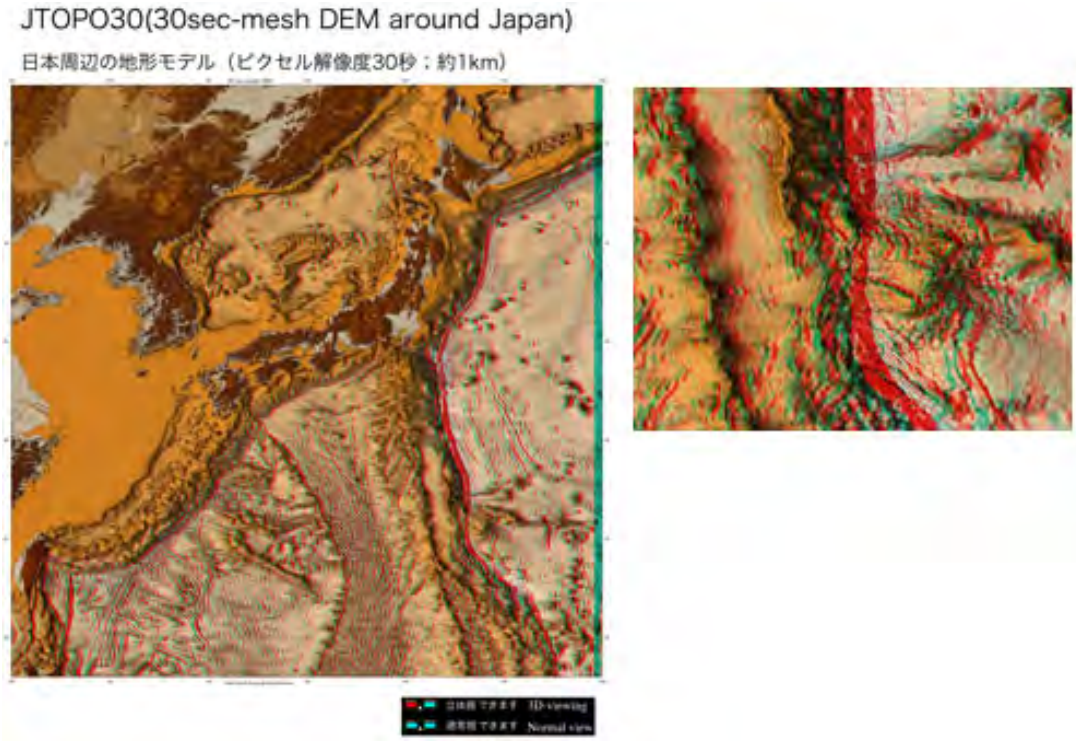

図 1　日本周辺の海底地形のデジタル版基礎データとして使われてきた JTOPO30 は、2009 年 2 月からは Google Earth でも利用されるようになった。

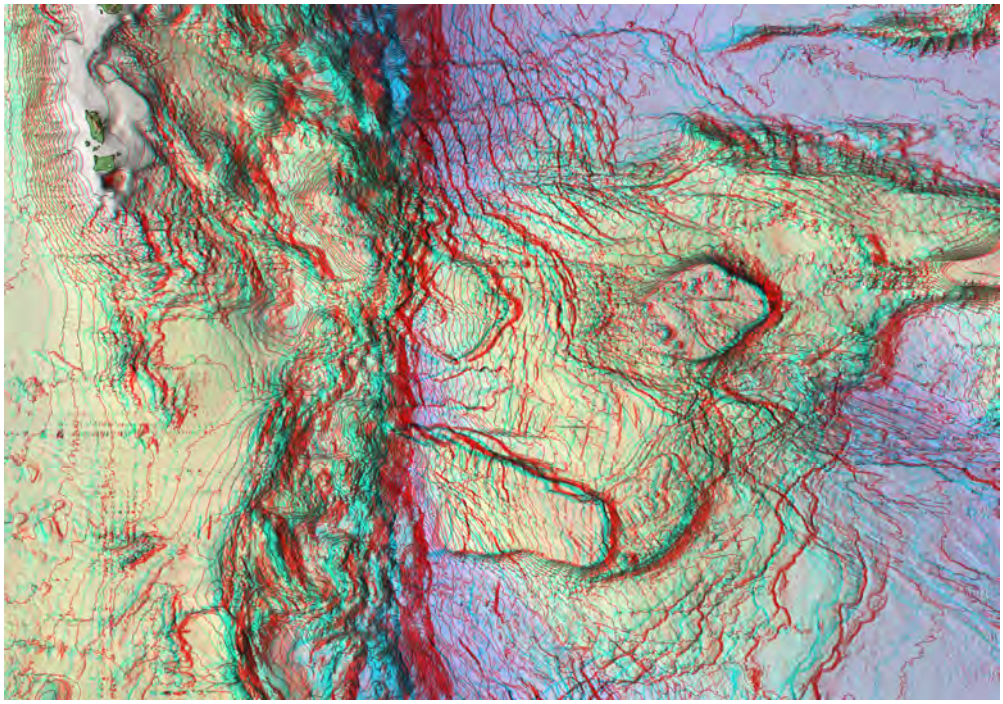

図２　大陸棚調査で蓄積された新しい海底地形デジタルデータはより詳細で、かつ多くの新しい発見に結びついている。小笠原諸島を乗せる陸塊に小笠原海台という巨大な海山群がテクトニックな衝突をしているところのアナグリフ立体（３D）海底地形図。

＜基礎科学と応用科学の両立＞

昨年のオバマ大統領の就任によって、9000 人規模の職員を抱える米国地質調査所（USGS）の所長に Dr. Marcia McNutt（写真）が初めての女性として選任され、同時に USGS が所属する内務省長官の科学顧問(Science advisor)にも就任しています。

写真　2009 年 12 月の AGU 学会で特別レクチャーを行った USGS 初の女性所長となった Dr. Marcia McNutt(1952-born)。USGS は 9000 人以上の職員を擁する内務省の研究機関。彼女は同時に内務省長官の科学顧問（Science advisor）に就任。
略歴：USGS メンロパークで地震予知などの研究、その後 MIT の地球物理学の教授、さらに、カリフォルニアモンテレーの MBARI 研究所に 12 年間 president and CEO として在職のあと、2009 年から USGS の所長。

昨年 12 月にサンフランシスコで開催された米国地球物理学連合学会（AGU; American Geophysical Union）で企画された特別講演の講師として招かれた彼女の講演を聴く機会を得ました。講演の論旨の流れは以下のようでした。私が所属する、旧地質調査所(GSJ)を含む産業技術総合研究所（職員規模：数千名）より大きな USGS の所長の話だったので興味を持って聞きました。

（1） 科学研究の評価（分類）基準軸に 2 つあり、一つは「より基礎的か応用的か」の軸で、他は「社会的効用の度合い」による軸の二つである。その分類の組み合わせで意味のある 3 つの分類として、１）基礎的でかつ社会的効用の低い研究、例えば 20 世紀初頭の原子物理学におけるニールス・ボーアに代表される研究、２）応用的でかつ社会的効用の高い研究、例えば発明王エジソンに代表される研究、そして３）基礎的科学テーマであり、かつ社会に役立つ成果が期待される研究、その好例としてパスツールによる発酵現象の研究がペニシリンの発見に結びついたことをあげる。この分類法の特徴をよく表す３）に分類される研究から、この分類法をパスツールの４象限（Pasteur's Quadrant）と呼ぶ。（この分類法は Donald Stokes の同名の本によって初めて紹介された。）

（2） USGS は内務省に所管され、社会的要請に合致した目標をもって研究を行う「ミッション主導型の研究所（mission oriented agency)」である。つまり、上記分類の２）もしくは３）の研究を行う組織である。

（3） USGS で行われている研究のなかから、特に上記分類で３）に分類される研究を含む社会的有用な研究をいくつか選んで紹介した。

（4） 最後に「USGS で行われている研究の妥当性／成果に対する評価は何によって担保されるのか」という聴衆の質問に答えて、「peer review による」と発言しました。

Applied and Basic research

Quest for fundamental understanding?	**Yes**	Pure basic research (**Bohr**)	Use-inspired basic research (**Pasteur**)
	No	--	Pure applied research (**Edison**)
		No	**Yes**
		Considerations of use?	

The result is three distinct classes of research:

1. Pure basic research (exemplified by the work of Niels Bohr, early 20th century atomic physicist).
2. Pure applied research (exemplified by the work of Thomas Edison, inventor).
3. Use-inspired basic research (described here as "Pasteur's Quadrant").

図３　社会学者 Donald Stokes による研究の分類法、パスツールの４象限（Pasteur's Quadrant）の説明図。（wikipedia から抜粋）

＜コンピュータが加速させる可視化技術と錯視現象＞

「百聞は一見に如かず」という言い回しは、コンピュータによる可視化技術を推進（吹聴）するための常套句のひとつ（自分でも使った）だと思いますが、聞き飽きると反発したくなるのが人情でしょうか。違うことも言ってみたくなるものです。例えば「『一を聞いて十を知る』も大事だ」などと。それでもやっぱり「アバター」（３D 映画）は面白いですね。

しかし、感情的になるだけでは説得力がないので、「感覚的」に訴えようかと思います。いえ、「『論理』的」の間違いではなく「『感覚』的」にです。

生き物の一種である人は、「感覚」器官を通して外界を「知覚」し、進化による戦略的機能を獲得した脳によって「認識、理解」し、「行動」していると考えられます。（「感覚」—＞「知覚」—＞「認識、理解」—＞「行動」という流れの他にもっと複雑な相互作用があることは薄々気付いていますがここでは議論しません。）

我々は３次元空間の世界に住んでいますが、「見る」という知覚行動は、２次元断面の視覚情報を通してしか空間を見ていない行動です。言い換えれば、３次元物体（空間）を２次元視覚センサーでしか探知できないし、脳にはその２次元画像情報を処理する機能しかないのです。さらに強調すれば、人は二次元画像ならば、そのままで認識できる機能をもっていると言えます。従って３次元物理空間の計測情報を可視化するとは、「３次元情報」を「２次元に解釈した画像」に投影（変換）するということです。錯視現象はこの３次元実体情報を２次元感覚情報（視覚刺激情報）へ変換する過程で生じます。例を２つ挙げます。

（1） 錯視現象その１

非常にシンプルなデザインであるのに、劇的なイルージョンを起こす例として、2007 年に亡くなった米国のマジシャン Jerry Andrus(＊１)が考案した『視覚的錯覚』を引き起こす三次元オブジェクト（ドラゴンの紙模型）があります。以下の図４は、自らは動かない紙模型のドラゴンをいろんな角度からデジカメで撮って並べたものです。画像中に黄色の矢印で示したように、台座の向きとドラゴンの頭の向きの関係が、カメラの撮影方向に応じて変化します。つまりドラゴンが首を振っているように感じます。見ている人がそう感じているだけです。ムービーで見ればもっと劇的な体験ができます。人の目は騙せても、機械の目は騙せないはずだ、という先入観を裏切られるからかもしれません。

＊１　Jerry Andrus：アメリカのマジシャン（2007 年没）。http://jerryandrus.org/ を参照。

図４　錯視を生じる三次元模型のスナップショットとその三次元構造を示すアナグリフ画像。ドラゴンの頭部が常識的な形状とは異なり、観察者に対して凹んでいる。この模型の作り方や錯視のビデオは、http://jerryandrus.org/からたどることができる。

（２）　錯視現象その２

研究現場も錯視現象であふれています。しかも錯視現象とは言わずに３D 画像とか、VR（バーチャルリアリティ）とか、別の表現をしているかもしれませんが、見方をかえれば「錯視」を利用した可視化技法のひとつです。下図にコンピュータで作成した３D 画像を示します。図５中の(A)は富士山周辺の地形を地下深部から斜め上に見上げた場合の単眼の透視図。(B)は同じく富士山を上空から見下ろした場合の単眼透視図。(C)は宇宙航空研究開発機構　(JAXA) のウエブサイトからダウンロードした、通称「かぐや」による月面ハイビジョンムービー『地球の出』を画像シークエンス（駒画像）に分解し、ある程度の視差を生じる２枚の画像を選択し、アナグリフ立体写真として合成したものです。人間は左右の視差でしか立体感を感じないはずなので、元の画像を９０度回転して表示しています。(D)は小笠原諸島周辺の広域海底地形データから複眼（２つの視点）の鳥瞰図（最近は鯨瞰図ともいう）を多数作ってムービーに合成したもので、(C)同様に青赤メガネを用いると立体視ができます。

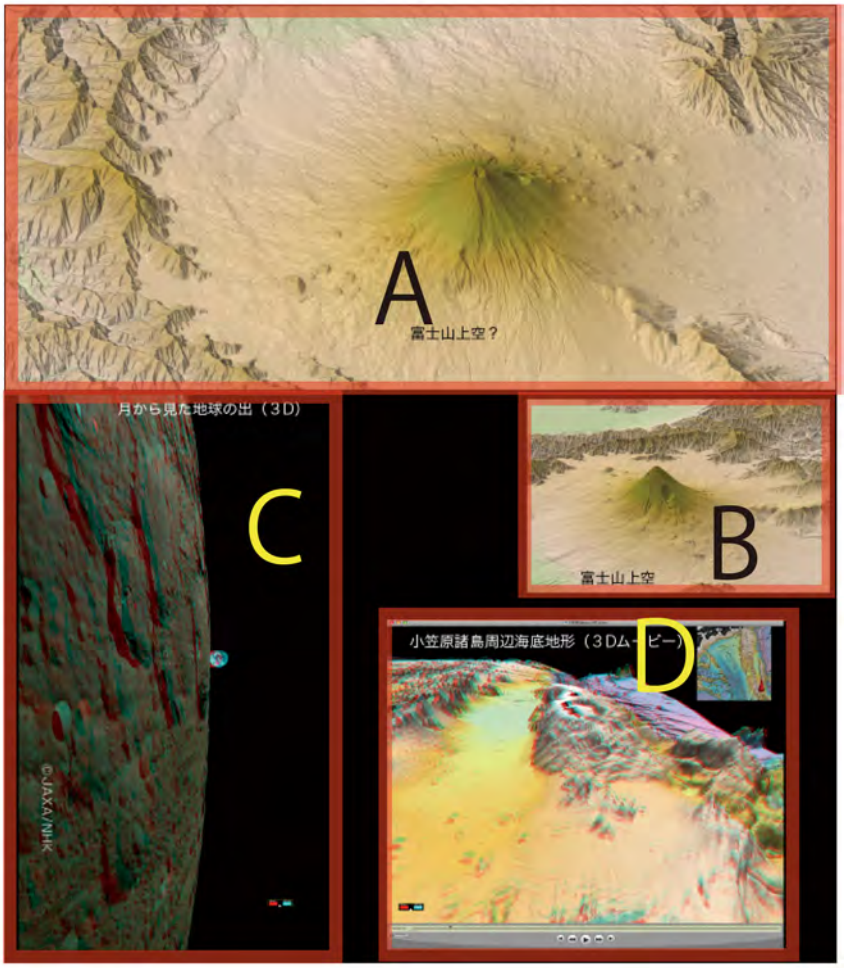

図５　錯視現象を積極的に利用して３次元空間を視覚的にわかりやすく表現しようとする技術が花盛りです。

＜『錯視現象』の必然性＞

三次元物体や投影された二次元画像を見たときに我々が感じる『錯視現象』を生じさせる二つのを示しました。実際には凹んでいるものが膨らんでいるように見えたり、その逆に感じたりするのはどうしてかという説明には、人の知覚と認識のメカニズム（脳の機能）についても知る必要があるはずですが、私の専門外です。しかし、人（脳）に錯覚を引き起こしている外部要因に関しては、以下のようなことが言えます。それは、『三次元情報（富士山も、ドラゴンも）を、二次元平面に投影した情報からだけでは、元の三次元情報に復元できない』場合があるということです。つまり、人の目（単眼）に写った画像も、ビデオや写真で撮影された画像も二次元なので、情報が失われている（足りない）のです。しかし、脳は私たちが通常意識していない特殊な機能を使って、二次元情報から三次元を復元することができるため、我々は三次元をちゃんと認識したり、錯視したりしていると考えられます。

この錯視を引き起こす『外部要因』についての説明を、図６に示します。結論をまず言葉で表現しておきます。『“ある三次元物体”を任意の視点で、二次元平面に投影した画像と、“その三次元物体の鏡像”が実像だと仮想した場合に生じる投影画像とが区別できない（二次元画像として同一である）別の視点が必ず存在する。』ということです。

それでは、図６の説明をします。（１）実際の物体の輪郭線を紺色の実線とします。（２）実際の視点を紺色の目の位置とします。水色の矢印は、実際の物体から目に届く光線です。（３）水色の目の視線は、紺色の目の視線と同一線上（平行）ですが、向きが逆です（実際の物体を裏側から見た場合と考えてください）。（４）赤い点線は、任意の基準面に対する、紺色の実線の鏡像です。（５）赤色の目と、赤い矢印は、水色の目とその位置から見た場合の視線の鏡像です。そしてこれが、紺色の目が見る画像と区別のつかない仮想的な物体のからの光線と目の位置になります。

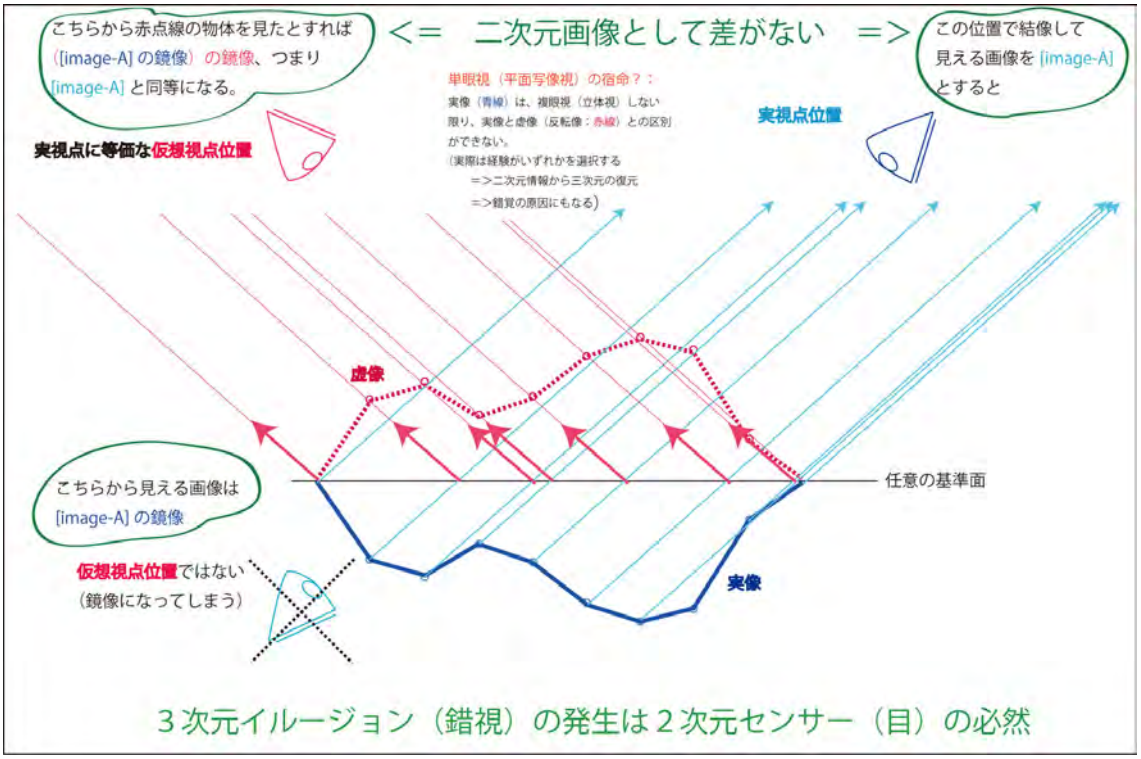

図６　三次元物体が錯視を起こす外的要因の説明図。紺色の目の位置から見た紺色の物体（実体と仮定）の像は、赤色の目の位置から、赤い点線の物体（実体の鏡像）を見たときの像と区別が付かない。そして、紺色の目の位置を連続的に変化させれば、赤色の目の位置も連続的に変化するため、人（脳）は、はじめに認識したのが虚像であってもそうとは気がつかないのだと考えられます。

地下から見上げた富士山もドラゴン紙模型も、実際の視点からは、図で青の実線で示したように、観察者に対して凹んでいるにも関わらず、あたかも赤の点線で示したように、飛び出したような表面をもっていると錯覚していることから生じていると考えられます。なぜ錯覚するかといえば、見えている物

体の表面のテクスチャーが経験的に膨らんでいるもの（場合によっては凹んでいる）と思い込んでいるからではないでしょうか。物理的には、我々の網膜上に結像する実際の画像の各光点の発信源は、もともと青の実線上にあったものなのか、それとも赤の点線上にあったのかは単眼（投影された網膜上の二次元画像）では区別できないことは今説明しました。

＜最後に＞

この錯視現象が地球科学とどんな関係があるのかを少し述べます。コンピュータの可視化技術の発達によって、VR（バーチャルリアリティ）という技術体系が多くの分野で覇を競っています。文字通り地に足を着けた分野である地球科学も、GIS や可視化技術の大きな恩恵を受けています。例えば、実際に行くことのできない海底や地下深部の観測データやその成果などが、コンピュータグラフィックスを使って再構成され、疑似体験（可視化された VR 体験）できるというわけです。しかし、VR の最終目標を、人の知覚能力に対して、現実世界と本質的に変わらない刺激環境を作り出すことと考えれば、“究極の VR”世界は、自然そのものではなくて、自然のもつ感覚刺激環境の複製のことだといえます。“究極の VR”世界を構築するためには、自然の深い理解が必要ですが、“究極の VR”世界そのものは、人の知覚の総体を超えるものではないと考えられます。我々が自然を科学的に知るという行為に、知覚(perception)—＞認識(recognition)—＞理解(understanding)という段階があると考えれば、VR はすべての段階での知識を前提としながらも、perception の世界に目標をもっていると言えます。そして、この perception のレベルでは、人は本質的に騙されている（錯覚と現実の狭間を行き来している）のだと考えられます。

VR の技術は可視化技術だけのものではありません。人間のもつあらゆる感覚を研究して、VR として再構築することでいろいろな応用が考えられているようです。マイクロマシンの製造やコントロール、極限環境下での作業補助や医療現場での応用などが進行しているようです。

参考資料：

三次元空間の認識（経験か必然か）：錯覚と現実の境界、岸本清行、地質ニュース 655 号、p63-65、2009 年 3 月、ISSN 0009-4854

この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成21年度　大陸棚の限界拡張に関する調査研究報告書

平成22年3月発行

発行　海洋政策研究財団(財団法人ｼｯﾌﾟ・ｱﾝﾄﾞ・ｵｰｼｬﾝ財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16　海洋船舶ビル
TEL 03-3502-1828　FAX 03-3502-2033
http://www.sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。
ISBN978-4-88404-242-4